

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

特集=企業社会の転換と文化

- 残業およびサービス残業の実態と労基法改正の必要性
- レギュラシオン学派による「日本の労使関係論」批判
- 日本型産業社会の現状と展望
- 消費社会と文化
- 真の「文化経済学」とは何か

研究者群像》浜林正夫先生に聞く

森岡孝二
黒田兼一
池上 慎
角田修一
大西 広

71

1992年

11月

1981年5月20日
第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

—第66号

特集 再考！ 社会主義

- 『資本論』の社会主義……………大野 節夫
スターリン体制の形成・確立・展開……………森岡 真史
東ドイツの市民革命とドイツ統一……………芦田 亘
《研究者群像》 宮本憲一先生に聞く（下）／ほか

—第67号

特集 I 女と男の経済学

- 女性論・婦人論論争から学ぶもの……………柴田 悅子
男女雇用機会均等法の施行をめぐって……………久米 弘子
経済学とフェミニズム……………角田 修一

特集II 現代日本資本主義論争にむけて

- ポスト・フォーディズムと日本資本主義……………伊藤 誠
日本型システムと「フレキシビリティ」……………十名 直喜
日本資本主義と新自由主義……………篠田 武司
《研究者群像》 黒川俊雄先生に聞く／ほか

—第68号

特集 解剖！ 企業社会ニッポン

- 「会社本位」の構造……………奥村 宏
日本の経営の働くかせ方……………熊沢 誠
フォーディズムと日本の生産システム……………成瀬 龍夫
《研究者群像》 川口弘先生に聞く／ほか

—第69号

特集 地域再生の課題

- 地域経済論の現状と課題……………福田 善乙
内需拡大・生活重視政策とリゾート……………中谷 武雄
「えひめ瀬戸内リゾート構想」の特徴と問題点……………鈴木 茂
地域開発における地方自治の主張……………橋本 了一
《研究者群像》 早川和男先生に聞く
《権利を創る》 三洋電機定勤パート労働組合／ほか

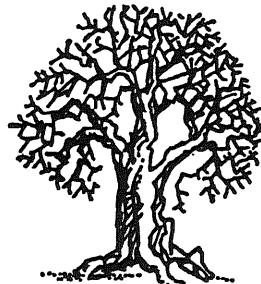
—第70号

特集 働きすぎ／働かせすぎ社会の構造

- 働くものの人権と経済学の課題……………川人 博
労働時間の国際比較による日本社会の特質……………福島 利夫
雇用問題からみた「働きすぎ社会」……………伍賀 一道
労働市場の国際化と日本の底辺労働者……………仲野 組子
《権利を創る》 全日本損害保険労働組合／ほか

経済科学通信

第71号（1992年11月）



研究者群像(17)●浜林正夫先生に聞く……………	2
特集●企業社会の転換と文化	
特集によせて……………	編 集 局 13
残業およびサービス残業の実態と労基法改正の必要性…森岡 孝二	14
レギュラシオン学派による「日本の労使関係」論批判…黒田 兼一	26
日本型産業社会の現状と展望……………池上 慎	33
消費社会と文化……………角田 修一	39
真の「文化経済学」とは何か……………大西 広	47
現場からの発信(4)●構造調整下の東北農業・農村の実態……………神田 健策	52
入門講座(6)●近代経済学からみたマルクス地代論……………石上 秀昭	55
論文●教育投資論の日本の特性……………柿沼 昌芳	59
森林の公益的機能と危機的状況……………落合 貞夫	63
海外通信●モスクワ見聞記(2)……………森井久美子	68
海外書評●ボトモア編『マルクス主義思想辞典第2版』……………重田 晃一	71
書評●重森曉著『分権社会の政治経済学』……………鎌倉 健	74
寺西俊一著『地球環境問題の政治経済学』……………角田 知生	75
望田幸男・大西広著『ゆれる大人=男性社会』……………古来 勝巳	76
川人博著『過労死社会と日本』……………水野喜志彦	77
基礎研だより●盛会に終わった第15回研究大会……………	79
ゼミ紹介(3) 入門近代経済学……………	80
読者アンケートの結果について……………	82
読者の声●……………	46
編集後記●……………	85

浜林正夫先生に聞く

以下は、さる6月18日、東京都内で行った
インタビューを編集局でまとめたものです
(聞き手=二宮厚美、森岡真史)。



英語学者だった父親の影響

—— 先生は、何人兄弟ですか。

浜林 五人兄弟ですが、僕が生まれる前に一人死んでいますから、四人の末っ子です。僕の兄貴は、偏屈な秀才タイプで、四修で（5年生をとばして）静岡高校に入ったのです。それで静岡高校から一年浪人して東大に入ったのですが、その勉強中身体をこわしてしまって、休学して療養生活をしていたおかげで軍隊に行かずにすんだのです。戦後になって復学し卒業はしたのですが、昭和35年ごろに結核で死にました。内向的で英語もドイツ語も僕よりうんとできましたよ。

—— お父様の浜林生之助氏は英語学者で、小樽高等商業で教えておられたのですね。

浜林 親父は、三重県出身で、貧乏だったので授業料のいらない師範学校から広島高等師範学校に進み、最初は、西日本の鹿児島県の川内にいきました。どういうわけかその後、福島に行ってその後小樽に行ってます。何回か喧嘩しているんでしょうね。本来なら西を回っていくコースでしょう。

—— 赴任されてからは、生涯小樽ですか。

浜林 ええ、ずっと小樽です。小林多喜二を教えてているはずで、伊藤整の作品には出てきます。しかし小林多喜二には、全然出てきませんね。

馬鹿にされていたんじゃないでしょうか。

—— 私は、大学の時に偶然、伊藤整の小説を読んで、ああ小樽はこういうところかと思ったことがあります。伊藤整は、たしか多喜二の一学年下ですね。

浜林 ええ、多喜二に対してものすごいライバル意識というかコンプレックスのかたまりをもっていたようです。

—— 伊藤整は、一生そのコンプレックスを背負いつづけなければならなかったとも言われていますね。

浜林 才能のこともあるのでしょうが、プロレタリア文学に命をかけたということに対するコンプレックスが一生抜けきれなかったのです。わたしが小林多喜二の記念碑を立てるための責任者つまりお金を集める仕事を引き受けたとき、伊藤さんのところにいきました。そのとき、彼は、かなりの大金を寄付してくれたうえに、「足らなければまだ出します」と大変好意的でした。

—— 先生は、英語圏であるイギリス経済史、アメリカ経済史を研究したというのは、お父様の影響でしょうか。

浜林 英語は親父の影響です。ただし英語を親父から教わったという記憶はありません。家に英語の本がたくさんあったぐらいです。中学生のとき、一生懸命単語帳で例えば、schoolは学校、gardenは庭と暗記していると、「よく

そんなもので暗記できるな」とひやかされ、わからぬ単語があっても筋で追えと言われました。僕は、今それをまねして学生に「いちいち辞書をひくな」と言っていますが、「先生、それは無理だ、1ページにわからぬ単語が一つぐらいならいいけど、かたっぱしからわからぬ」と言われます。そういえば、英語のことで親父からほめられたことがあります。僕の中学校の英語の先生が親父のところへ勉強に来るのですが、ある時英作文の問題に、「日本の使命は何か」云々という日本語を英語に直せという問題がありました。僕は使命と言う言葉が分からなかったので、What Japan must doと書いたのですが、「そういう言い替え、わからぬ単語をわかる単語に言い替えることが大事なのだ」とほめられました。親父がいつも言っていたのは、「やさしい英語を書け、日本語に直すときは直訳をするな、翻訳と言うことは一つの創造 creationだ」ということです。そういう意味で、間接的にはいろいろな影響を受けています。もっとも、水田洋さんには、僕の翻訳は崩しすぎ、意訳しすぎだといいわれています。

日本語の表現を大事にした翻訳

—— たしかに先生の書かれたものは、日本語を読む限りでも、あまり学者ぶらないといいますか、難しく言う必要の無いところではできるだけ言葉がわかりやすいという印象を受けます。

浜林 変な話ですけれど、「お前の文章には権威がないから、もっと難しくしろ」といわれることもあります。これもやはり親父の影響があると思うのです。親父の文章も、僕みたいにエッセイ風で、たぶん夏目漱石のまねをしたのでしょうか、「知にはたらくと角がたつ」式の文章を書くのです。

—— 日本語の持っているニュアンスをできるだけ活かすということですね。

浜林 僕は翻訳がわりと好きなのですが、字引をひいて言葉を当てはめていくのではなくて日本語でどういう風に表現するかを考えるのが好きなんです。一番最初にやったのがトーニーの『ジェントリの勃興』(1957年、未来社)です。あれは、大塚久雄さんによめられたのですよ。

それから、英文学の先生にも、「この翻訳は珍しく原文よりわかりやすい」とほめられました。おもしろい誉めかたがあるものだと思いました。
—— 実際、翻訳には、読みにくいものがたくさんありますね。

浜林 水田さんの翻訳は、厳密ですけど、あれだけ読むとわかりにくいでよ。彼は、僕の翻訳を崩しすぎと言うけれど、彼のは原文にとらわれすぎて、句読点まで動かさない、コンマのあるところには点を打つのです。ピリオドを無視するのは問題だと思うけど、コンマぐらいはね。

親父は僕の翻訳をみずには、僕がまだ学生のときに死にました。進駐軍の通訳にかり出され、ジープに乗せられ北海道中を回ったのがオーバーワークになり、終戦直後で食べ物もなくなく栄養も悪く亡くなりました。結核ですから今ならうまいものを食って寝ていれば死ななくてすんだでしょう。そういう意味では戦争の間接的な犠牲者ですね。

敗戦前後

—— 先生は、1945年、終戦の年にちょうど20歳になられている。

浜林 そうです。ちょっとだけ軍隊に行ったのです。終戦の年の3月に徴兵検査があり、7月に入隊しましたが、8月15日に戦争が終わりました。

—— 戦争についてはどのように受け止めておられたのでしょうか。

浜林 先頭を切って軍国少年をやるというわけでもなかったのですが、しかし1941年12月8日に戦争が始まった時、僕は「万歳」と言いました。僕は当時旧制中学校の4年生で、気分としては諸外国に包囲された圧迫感があって、それを開戦で突破したというので一種の解放感があったのです。ところが、親父は、もっと年上ですから事情を知っていて、「困ったことになった」と言っていました。

—— お父様は、やっぱりリベラリストだったのですか。

浜林 リベラリストです。やはり、大正デモクラシーを知っている人と知らない人とのでは、か

なり違いますね。筋金入りという程ではありませんが。

—— それは、戦後の例えは安保闘争を知っている世代と知らない世代とに良く似た現象かもしれませんね。

浜林 治安維持法にひっかかった人達、思想犯の人で釈放になった連中を観察する保護司を親父がやっていました。思想犯の人達が時々家に来て親父と話をするのです。これも今になって思うのですが、別に思想を善導している様子はなく、向こうの方が何か一方的にしゃべっているのをふんふんと聞いていただけでしたね。その連中から戦後「お父さんにお世話をになりました」と言われて、こっちも困りました。

—— 先生は、中学校や高校の時には、研究者になろうとは考えておられなかったのですか。

浜林 ええ全く思ったことはありません。将来のことを考えるというようなことがなくて、いかに徴兵を逃れるかという目先のことしかありませんませんでした。僕は、東京商大の予科に進学したのですが、これは、兄貴が静岡高校から東大を受けるための受験勉強で体をこわしてしまったのを見て、親父が「予科へ行けばストレートに本科に行けるから」と進めたためです。予科に入ったのは昭和18年（1943年）ですから、あと2年すれば軍隊だということが歴然としており、将来何になるなんて全然考えられなかつたのです。

僕の人格形成は、むしろ本科です。予科のとき僕は、初めてマルクスという名を聞きました。寮の上級生がひそひそ声で、「昔マルクスという男がいた。そいつの書いた本を持っているとばくられるので、俺は天井裏に隠している」と言うのです。

—— かろうじて大学には残っていたのですね。

浜林 僕より五・六年上までは治安維持法違反で引っ張られた学生がいたようです。僕らの頃は、思想犯ということすらありませんでした。

—— その時は、マルクスの名前をきいただったのでしょうか。

浜林 ええ、中身は知りません。僕が、その先輩から聞いたのはむしろマックス・ウェーバーです。僕が『資本論』を最初に読んだのは、終戦後大学へ戻って学部の二年ぐらいですか。古

い改造社の高畠素之訳のものです。どうして読む気になったのかよく分かりませんが、親父が心配そうな顔をして「お前共産党に入るなよ」なんて言ってました。その頃は僕は、全くノンポリで、ボート部にいました。ただ僕の同期や一年上は、その時大量に共産党にはいりましたよ。

—— 戦後の解放感があふれていた時代ですね。

浜林 そうです。

—— 先生は、敗戦をどういう気持ちで迎えられたのですか。

浜林 その時は、放送を聞きながら泣きましたね。何か一生懸命やってきたことがガラガラと崩れる、そういう一種の虚脱感みたいなものです。ところが、その時僕は幹部候補生で、仙台の予備士官学校にいたのですが、その中で「皆で切腹しよう」と言い出すものがいたので、これはまずいと思ってあわてて「まあまあ」と言って止めたのです。次の日になったら、切腹はやめたのですが「手榴弾をもって山にこもろう」と言うのです。それも「まあまあ」と止めたら、一週間ぐらいしてようやく、「帰ろう」と言いました。そういうことを言っていたのは師範学校出身者です。大学からきている連中はだいたい軟弱で、早くから帰ろうと言っていました。上官も、大学からきている人は、たるんでいるので楽でしたよ。演習だと言って、山陰につれていって昼寝をさせてくれるのです。これがたたきあげの人だと、もう大変でした。

—— 戦後、現在の一橋大学で二年ぐらい学生生活をおくったのですか。

浜林 ええ、そうですね、一年生の7月1日に入隊して8月15日に終戦、8月末に帰ってきましたから、夏休みにちょっと行ってきたようなものです。9月には復学して、それから二年半いました。それまでは、勤労動員でぜんぜん勉強していませんでした。

ボート部の思い出

—— ボート部にはどのような思い出がありますか。

浜林 ボート部には予科の時から入っていました。一橋のボート部は伝統があり、昔は全員が

ボート部員だったのです。中山伊知郎がボート部長でね。全員というのは、一年の時にみんなにボートを漕がせ、その中で身体のでかい奴とか元気な奴をピックアップして本物のボート部にしたてるのです。体格がいいせいか、それにひっかかっててしまった。ただ運動神経はあまり良くないので、結局は、たいしたことはしなかったです。

—— 後に一橋に赴任された時に、ボート部の顧問をされていますね。

浜林 ええ、3・4年しました。しかしこの頃は一橋のボート部は弱いようです。巨人軍じゃないけれど、伝統の重みにつぶされている。これは、あまりOBが口をだすからいけないのでしょう。「京大のアメフトはのびのび好き勝手にやらせているから強い」という新聞記事をOB会で配った奴がいるんですよ、そしたら先輩が怒って、「何を言うか、しごきの精神こそ大事だ」と。僕はあれでだめになったと思っています。部長をやっている時にそういうことも言ったのですが、結局はだめでした。OB会には強かった時の人しか出てこない、戦前一番強かつたときにオリンピックに行ったのがありますので、自分のやり方がいいと思って、勝手なことを注文するのですよ。

イギリス経済史の研究へ

—— 戦後大学を卒業して小樽に就職されてからイギリス経済史研究に入ったのは、どういう経緯でしょうか。

浜林 本科にはいった時には、最初理論をやるつもりで、山田雄三先生のゼミに入りました。ところが一回もゼミが開かれないうちに勤労動員で引っ張られてそのまま終戦となり、帰ってきた時にゼミを変えたのです。どうして変えたのか自分でもうまく説明ができないのですが、歴史の村松恒一郎先生のゼミに入り直したのです。アメリカのことをやりたくなったことが強いて言えば理由でしょうか。ですから直接の先生は、村松先生です。この人は、本を書かない人でした。唯一、後で弟子が論文集をまとめて出したのがあるくらいで、他に岩波文庫でブルクハルトのイタリア・ルネサンス文化論の翻訳

をしていました。ルネサンスの専門家なのです。僕の時は、経済史の先生が三人いて、古代が上原専禄、中世が増田四郎、近代が村松先生なのです。近代を選んだのは、古代中世をあまりやりたくなかったからだけです。その頃の上原先生のゼミのテキストは、ラテン語なのです。それでもめげずに上原ゼミに行ったのは、現在フェリス女学院大学の弓削達、それからビザンツをやっている渡辺金一という二人の秀才ですね。彼らは、学生の時からすごい秀才で、恐ろしくて僕なんかは近寄れなかったです。今でもその話をすると、「お前、そんな恐ろしそうな顔はちっともしていなかったぞ」と、弓削さんに言われますが。上原先生にかなり後で会った時、「先生まだラテン語を使っているのですか」と言ったら、「新制大学になってからは学生に妥協してドイツ語にしました」と言われました。上原先生は、ラテン語の授業も担当されました。「外国の学会に行くとラテン語を話すとどこの国の人でも通じます、あれは国際語だから」と言われました。当時のヨーロッパでは、常識だったのでしょう。今は、イギリスの本でもラテン語の引用にはいちいち英語の訳がつくようになっています。

—— 先生のお書きになったのをみると、歴史というより思想史ですね。

浜林 そうですね、思想史です。僕は、理論に行かなくて良かったと思います。理論家にはとてもなれない。そういうわけで、はじめアメリカをやっていて、卒論は、アメリカ史についてです。けれど、こんなことをいうと怒られるかも知れないけれど、アメリカの歴史は底が浅いと感じました。今は違うかもしれません。それともう一つは、偶然の重なりです。当時は大学のポストはどこでもがら空きでしたから、学部卒で、大学院に行かないので小樽商科大学（当時は経済専門学校）に就職しました。何か講義しろと言われて困ってしまい、「何もしゃべることはありません」と言ったら、「卒論を書いてだろう、その内容をしゃべれ」と言われてますます困りました。学生の中には、僕より年上がけっこういたのです。そのなかに、僕の中学の上級生がいて、おっかなかったです。後で聞いたら、「あいつは俺に落第点をつけるの

ではないか」と向こうも戦々恐々だったそうです。小樽では内地留学で二年間勉強を出てくれて、ようやく本格的な研究生活が始まりました。学生とほとんど同じ年なので、一緒に酒を飲んだりして、そういう意味では楽しかったです。

小樽には経済史ということで採用になったのですが、そのときに、「講座がこれだけ空いているからもう一科目持て」と言われました。戦後のがら空きの時期で、今のオーバードクターが聞いたら羨ましがるでしょうね。財政学はどうだと言われたのですが、結局僕は社会学を選びました。社会思想史的なやり方でやろうということで、その時から思想史の勉強を始めたのです。ちょうど水田さんがホップズを書き始めた頃で、ルソーをやりロックをやり、それから哲学も勉強しました。高島善哉先生は、僕が予科の時の主事をされていました。僕は、今で言う自治会、当時はもちろん官製の学生組織なのですが、その役員をやっていたのです。高島先生が予科の主事ですから折衝があったり、先生の家へ行ったこともあります。直接教えを受けたことはないです。水田さんは高島先生の弟子で、僕らの7～8年先輩です。

—— 高島先生の門下生は、かなり幅広くいましたか。

浜林 ええ、多いです。長洲一二さんとか平田清明さんとか本間要一郎さんなどですね。僕はときどき高島ゼミと間違えられるのですけれど、間違えられるだけでなく高島ゼミの集まりに招待されたりしたこともあります。高島さんの80才のお祝いの時も呼ばれてスピーチをやれと言われました。高島先生は覚えていてくださいましたけどね。

反戦運動への参加

—— 朝鮮戦争のときの反戦運動が、社会運動としては、はじめてですか。

浜林 ええ、朝鮮戦争が始まだと思います。はじめてといっても特別なことをしたわけではなく、集会に参加した程度ですが、あのときは占領下で、下手なことやると占領政策違反で引っ張られるのです。ポスターを貼っただけで、何

がなんだかわからない内に、沖縄に連れて行かれて重労働半年という時代でした。占領政策違反という犯罪があって、うっかりしたことはできません。

そういうえば、ピストルを突きつけられたこともあります。もっともこれは、朝鮮戦争と関係無い、立川に下宿していた学生の頃です。進駐軍の物資を兵隊が横流しするということがしおちゅうあって、時々憲兵隊が下宿に検査に来て、部屋を開けて押し入れを調べる。その時、ずっとこう拳銃を構えているのです。あの頃おもしろかったのは、やくざがアメリカの兵隊と喧嘩したことですね。やくざが神様みたいなもので、日本の治安を守ってくれている。新宿なんて関東尾津組が取り仕切っていて、警察は全く無力でした。

大塚史学について

—— ここで大塚久雄先生について聞かせて下さい。

浜林 大塚先生の本は学生時代に『近代歐州経済史序説』(時潮社)を読み、相当ひかれましたね。昭和19年(1943年)に初版が出た時に読んだと思います。

—— どういうところに魅力を感じたのですか。

浜林 大塚先生自身が後で言っているけれど、普通の概説書とは全く違った書き方なのです。普通の概説書だと、例えば封建制とは何かとか農奴制とは何かとかそんな話でしょう。大塚さんの本は、問題意識が非常にはっきりしている、戦時中なので序文はやや軍国主義的です。生産力の発展の鍵は何かという問題のたてかたがたいへん鮮明で、今見ればセカンドハンドの資料なのですが、それに沿って資料が整理されて理論構成されています。こういう筋の通し方がものすごく魅力的でした。つまり、あの当時の経済史と全く違った書き方をしているのです。大塚さんなりのヴェーバーやマルクスの理論があって、その理論に沿って史実を整理していくスタイルでしょう。他の経済史には、理論がないのです。

やはり、丸山真男と大塚久雄の二人は戦後の思想史をリードしましたね。いま歴史家の問題

意識は拡散しており、各人がばらばらで好きなことをやっているという側面があるでしょう。僕は、研究テーマは多様であってよいが、同時に共通の課題意識をもつことが大切だ、としきりに言うのですが、あまり最近評判が良くないですね。丸山さんなり大塚さんなり、ある時期の上原専禄なりは、皆の共通の課題意識をうまくつかまえていると思います。

共通の課題意識と言うと、課題意識を押しつけられると反発する人が多い。けれどそうじやなくて、皆が漠然と考えていることを問題意識として設定するということです。これの見事さ、今はそれが無いのです。せいぜい言えば阿部謹也さんや網野善彦さんなどがそれなりに共通したものをつけた後でいるのですが、あまり建設的でない、むしろ後向きのものになっているところがあります。

—— 先生は、社会史的一面については否定的に評価されていますね。

浜林 僕は、社会史に対しては批判的だと言われていますけれど、社会史そのものを否定しているわけではありません。社会史そのものではなくて社会史のなかにあるいわば後向き的なものは、まずいのではないかと言っているのです。しかし阿部さんの本があれだけ売れているということは、やはり共通して求められているものがあるということでしょう。

—— 先生は、イギリス革命をずっとおやりになっていた時に大塚史学を意識されていましたか。

浜林 ええ、意識しており、僕なりに近代主義を乗り越えようという気持ちがありました。それがちゃんと展開されていないのですけれど。

—— しかし『イギリス市民革命史』(未来社、1959年)は、非常に早くイギリス史に対して大塚史学とは別の見方を提起した本ですね。

浜林 はい、かなり後になっていろんな人が言ってくれたのですが、僕はイギリス市民革命について「早熟的で妥協的」という言葉を使っていました。この表現については、古い勢力と妥協することによって資本主義ができあがって行く、いわゆる順調な典型的な資本主義というのは妥協性を持っている、フランス革命のよう

に徹底的にやってしまうと資本主義にはマイナスだという展開が念頭にあったのです。ただうまく展開できていませんでした。後で椎名重明さんなどが典型的なブルジョア革命とは何かと言う議論を『近代的土産所有』(東京大学出版会)なんかでやっています。僕は、あの時期にレベラー(水平派)なんかがつぶされて農民的土地所有ができあがらなかったということが、革命としては不徹底だったけれど、資本主義の発展にとってはプラスだったという評価をしたつもりなのです。僕の本を一番はじめに批評してくれたのは尾崎芳治さんで、『西洋史学』に詳細な書評を書いてくれました。その後も彼とは、学会で京都に行った時に長時間議論しました。

革命思想史の一環として神学を研究

—— 『イギリス革命の思想構造』(未来社、1966年)では、思想史、とくに宗教改革にかかる神学の研究にもふみこまれていますね。

浜林 僕の叔父は、カルヴァニストの牧師で、最近亡くなりました。その叔父が、「お前、ようここまでやった」とほめてくれました。それで叔父は、見込みがあると思ったらしくしきりに入信しろと言って誘いにきました。あの本を書いたときには、ジョン・オーエンというカルヴァニストの著作集を、東京神学大学まで借りにいって使いました。あとでその本は叔父のところにあることがわかり、「先に言ってくれれば貸してやったのに」と言わされました。

—— 先生は、宗教史をお書きなっていますが、そのカルビニズムの研究が先にあったのですか。

浜林 はい、そうです。その先がヴェーバーなのです。ヴェーバーのプロテスタンティズムの理解は、彼自身も認めているように一面的なで、別の面もあるのではないか、と思ったわけです。そこでカルヴァニズムを体系的に理解したいと思いましたが、カルヴァンそのものでなくイギリスに入るとちょっと変わるので、イギリスのカルヴァニストの典型として誰をつかまえればいいのかわからなかったのです。クリストファー・ヒル(イギリスの著名な歴史家)が日本にきた時に、彼はピューリタニズムにつ

いて書いているので、典型的なカルヴィニストとして誰をとりあげたらいいのかと聞いたのですけれど、彼もはっきり言いませんでした。大塚さんは、リチャード・バクスターを使っていますが、僕は、あれはオーソドックスなカルヴィニズムからは崩れていると思います。それで僕は、ジョン・オーエンを搜し出して、膨大な20数巻の著作集を全部ではないですが読みました。一つ何かわかると、他はそれとの距離みたいなものでつながってきますので、それをやって非常に良かったと思っています。院生で、ピューリタニズムをやりますというのがいりますと、「誰か一人ピューリタンをつかまえて最初から体系的に一度読め、その体系を理解すればわかるんだ」と言いますが、なかなか大変なようです。

—— その一人を発見するのも大変ですね。

浜林 発見するのも大変ですけど、中身もね。神学ですから、無神論者にはわけのわからない議論をえんえんとやっていますよ。しかし、無神論者だから、客観的とはいえないかもしれないが、かえっていろいろな宗派を見られるという面もある。僕の叔父は、カルヴィニストのごりごりなので、他の宗派のことを知らないですよ。そういう点では、無神論者の方がかえって広くみえるのではないかと思います。

魔女狩りの考察とその反響

—— 雑誌『未来』に連載していた「イギリスの魔女はなぜほうきにのらなかったか」(1973—75年、後に『魔女の社会史』として1978年に未来社より刊行)では、いろいろなこぼれ話やエピソードと歴史の本論とのむすびつきがたいへん興味深く感じました。

浜林 あれは、こちらも全く予想していなかつたことですが、あの本を読んだ人がこれはスターリン主義批判ですねと言うのです。僕は意識しなかったのですが、そう言われてみると、カルヴィニズムは革命的思想であると同時に独裁の思想にもなるのです。その二面性を魔女という面から書いてみたということが確かにあったのです。それでも、「ちょっとそれは深読みしちぎだよ」と答えましたが。

—— 魔女がいなければ、無理やりにも創り出すというのは単に宗教だけでなく現代の独裁体制のなかにもある。そういう精神構造の特徴というのは、とてもおもしろかったです。

浜林 ヒルが、魔女狩りはプロテスタントの国でおこったもので、カトリックの国にはないと書いています。なぜそうなったのだろう、と考えたことが、あれを書くきっかけです。スペインには、異端審問はあるけれど魔女狩りはない。イタリアにもないのです。『ロシアの魔女狩り』という本があって僕はびっくりして買って読んでみたら、魔女狩りではなくて実は異端狩りについて書いていました。魔女狩りはオランダ、ドイツ、カトリックですがユグノー派のいたフランスに多い。イギリスの中でもアイルランドではなく、スコットランドに一番多いようです。そこがおもしろくて始めて、いったん始めると趣味みたいになって深みにはまりました。

大学問題は大学人の住民運動

—— 大学問題に最初にかかわりを持ちはじめるのは教育大の時ですか。

浜林 ええ、そうです。東京教育大の時です。しかしその前に、小樽で組合がまだ無い時に、助教授講師会というのをつくって民主化運動を始めた時があります。教授だけの教授会をやっていたものですから、教授会規則を改正して、「必要に応じて助教授講師も参加できる」を、「いつでも参加できる」としました。事務局長が文部省に持って行ったら、文部省からつきかえされました。たまたま僕も東京に来ていたので、「先生たちが作ったのが文部省で突っ返されましたので明日もう一回一緒に行ってくれませんか」と言われて、文部省に行ったのです。まだそのときは、二十歳代の後半の若造で、助教授になりたてぐらいでした。そしたら文部省の課長か課長補佐か知りませんが、その人物がものすごく傲慢なのです。机に足をのせて、「君のところは変なものを作ったね」と一蹴されました。その時僕は、ひそかに「一生文部省と喧嘩してやろう」と決意を固めました。

—— 先生は、それ以来大学問題の専門家と、いいますか、大学の制度問題とか臨教審問題と

かにかかわってこられました。そこには一つの教育觀があるように思います。そのあたりをうかがえますか。

浜林 大学にいる人間は大学問題についてやはり発言せざるを得ないので、大学問題について発言することは、大学の中の住民運動だと考えています。誰でもそういうことを言わなければいけない。特に東京教育大は、激しく火の粉が降り掛かってきたから、それを払わなくてはいけなかった。教育学の人は、とりあげるとしてもせいぜい高校までで、あまり大学問題をやらない。主な対象は小中学校義務教育で、高校だって少ない。このように、教育学者で大学問題をやっている人が本当に少ないので、私みたいなものが大学問題の専門家みたいいわれているだけです。

いま教養部改革、一般教育が一番問題になっています。しかしあれは教養部と学部との教員の身分格差問題から出発していて、学生はおいてきぼりです。諸大学の教養部改組を見ていると、教員の待遇はよくなっています。しかし、それで一般教育は良くなつたかというと、必ずしもそうではない。むしろ手抜きになっていたり、あるいは負担加重になっていたりしている。学生の立場で一般教育をどのように充実していくのかという発想が足りないと思います。

—— 学生をちょっと横において考えてしまうという傾向があるのでしょうか。

浜林 僕はとにかく教育大問題を応援してもらいたくて、日本科学者会議も大学の組合にもこちらから頼み込んで出かけて行きました。その関係で科学者会議では大学問題の委員会をかなりやり、組合関係でも大学部の教研活動をしました。それともう一つは、オイルショックの頃に大学関係七団体という運動にかかわり、そのなかで学生と一緒にシンポジウムをやったりした経験が僕の中であり、それで大学の中で先生方だけで議論しているのと違う発想がでて来るのだと思います。

—— 先生のおっしゃった、大学人である以上、大学問題は専門とかでなくてかかわらざるを得ない住民運動だというのはたいへんよくわかります。

浜林 その場合、ともすれば、自分の身分とか待遇とかを中心に考えてしまう傾向があります。一種の住民エゴみたいなものですね。しかしそこへ止まらないで、どうすれば大学全体のことを考える、学生のことを考えるようになるかということがたいせつになっています。大学の先生も自分可愛さで自分の事しか考えないこともあるのですから、そこが難しい。

暗記ではなく、要求から出 発して展開できる能力を

—— 先生は、労働者教育にかかわってどれくらいになるのでしょうか。

浜林 東京に来てからですから、20年くらいです。

—— 『経済科学通信』の読者には労働者がたくさんいます。基礎研の場合には、自分の論文を一つの対象とし、自分のやっている仕事から出発して広く社会科学を研究者と同じようななかたちで研究するということでやってきました。実際、読者にも、そういう人が多い。労働者自身が学んで、さしあたりは自分たちの仕事とか専門のところで考え普遍化をはかるわけです。先生が20年間おやりになってきて、労働者にそういう点について助言を与えるとしたらどういう事がありますか。

浜林 レーニンがどこかで、「科学的社会主义は自然発的に生まれるものではなく、外部からもちこまれる」と言っているところがあるでしょう。そこから労働者教育というのは知識の注入だという考え方もあるようですが、しかし僕は、科学的社会主义の体系を教え込む、覚えさせるということには違和感があります。僕の発想は、そうではなくて、労働者の要求から出発して、それをどうやって科学的な分析や体系に展開して行くかというものです。

いま必要なことは、民主主義的な感覚なり知識なりをきちんと身につけて行くことだと思います。むしろ民主主義教育に力を置くべきだとしゃっちゅう言っています。搾取の理論は、もちろん必要なのです。しかしそれを暗記するのが学習だと考えるのは古い考え方です。「『資本論』読みの『資本論』知らず」というか、細

かくいろいろなことを知っているけれど何も活動していないという、学習マニアみたいな人がいます。この人たちはおもしろくてやっているのですが、ちっとも実践的な力になっていかず、組合活動もしていない。しかし、学習運動はいまやそういう部分にのっかっているところがある。現実的な悩みや要求から出発してそれがどういう意味を持っているのかを探りだしていく事が必要だと思います。

僕がもともと引っ張り出されたのは、畠田重夫さんを通してです。その人とは昔から友達なので、ある日、『学習の友』に民主主義のことを書いてくれと言われ連載したのです（1971年）。それが意外に評判がよくて、それ以来だんだん深くかかわるようになりました。僕個人としては、今でも主として民主主義論をやっているつもりです。

民主主義の大切さ

—— 今のお話は、教育論として大事な話ですね。

浜林 そうですね、戦後の教育の出発点は、詰め込みではなく生徒の自発性からです。ただ、僕は今の大手に移ってから、学生があまりひどいから、こういうのは詰め込まないと駄目なのかなと思ったりします。ちなみに、昔聞いた話ですけど、高橋幸八郎さんのゼミは教義問答のようなもので、「共同体とは何か」と先生に言われると先生の考え方通りに応えないといけない教条主義だと言われていました。大塚さんはそういう点はなかったようです。

最近、ソ連・東欧が崩壊したおかげで民主主義の重要性が言われるようになりました。僕は、十年以上前に、『学習の友』に「社会主義より民主主義の方が大事だ」と書いたのです。そのとき「ずいぶん大胆なことをいいますね」と言われましたが、今だったら当然のことですよね。つまり、民主主義のない社会主義だからだめになったので、僕は民主主義からやり直しだ、もう一度その発展の上に社会主義を、と言うのです。そういう意味で今は、民主主義ということを言いやすくなりました。この頃の若い人は、民主主義についてあまり僕らみたいな輝かしいイメー

ジを持っていないようで、民主主義というのは、なんなくうさんくさいと思っているようです。

—— 実際、例えば学生でも人権とか民主主義とか自体のイメージがかなり貧困です。国際人権規約とか ILO 条約などを知ったり、法学部で憲法の授業を聞くと、かなり民主主義の具体的な中身を学生達も積極的に受けとめたりしているみたいです。今まで民主主義が大事だといろんな運動の中で一般的に言われてきたのですが、その民主主義の内容とか歴史的な発展とかが今日的到達点でどういう内容かということに、まだまだ意識が貧困で、国際的にみても遅れているのではないかと思います。

浜林 そうですね、そのところをどうやってアピールして行くかをもっと考えなければなりません。

柔軟な研究・行動スタイル

—— 先生の場合は、『資本論』を読んだ時期にしても、それほど早熟で早いというほどでもなく、朝鮮戦争の時も、後でお聞きした大学問題や労働者協会にしても、先生の専門というより、むしろそれとは違う課題がその時その時に出てきて、それをつぎつぎに消化していくというスタイルには、柔軟さを感じます。

浜林 そうですね、他の人とかと比べると奥手でしょうか。むしろマルクスは、最近になって勉強しているという感じです。これまで本当にマルクスを体系的に勉強したことがなくて、イギリス史をやっていて、マルクスがイギリスについて方々で言っている、本源的蓄積とかをつまみ食いをしていたという感じですね。そういう意味では一種のプラグマチズムかもしれないけれど、その時の課題にわりと正直にぶつかっておもしろかったです。

—— 例えば、現代の経済、政治を研究している場合には、労働者教育などにも自分の研究課題と何らかの接点を見いだすことは可能なのですが、歴史研究というそれ自体かなりエネルギーを費やさないといけない分野で、短期的に考えたらとてもいちいちやって来る課題につきあっていられない気分になりやすい領域じゃないかと思うのです。それが自分の専門研究ともそれ

ほど軌轍なく、幅広く活躍されている。そういうキャラクターがどういうところから來るのか、たいへんに興味があります。

浜林 そこらへんは、あまり、理論的には説明ができないですね。女房に言わせると、先天的反骨精神だといいます。自分では、そうとも思っていないのですけど。

—— 先生の研究スタイルについて、時々のたくさんの課題をこなしつつ、何年サイクルかで自分の専門研究での問題意識を発展させていくうえでのモットーがあれば聞かして下さい。

浜林 そうですね、特別意識しないのですが、他の人に良く言われるのは、頭の切り替えが早いということです。のんきにできているのでそれほどこだわらないのでしょうか。自分の生活の中ではある時間はこの仕事をするという風に時間的に区切っているのです。例えば午前中はイギリス史の勉強するなり原稿を書く、午後は大体は諸活動で走り回っている、夜は雑用をやる、そういう時間確保をやっています。この頃頼まれるのは専門外の原稿が圧倒的に多いのですが、こんな原稿は締切が過ぎても午前中には食い込ませないとか、そういう区切りをするわけです。最近は午前中に食い込む仕事が多くなって困っていますが。

—— 社会的発言をそれなりの水準を保ってずっとやっていくことは、なかなか大変だと思います。無理に「諸課題を統一して」とか考えないのがかえってプラスになっているのですか。

浜林 ええ、そんなことは考えません。

—— 二足三足わらじをはき替えながらやっていくのですからかなり難しいのではないかですか。

浜林 はき替えるのではなくて、片手間なのです。ある時期に何かに集中して他の事を全部放棄するなんてことはありません。いまも細々とイギリス史の勉強は続けています。

時間を気にせず酒が飲めた小樽

—— 先生は特に自分の趣味だとかはお持ちにならないとのことですが。

浜林 ええ、趣味はないです。大学の先生が多いのは、碁、将棋、マージャンですが、僕はあまり賭ごと、勝負ごとが好きではありません。

よく、「無趣味で人生つまんないでしょう」とか、「お前、よく仕事ばかりしているな」と言われますが、「そういうあなたは碁やマージャンで徹夜したりしているじゃないか、僕はその時仕事をしているのだ」と言い返しています。結構無駄な時間が、みなさんあるのです。マージャンを始めますと一晩つぶしますし、碁は親の死に目に会えないと言います。

—— 確かにおしゃる通りに、暇なら暇なりに遊んでいたりぶらぶらとする時間が多ですね。

浜林 僕が時間を無駄にするなら酒を飲みます。今はそれほど飲まなくなりましたけれど、若い頃は学生と無茶飲みしました。焼鳥屋で飲んで外いでたら白々と空が明るくなったりしていました。勤め始めた頃は、学生とほとんど同じ年ですから飲み比べをしました。「先生明日一時間目の授業をやるか」と言われ、「やる。お前は来るか」と言ったら「来る」というので4時から5時ぐらいまで飲んで8時半に教室に行ったら、その学生はいるのです。学生はいればいいけれど、僕はしゃべらなくてはいけないので、ハンディキャップがありましたね。酔いつぶれて雪の中で寝てしまったこともあります。雪が積もったら凍死していたところです。でも酔いつぶれて雪の中で寝るのは、ひんやりとして気持ちがいい。学生が通りかかって起こしてくれまして、まったく命の恩人です。そういう酔つて喧嘩したとかの類の逸話はいっぱいあるのですが、この頃は慎んでいます。東京にでてきて一番不便だと思ったのは、酒を飲みながら終電車を気にしなくてはいけないことです。小樽は、どこで飲んでいても歩いて20分もあれば帰れます。車に乗っても町中走りまわっても千円あれば行けます。東京では車で家まで帰ったら、飲み代よりも高くついてしまいます。時間を気にせずに、雪の中をふらふらと帰って行くのはいい気持ちですよ。絶対他では味わえない、それだけでノスタルジアになりそうです。京都では、わりとそんな雰囲気があるのでしょう。東京は、歩いて帰れる距離で酒を飲むという気がしませんね。

広い視野から自分の研究対象の位置づけを

—— 最後になりますが、若手の研究者に一言をいつも頂いているのです。

浜林 そうですね。最近はあまり専門が細かくなりすぎている。もうちょっと大風呂敷の方がいいのではないかと思う。なんとなくやっている。歴史で言えば、ここに資料があるからやっているというのではなく、自分がやっていることの意味や位置づけなりを明確にするということです。それと、これも業績主義の一種で、細かい雑誌論文はよく知っているけれど基礎的な文献を読んでいないこともありますね。やはり長い目でみると、古典は非常に役に立ちます。今すぐそれで論文が書けるというものではないんですけど、やはり栄養になります。僕は昔夏休みを利用して誰かの全集を読むというノルマを自分自身に課していました。例えば今年の夏はヴェーバーに集中するとか、そういう事を何年間か続けました

—— そうでなければ自由に使いこなせませんね。

浜林 今は、皆さんにそういうことをやってい るゆとりがないみたいですね。僕らの頃は、先生方に例えればゾンバルトを読め、ヴェーバーを読めとか言われましたので、そういう癖が残っています。それは、その人が研究者として将来伸びるかどうかにかかるくると思います。さらにぜいたくを言えば自分の専門外の古典も読む、

浜林正夫先生の略歴と主要著作

略歴

1925年北海道小樽市に生まれる。1943年小樽中学校卒業、東京商科大学予科に入学。
1945年本科に進学。1948年小樽経済専門学校専任講師。1951年小樽商科大学専任講師。1954年同大学助教授、1963年に教授。1967年東京教育大学文学部助教授、76年教授。1969～78年一橋大学経済学部併任助教授、1978年、東京教育大学を閉学により退職、一橋大学経済学部教授。1978年定年退職、八千代国際大学教授。

主要著作

『イギリス市民革命史』未来社、1959年。『イギリス革命の思想構造』未来社、1966年。
『イギリス民主主義思想史』新日本出版社、1973年。『魔女の社会史』未来社、1978年。
『イギリス名誉革命史』未来社、(上) 1981年、(下) 1983年。『現代と史的唯物論』大月書店、1984年。『イギリス宗教史』大月、1987年。その他、共著、編著、翻訳多数。

例えば経済学をやっている人がカントを読むとか、そこまでいくのは大変だと思いますが、そのぐらいの幅が欲しい。この頃は就職がたいへんだから大学院の人にはあまり言わないのですが、就職が決まった若手の先生にはそう言います。

僕の大学は、一年生から教養ゼミをやり、二年の時に共通テキストを使うのです。それがロックとスマスです。そうすると若い先生は、そのときはじめてロックとスマスを読んだという状況です。学生は、残念ながらちんぶんかんぶんで、むしろ若い先生が喜ぶのです。スマスだけでなくケインズも読んでいません。僕はロックを何回読んだかわからないほどですが、いまゼミで『統治論』を読んでみると、その度に新しい発見があります。

—— 本日は長時間ありがとうございました。

特集「企業社会の転換と文化」によせて

いま、企業社会論への関心が左右を問わず日本経済をめぐる議論の焦点としてクローズアップされてくる一方で、バブル破綻と「平成景気」の終焉によって深刻な不況が到来し、企業社会をめぐる問題状況は複雑な様相を呈しつつある。このような局面にあって、従来いわば総論的に進められてきた日本型企業社会の研究を、理論・実証の両面からさらに各論的に掘り下げる作業を行い、あわせて企業社会克服のみちじの探求や代替的社会像の展望を考察することが必要になっているといえよう。本号の特集は、こうした課題にこたえる試みの第一歩であり、企業社会の諸論点のうち、残業・サービス残業の実態およびレギュレーション理論の日本企業論を論じた二つの論文と、企業社会と文化との関連を論じた三つの論文とから構成されている。

森岡孝二氏「残業およびサービス残業の実態と労基法改正の必要性」は、日本における労働時間短縮を妨げる最大の要因を長時間の所定外労働に求め、過労死事件の裁判資料の検討から殺人的な長時間残業の背景を容認する三六協定（時間外労働協定）の役割を明らかにし、また、各種統計資料に基づいてサービス残業の規模を推計している。さらに、残業・サービス残業を生み出す社会経済的諸要因を列挙し、それらの克服に向けて労働基準法の抜本的改正が急がれることを強調している。

黒田兼一氏「レギュレーション学派による『日本の労使関係』論批判」は、日本の経営をフォーディズムを脱したポスト・フォーディズム的蓄積体制とみなす傾向にあるレギュレーション理論の日本の労使関係論を、リピエツ、ボワイエ、ケニー＝フロリダ、コリアの諸論者にそくして検討したものである。そこでは、これらの論者においては「強搾取」と「効率性」という両側面の接合を可能にする独自な調整メカニズムの内実の考察において不十分さがあるとし、この内実を明らかにする鍵となる概念として、「企業主義的競争民主主義」を展開している。

池上惇氏「日本型産業社会の現状と展望」は、企業社会をその背景を含む産業社会としてより

広くとらえたうえで、この産業社会の成立過程を、それが労働者の文化的な潜在能力の発揮をどのように促進ないし阻害したかという観点から整理している。この整理をふまえて、公正な競争ルールの確立と、個人の自立および個性の徹底した尊重を、さまざまな行き詰まりを示しつつある転換期の日本型産業社会が直面する二つの大きな課題として指摘している。

角田修一氏「消費社会と文化」は、従来のさまざまな消費文化論の系譜を、文化の創造と受容における大衆の受動性と能動性という観点からふりかえり、さらに経済学が経済と文化の関係をどのようにとらえてきたかをマーシャル、マルクスについて検討している。そして、日本では文化は資本主義的文化の特徴である商品化、「大衆化」、都市型化、営利手段化に加えて強く企業主義的色彩を帯びているが、そのなかでわれわれは「文化的享受の復権」を掲げ、新しい個性と共同性を創造するような文化を考えゆく必要があると述べている。

大西広氏「眞の『文化経済学』とは何か」は、近時さかんになっている企業メセナは企業の宣伝形態の一つにすぎず、創造性や芸術的な知識・能力の比重が増すという労働自体の「文化化」が進展しつつある今日では、企業がますとりくむべきは、労働者が文化的な生活をすることを可能にする労働条件の改善であることを強調している。そのうえで、メセナについて、一方で消費者が企業に文化への貢献を強制させる点で消費者の発達を反映する側面があるが、他方で消費者が企業イメージで商品を選択することを利用している点で消費者の未成熟さを示すという、過渡的性格をもつものとして把握している。

なお、池上論文、角田論文、大西論文は、いずれも本年7月12日に開催された研究大会でのシンポジウム「企業社会の変革と文化」での報告をもとに加筆いただいたものである。読者の皆さんのが積極的にこれらの議論に参加されることを期待したい。

(森岡真)



●特集——企業社会の転換と文化

残業およびサービス残業の実態と 労基法改正の必要性

森岡 孝二

I はじめに

今日の日本において労働時間の短縮を妨げている最大の要因は長時間の所定外労働（残業・休日労働）である。戦後日本の労働時間は1960年頃から第一次オイルショックの頃まではかなりの短縮をみた。しかし、70年代後半には所定外労働時間、とりわけ残業時間が長くなってきたために、実労働時間はパートタイム労働者の増加による時短効果を上回る勢いで増加し、80年代にはいってもほとんど減少することはなかった。1980年代半ばから90年代の始めには、政府が労働時間短縮を国際公約に掲げ時短政策を推進する中で、大企業にとどまっていた週休2日制が中小企業にまで広がってきたが、円高の高進期（86～87年）とその後の好況期（87～90年）に残業時間が異常な増加をみたために、平日の実労働時間はかえって延長されさえした。

1991年後半からは日本経済はバブルの崩壊とともに不況に突入し、現在は、製造業では生産減で残業が減るか定時になっているところが多い。これは時短の結果としての残業削減とはほど遠く、不況克服に向けた今後の人減らし合理化の過程では、これまで以上にサービス残業（無給残業）が増えるものと予想される。不況による残業の減少は残業収入に依存してきた労働者の生活に打撃を与えており、労働者の間ではすんで残業を要求する動きも出ているが、残業問題の基本的所在は、臨時・緊急のときに行なうべき残業が、恒常に生産計画に組み込まれ、しばしば過労死を生み出すほどに超長時間になり、労働者と彼らの家族から人間らしい家庭生活を奪っている点にある。サービス残業にいたっては、「一定の時間ぎめで働き、労働に応じて支払をうける」という賃金労働の根本

原則すら侵害しているもので、それ自体ゆるしに人権問題である。

本稿では、以上の認識から、過労死事件が明るみに出した殺人的な超長時間残業と、それを容認する時間外労働協定（三六協定）の役割を検討する。ついで、残業についての最近の調査を取り上げ、影の残業であるためにこれまで立ち入って論じられることのなかったサービス残業の形態や頻度や長さについて考察する。そして最後に、残業およびサービス残業の社会経済的要因に触れながら、残業問題との関わりで労働基準法改正の必要性を示す¹⁾

II 平岡事件にみる殺人の長時間残業と
三六協定

(1) 「毎月勤労統計」と「労働力調査」

労働省が所定外労働時間の削減を口にすると、その大きさは所定内労働時間の1割足らずととらえられている。労働省は「毎月勤労統計」（「毎勤」）からとった製造業生産労働者の数値をもって、労働時間の国際比較を行なっており、政府の政策指針である「所定外労働時間の削減要綱」も「毎勤」の時間にもとづいているが、企業調査である「毎勤」に示された所定外労働時間は、賃金が支払われる残業だけを集計していて、それと同程度かそれを上回る大きさのサービス残業をふくんでいない点で、著しく実態から離れている。そのうえそれは、残業をしないか残業時間の短い常用パートタイム労働者をいれた平均値であるために、一般労働者の長い残業時間を過小に表わしている。

政府統計でも、総務庁の「労働力調査報告」（「労調」）は、労働者調査であるために、賃金の支払の有無にかかわらず、早出や居残りをふくめて実際に労働した時間を集計している。

「労調」からとった1990年の製造業雇用者の1人平均実労働時間は週46.6時間である。また、企業調査である「毎勤」からとった同年の事業所規模5人以上の製造業常用労働者²⁾の1人平均所定内労働時間は週36.8時間である。いま、前者から後者を差し引いて1人平均残業時間を求めると、週9.8時間、月42.4時間、年509.6時間という大きさになる。「労調」にいう労働時間（「就業時間」）は比較的繁忙になりやすい月末の1週間に実際に仕事をした時間だという点で、単純に年換算できない面がある。しかし、こうした事情を考慮にいれても、男子の本工、正社員などの正規労働者だけをとると、残業時間は、労働省が国際比較にいう年間219時間（1990年）のおそらく2倍以上になると推測される。

日本の男子労働者の残業問題の深刻さは、残業に従事するものの比率が著しく高いうえに、月50時間、100時間という超長時間残業に従事するものが少なくないことがある。リクルートリサーチが行なった技術者1000人（首都圏50km以内に居住している20～39歳の男性で、正社員・正職員として勤務している技術系ビジネスマン）の就業実態の調査（調査期間：1991年7月15日～8月15日）によると、月間労働時間は通常月で平均210.8時間、繁忙月で平均254.5時間にのぼる。1991年の1人平均月間所定内労働154.8時間（「毎勤」製造業、規模30人以上）から推計すると、1人平均残業時間は通常月で56時間、繁忙月で99.7時間に達する。この残業時間は休日出勤をふくんでいるが、休日出勤の比率は、繁忙月をとると、週3日以上が61.6%、週5日以上が31.1%にものぼる。

(2)平岡悟氏の労働時間と残業時間

全国過労死弁護団の調査によると、過労死被災者の年間労働時間は2900時間から3600時間に達する。1988年に開設された過労死110番を通じて労災認定をかちとり、現在遺族が企業責任追求の裁判を闘っている平岡悟氏（椿本精工葛城工場班長、1988年2月23日死亡、当時48歳）の場合、タイムカードの打刻時間から推計した死亡前1年間（1987年2月24日から88年2月23日まで）の年間拘束時間は、第1表に示したように、4038時間にのぼる（以下の計算では1時間未満は切り捨て）。平岡氏は後述するように2組2交替の昼夜交替勤務の職場の班長として、応援で夜勤にまわる以外は昼勤についており、平岡氏のタイムカードから休日・公休（会社指定の週休日）を除く昼勤と夜勤の日数を調べ、昼勤8時間×207日、夜勤7.5時間×81日として、同期間の所定内労働時間を計算すると、年間2263時間という数字が得られる。また、同様にタイムカードから休日・公休を含む出勤日数が昼勤233日、夜勤95日であることを確かめ、拘束4038時間から休憩時間（昼勤1時間×233日+夜勤1時間半×95日=375時間）を差し引くと、年間実労働時間は3663時間になる。

この推計にしたがうと、年間残業時間（実労働時間-所定内時間）は1399時間にもなるが、給与明細書に示された年間の残業時間は1015時間にとどまっている。二つの数字の差384時間はサービス残業の存在をうかがわせるものだが、会社側は裁判でタイムカードに打刻された退社時間は工場の門を出た時間を示すもので、それまで労働に従事していたことを証明するもので

第1表 平岡悟氏の死亡前1年間の労働時間（1987年2月24日～88年2月23日）

年月	87.3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	88.1	2	3	計
拘束時間	270:18	280:06	304:25	339:45	336:11	350:34	358:20	312:31	364:24	374:35	321:40	382:54	42:56	4038:39
実労働時間	247:18	254:06	274:55	309:45	306:11	317:34	321:50	281:01	335:24	342:05	290:10	343:24	39:26	3663:09
所定内労働時間	160:00	175:30	189:30	208:00	190:30	195:30	186:30	185:30	208:00	181:00	169:00	198:30	16:00	2263:30
実残業時間	87:18	78:36	85:25	101:45	115:41	122:04	135:20	95:31	127:24	161:05	121:10	144:54	23:26	1399:39
支払労働時間	58:30	35:00	60:00	61:00	73:00	104:00	91:30	76:00	91:00	123:00	110:00	111:00	21:00	1015:00
支払労働時間	218:30	210:30	249:30	269:00	263:30	299:30	278:00	261:30	299:00	304:00	279:00	309:30	37:00	3278:30
出勤日数	23(0)	25(2)	27(5)	30(0)	28(4)	28(10)	29(15)	25(13)	29(0)	28(9)	24(15)	29(21)	3(1)	328(95)
休日日数	2(2)	6(6)	3(2)	1(1)	2(2)	3(1)	2(2)	5(3)	2(2)	2(0)	7(6)	1(0)	1(0)	37(27)

(注) 1. 月度は87年3月及び88年3月を除き、前月の21日から当月の20日までの1カ月。

2. 支払残業時間のうち前月からの継続のある月（8・10・1月）については、継越分を当月分から引いて前月分に加えた。

3. 出勤日数の括弧内の内数は深夜勤務日数。

4. 休日日数の括弧内の内数はタイムカード上の休日のうち次の勤務まで24時間確保された休日。

5. 各項目の計算の仕方については本文に説明した。

(出所) 平岡氏のタイムカード及び給与明細書から作成。

はないと主張している。

平岡氏の死亡前1年間の残業時間を残業代が支払われた時間に限っても、それに所定内時間加えると、年間支払労働時間は3278時間になる。これでも殺人的な労働時間であることには違いないが、1985年および86年についてみると、第2表に示したように、残業時間は給与明細書に明記された残業時間に限っても、それぞれ1715時間および1650時間にのぼる。この場合、年間の所定内労働時間を前出のとおり2263時間として、年間支払労働時間を推計すると、それぞれ3978時間および3913時間になる。さきに支払労働3278時間で拘束4038時間であったことから判断すれば、支払労働3900時間は少なくとも拘束4500時間以上を意味する。これは年間の自然時間8760時間の半分以上を会社に縛られて、365日休みなく、1日12時間の拘束勤務を続けたに等しい。

(3) 恒常的長時間残業の必然性

なぜ平岡氏はこれほど長時間働くを得なかつたのか。会社側は平岡氏が「残業手当による収入を重視して」「自身の都合で率先して自主的に」残業したのであって、会社が残業の強制をしたことではなく、会社に従業員の率先労働を阻止する義務もないと主張している。しかし、この会社の言い分はあまりにご都合主義にすぎない。

彼は長い労働時間に矛盾を感じ、時短と休暇拡大を強く望んでいた。そのことは死亡1カ月前のメモに「真の問題は48時間を40時間に」「48時間を63年4月から実施したい」「60時間が現実」「有休必ずしも消化していないのが実

状」「労使相互の話し合いで」と書き残していた（大阪過労死問題連絡会『過労死110番』合同出版、1989年、20ページ）ことにも示されている。

そうした事情を念頭において、まず、第2表を参照しながら残業手当についてみよう。1985年1月以降で月間残業時間がいちばん長かった85年5月をとると、この月は175.5時間の残業で、残業手当は休日手当や深夜手当を別としても32万8712円に達し、基本給24万2971円をはるかに上回っている。残業時間のいちばん短かった87年4月をとると、この月は35時間の残業で、残業手当は6万480円と、基本給25万2225円の4分の1に落ち込んでいる。この事実は、①著しく低い基本給、②異常に長い残業時間、③残業手当への恒常的依存、などを物語っていても、平岡氏が残業収入を得るために長時間残業をしたということを意味しない。

1985年の1月から8月までは、7月の144時間を除き、毎月150時間以上残業しているが、生産量や稼働人員や納期や設備更新・修理・保守などの特殊な事情がなくて、単に家計収入の必要だけで人はこれほど長時間働きはしない。また、この場合は残業は、タイムカードにより労働時間管理がなされている下で、会社の業務の必要性から行なわれた、賃金の支払われた残業であるので、これを「率先労働」というのはあたらない。たとえ残業が使用者の依頼に対し労働者が了承した結果であっても、また、その了承が自発性にもとづいているという意味で直接的強制がない場合でも、労働基準法や労働安全衛生法の趣旨にしたがう限り、労働契約関係

第2表 平岡悟氏の給与明細表上の残業時間と深夜時間（1985年及び86年）

年 月	85.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
残業時間	153.5	154.0	174.0	155.3	175.5	155.1	144.0	165.5	126.0	106.5	91.0	115.0	1715.4
深夜時間	90.0	84.5	94.0	84.5	42.5	43.0	44.0	108.5	80.5	48.5	78.0	94.5	892.5

年 月	86.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
残業時間	137.5	129.0	132.0	169.5	137.0	136.5	137.0	135.0	145.0	137.0	112.5	142.0	1650.0
深夜時間	48.0	89.0	90.0	96.0	96.0	78.0	114.5	84.0	84.0	84.0	90.5	102.0	1056.0

(注) 1. 月度は前月の21日から当月の20日までの1カ月。
2. 残業時間は賃金が支払われないサービス残業を含んでいない。
(出所) 平岡氏の給与明細書から作成。

にある使用者の指揮監督下で行なわれる労働が無際限であっていいはずはない。

労働安全衛生法は、第3条で事業者に「快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保する」義務を課し、第66条第1項で健康診断の実施を義務づけている。平岡氏の健康診断の結果を見ると、1976年と77年には「心影拡大、要心電図」、81年には「瀕脈、要心電図、心臓要精査」、84年には「冠不全治療中、心臓治療中」、85年には「冠不全観察中、要観察（心）」とある（82年と83年は診断の事実なし）。労働安全衛生法は、第66条第7項で「事業者は……健康診断の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講じ……なければならない」と定めている。この規定に照らすなら、会社は、平岡氏の心疾患を示唆する健康診断の結果をうけて、深夜勤務の回避や残業規制や労働時間の短縮など、加重業務の軽減措置を講ずるべきであったにもかかわらず、平岡氏の業務に対して何の配慮もしなかった。それどころか、84年11月の健康診断では「冠不全治療中、心臓治療中」という記載が認められながら、85年の年間の残業は賃金が支払われた分だけでも1715時間にも達している始末である。

平岡氏を超長時間残業と過労死に追い込んだ原因をなしているのは、業務内容、勤務体制、就業規則、三六協定などである。彼は、班長職として、約30名の部下のライン作業の監督指導にあたるとともに、自らもラインについて製造に従事していた。班長は、ベアリング用鋼球の製造に関わる5つの工程の生産管理に責任を負っていたので、欠員や欠勤や残業人員の不足などが生じた場合は、残業や休日出勤によって自ら穴埋めをする羽目に陥りやすい。しかも、平岡氏が働いていた工場は、当時の就業規則では、昼勤：午前8時始業～午後5時終業、夜勤：午後8時始業～午前7時半終業という2組2交替制をとっていた。この場合、夜勤は1時間半の休憩を除いても所定内10時間となるが、労基法の「1日8時間」とつじつまを合わせるためか、実働7時間半を超える部分は残業扱いとするこ

とが就業規則で但し書きされていた。つまり、夜勤は最初から2時間半の残業を組み込んだ就業規則になっていたのである（現在の就業規則では夜勤は午後8時始業～午前5時終業に改められている）。

平岡氏が過労死した当時、工場では2組2交替制による24時間フル操業の生産体制が定着していた。この制度では、昼勤から夜勤への交替時の3時間も、夜勤から昼勤への交替時の3時間（残業2時間半が予め組み込まれているとすれば午前7時半から午前8時までの30分）も、ラインが動いている以上、必ず一定の人員がラインについて作業を行なわねばならない。予備要員がいなければ、引き継ぎ作業がそっくり残業になるのは避けられないことである。班長職にあって生産の継続と人員の確保に責任を負っていた平岡氏の残業時間が、判で押したように、夜勤も昼勤も連日3時間となっているのもこのためだと考えられる。朝の出勤時間が7時半であった理由もこれによって説明できる。

2組2交替制勤務は必然的に深夜勤務を伴う。労基法では深夜はふつう午後10時～午前5時をさす。深夜勤の休憩時間は1時間半（午前0時半～2時）であるが、平岡氏のタイムカードではいつも6時間だけが深夜時間としてカウントされていた。倒れた月の1988年2月（1月21～2月20日）は深夜時間がとくに長く、実働時間309時間のうちの126時間（6時間×21日）は深夜時間であった。1月24日から2月7日にかけては連続15日の深夜勤務につき、さらに2月15日から2日にかけても連続6日の深夜勤務についている。88年2月度に深夜勤務がこれほど多かったのは、平岡班の班員の1人が病気入院した妻の世話を夜勤に入れなかつたために、班長の平岡氏が昼勤から夜勤にまわったためだという事情もある。

（4）超長時間残業の元凶——三六協定

このような深夜勤務をふくむ超長時間残業を制度的に支えているのは三六協定である。労働基準法の第36条によると、使用者は事業場の過半数の労働者で組織する労働組合か労働者の過半数を代表する者との間で協定を締結し、労働基準監督署に届け出れば、時間外及び休日に労

働をさせることができる。もちろん平岡氏の工場でも会社と労働組合との間に三六協定が結ばれていたが、その協定書の中身は、三六協定が労基法の労働時間規制をいかに無造作に空洞化するかを示す、最悪にして最良のモデルともいいうる。

問題の協定書は、1987年3月1日から88年2月29日の1年間を有効期間として、87年2月25日に締結され、3月3日付けで葛城労働基準監督署に受理されている。その記載事項をみると、まず、「時間外労働をさせる必要がある具体的な事由」については、具体的な緊急作業や臨時作業と無関係に、「各種合理化を実施しているが、人手を必要とする工程が多く、時間外労働をしなければならない」とだけうたっている。「休日労働をさせる具体的な事由」も、「時間外労働でまかなえない場合、休日労働で補充して行く必要がある」とまったく具体性を欠いている。

そのうえ、同協定は、「1日について延長することができる労働時間」を全業務について「男子5時間、女子2時間」とし、但し書で「男子の場合は、生産工程の都合、機械の修理、保全等により15時間以内の時間外労働をさせることがある」と記している。「機械の修理、保全等」というのはその臨時性や緊急性からいって「時間外労働をさせる必要がある具体的な事由」（この場合は5時間を説明する事由）に掲げるべきであって、それを特例（この場合は15時間）を説明する事由にあげているのはおかしい。ましてや「生産工程の都合」という一般的な事由で15時間まで延長が可能だというのでは、労働時間の規制はないに等しい。それというのも、これでは、平常でも所定内8時間+休憩1時間+延長15時間で、1日24時間働くことが可能だということになるからである。

日曜日についても、全職種「8時→17時。但し生産工程の状況により、8時以前、17時以後の労働をさせることがある」と、まったく規制のない協定になっている。平岡氏の死亡前1年間の権本精工の休日・公休日数は77日にはすぎず、祝日12日と日曜52日のほかに13日を年間にばらまいた、週末一齊休日とは異なる、変則的な月1回の週休2日制あるいは4週5休制を採用していた。しかし、表1及び2に示したように、

平岡氏の休日の実態はさらに惨めで、月休1日制といってよいほどに休日出勤が多かった。班長職として自ら残業や休日出勤をしてでも仕事の段取りと人員の確保に責任を負わざるをえないのは、暮れと正月以外は年中ラインが動いている以上、平日でも日曜や公休でも同じことであった。いや、正確には公休出勤の日ほど労働時間が長く、平岡氏の死亡前1年間をとると、1日の労働時間が16時間を超えた日が11日あったが、それらはすべて公休出勤であり、また、20時間を超えた日が3日あったが、それらはすべて日曜が公休と重なった日の出勤であった。⁶⁾

III 最近の残業およびサービス残業 をめぐる調査

(1)労働省「所定外労働時間の削減に関する調査」

過労死問題をきっかけに、これまでほとんどメスをいれられることのなかったサービス残業について、にわかに社会的関心が高まり、小規模ながら実態調査もなされるようになった。

サービス残業をふくむ残業実態の調査としまず注目すべきは、労働省が連合総合生活開発研究所に委託して実施した「所定外労働時間の削減に関する調査」（調査期間：1990年11月～12月）である。調査は労働組合と労働組合員とにたいしてなされ、組合調査については413組合、組合員調査については3433枚の回答を得た。組合員調査では、労働者1人当たりの月平均所定外労働時間（残業と休日出勤）は28.8時間、最多月41.3時間となっている。業種別では、運輸・通信業がとくに長く、月平均で43.3時間、最多月で56.9時間にのぼっている。

この調査の所定外労働時間を他の公表された所定外労働時間と比較するには、調査対象となつた労働組合のある企業の規模が比較的大きいことから、「毎勤」の規模30人以上の数値をとるのが妥当である。1990年の「毎勤」では月平均所定外労働時間は15.5時間となっている。これは上の調査結果より13.3時間だけ短い。「毎勤」の所定外労働時間は所定外労働のうち実際に賃金が支払われた時間にすぎないので、いま、所定外労働を残業と休日出勤の別なく「残業」と

いいかえれば、この差13.3時間は、そのままサービス残業時間を示すものとみなしてよい。この場合、サービス残業時間は総残業時間の46%を占める。

組合員調査によって所定外労働にたいする賃金の支払状況をみると、「割増賃金は完全に支払われている」67.5%、「一部分についてのみ支払われている」10.4%、「割増はつかないが時間に応じた賃金」10.7%、「時間に関係なく一定額の手当」4.7%、「所定外賃金はまったく支払われない」3.2%、「分からぬ」1.8%、「無回答」1.7%，となっている。

金融・保険・不動産業は、「毎勤」では実態と裏腹に残業が短い業種だということになっているが、この調査では「割増賃金が完全に支払われている」比率はわずかに24.5%と、サービス残業が際だって多いという結果がでている。

労働省の『労働時間白書——労働時間短縮の現状と課題』(1991年)は、この調査を援用して、サービス残業をしている者の割合を、「一部分についてのみ支払われている」と「まったく支払われていない」との合計とみて、「約15%」としている。しかし、残業手当は一定の割増率で実働時間に応じて支払われるべきだとす

ると、先の調査は、「割増はつかない」や「一定額の手当」の者をもふくめて、「残り3割に対し割増賃金が完全に支給されていない」(『所定外労働時間の削減に関する調査研究報告書』84ページ)，つまり約30%の労働者はなんらかのサービス残業を行なっていることを示している、と見るべきである。

この調査では対象組合員の男女比は男性82.4%，女性16.6%となっている。女性の残業については、事業(業務)によって1週6時間、2週12時間、4週間24時間という規制がある。これにくわえて女性は家庭責任を免れないために、男性に比べて残業が少なく、会社人間から遠い存在であるだけに、サービス残業に対する反発もつよい。ところが先の調査では、「割増賃金が完全に支払われている比率」は男性69.2%，女性59.0%と、女性の方がサービス残業をしている比率が高い。『報告書』は「これは今回の調査で女性が金融・保険、サービス分野のウェイトが高いことが影響していると思われる」(85ページ)と解説しているが、すべての職種で同じ傾向が見られることからすると、むしろ、男性の回答になんらかの歪みがあることを推測させるものである。

第1図 通常の実質的残業時間(実数回答)

(%)

	10 時 間 満	10 時 未 30 間 満	30 時 未 50 間 満	50 時 未 70 間 満	70 時 未 90 間 満	90 時 以 上	無 回 答	平時 均 間	
全体(N=3047)	12.7	27.6	26.1	16.8	7.2	7.4	2.2	37.6	
年 齢 別	20~24歳(N=381)	16.0	29.4	22.6	17.6	7.1	5.0	2.4	34.5
	25~29歳(N=578)	14.0	24.7	25.4	17.1	7.6	8.8	2.2	38.8
	30~34歳(N=536)	7.6	23.1	28.5	20.0	9.0	9.5	2.2	43.2
	35~39歳(N=607)	12.2	27.0	28.8	15.3	6.1	9.1	1.5	38.3
	40~44歳(N=514)	11.9	28.4	23.9	18.1	8.2	6.8	2.7	38.1
	45~49歳(N=431)	15.8	35.3	25.8	12.5	4.9	3.5	2.3	30.1
業 種 別	農林・水産・鉱業(N=5)	-	20.0	40.0	20.0	20.0	-	-	39.2
	建設(N=304)	17.8	23.0	20.1	14.5	7.9	13.2	3.6	41.2
	素材型製造業(N=327)	15.0	34.3	25.7	15.0	5.5	4.0	0.6	31.1
	加工型製造業(N=419)	4.5	27.2	38.2	19.3	5.3	4.5	1.0	37.8
	その他製造業(N=197)	12.2	26.9	29.4	16.8	9.1	4.1	1.5	36.4
	商業・商社(N=413)	12.3	26.9	28.8	16.0	6.1	7.5	2.4	37.5
	金融・保険・証券(N=187)	6.4	26.2	25.7	21.4	9.1	9.6	1.6	43.7
	不動産(N=42)	14.3	33.3	23.8	14.3	4.8	4.8	4.8	32.1
	運輸・倉庫(N=172)	11.0	22.7	20.9	18.0	9.9	14.5	2.9	46.2
	電力・ガス(N=34)	17.6	50.0	26.5	2.9	2.9	-	-	21.9
	出版・報道・広告(N=99)	9.1	29.3	19.2	17.2	12.1	12.1	1.0	44.7
	ソフトウェア(N=139)	2.9	26.6	33.1	20.1	8.6	7.2	1.4	42.4
	サービス(N=316)	18.4	21.2	20.6	21.2	5.7	7.9	5.1	37.6
	官公庁(N=215)	16.7	38.6	18.1	10.7	9.8	4.7	1.4	30.7
	その他の非製造業(N=175)	22.3	25.1	22.3	14.3	6.3	7.4	2.3	34.9

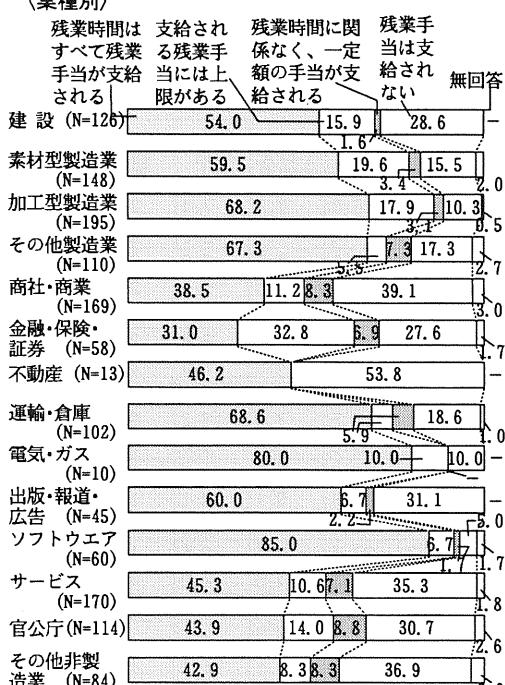
(注) 1. 「あなたの通常月の残業時間は、実質的に何時間ぐらいですか」という質問にたいする回答を集計した値。

(出所) リクルートサーチ『首都圏ビジネスマン転職実態調査』1991年。

(2)全労働省労働組合「労働基準法改定後の労働者の実態と問題点」

全労働省労働組合が第20回労働行政研究活動の一環として行なったこの調査（調査期間：1990年11月～91年3月）は、サービス残業と持ち帰り残業の項目を含んでいる。この調査は、広汎な職種および業種の管理職をふくむ労働者を対象に実施され、2384名（男1453名、女931名）から回答を得た。同調査の職種は事務・営業系57.5%，技術系29.7%，業種は製造業29.1%，非製造業70%，企業規模は99人以下35.8%，100人～999人35%，1000人以上26.2%，役職は管理職20.8%，非管理職79.2%となっている（この場合も以下も「管理職」には係長クラス中間管理職をふくむ）。この調査では、残業時間（「時間外労働時間」）は、1週間単位で「6時間以下」「6超～12時間」……と聞いているために、「6時間以下」が半数（男性46.2%，女性65.5%，男女計53.8%）を占める結果になっ

**第2図 業種別残業手当の支給状況
(非管理職のみ/単一回答) 単位%**



(注) 1. 「現在のあなたの会社では、残業手当が支給されるのは何時間分ですか」という質問に対する回答を集計した値。
2. 農林・水産・鉱業はサンプルが少ないため省略した。
(出所) 第1図に同じ。

ている。こういう聞き方では1カ月で26時間超と52時間とが同一クラスにくくられることになる。こういう大くくりな聞き方でも、平均残業時間が週35時間（月152時間）を超える者が8%もいることは驚きである。

この調査では、サービス残業時間は、月10時間未満が約半数（男性44.2%，女性58.3%，男女計49.2%），月20時間以上が約2割（男性25.9%，女性13.6%，男女計21.4%）となっている。頻度に関わりなくサービス残業を行なっている者の割合は41.7%（「よくある」18.3%，「ときどきある」23.4%），持ち帰り残業のある者の割合は30.6%（「よくある」6.4%，「ときどきある」24.2%），休日労働のある者の割合は52.7%（「よくある」13.2%，「ときどきある」39.5%）である。サービス残業を行なっている者では、月10時間以上が43.2%，月20時間以上が21.4%を占める。持ち帰り残業のある者では、一週間に2～3回が14.3%を、月に数回が36.3%を占める。

(3)リクルートリサーチ『首都圏ビジネスマシン転職実態調査』

リクルートリサーチが行なったこの調査は（調査期間：1990年10月～11月）は、就業実態に関する、残業時間と残業手当の支給状況を尋ねている。この調査は、首都50Km圏内に在住する20歳から49歳の民間企業・官公庁勤務の男性を対象に行なわれて、3047名の有効回答を得た。同調査の職種は事務・営業系61.1%，技術系35.3%，業種は製造業41.1%，非製造業58.8%，企業規模は99人以下32.2%，100人～999人26.6%，1000人以上34.4%，役職は管理職53.6%，非管理職46.1%。

調査報告によると、月間残業時間は、通常月37.6時間、最多月62.5時間にのぼる。第1図に見るように、年齢別では30代前半がとくに長く、業種別では、建設、金融・保険・証券、運輸・倉庫、出版・報道・広告、ソフトウェアなどがとくに長い。非管理職について尋ねた残業手当の支給状況は、「残業時間はすべて残業手当が支給される」54.9%，「支給される残業手当に上限がある」13.1%，「残業時間に関係なく、一定額の手当」5.4%，「残業手当は支給されな

い」24.9%，となっている。

この結果は，労働者の半数近くがなんらかの度合でサービス残業を余儀なくされており，4人に1人は残業を行なっても残業手当がまったく支給されていないことを示している。残業手当の業種別の支給状況については第2図に示しておいた。

これに関連する調査として，リクルートリサーチが近畿30Km圏内（大阪府，兵庫県，奈良県の一部）と京都に在住する20～39歳の民間企業・官公庁勤務の男性を対象に行なった最近の調査「近畿圏ビジネスマンの仕事事情'92」（調査期間：1991年11月～12月）にふれておこう。この調査は先の調査より対象者の年齢が10歳若く，有効回答数が1508と約半数であるが，職種別の比率はほとんど変わらない。これによると，通常月の残業時間の平均は36.6時間，繁忙月では平均で60.7時間にのぼる。役職に就いていない者について，残業手当の支給状況を尋ねた結果は，「残業手当はすべて支払われる」は56.5%となっていて，半数近くの労働者がサービス残業を行なっていることをうかがわせる。

(4)大東京火災『現代ビジネスマンの「ゆとりの実感」』

大東京火災が東京，名古屋，大阪の20歳から59歳までの既婚サラリーマン千人を対象に実施したこの調査（調査期間：1992年1～2月）も，サービス残業について注目すべきデータを提供している。この調査では職種，業種等の内訳は示されていないが，役職は管理職55%，非管理職45%となっている。

同調査では，残業を行なっている人（全体の88.7%）の時間外手当の請求と支給の状況は，「働いた分だけ請求し，支給されている」34.8

%，「手當に上限があり，カットされる」11.2%，「自主的にほどほどのところでカットしたり，サービス残業をしてしまったりすることがある」14.1%，「時間外手当は請求しない」5.5%，「時間外手当はつかない」30.3%，となっている。参考までに，役職別の請求・支給状況を第3表に示しておいた。

この区分にしたがえば，残業を行なっている者のうちなんらかの度合でサービス残業を行なっている者の割合は，約65%に達し，まったく支払われていない者がその半数強を占める。また残業を行なっている者の実際の残業時間をみると，月30時間54分，うち「時間外手当がつく」が16時間12分，「時間外手当がつかない」が14時間42分となっている。

(5)サービス残業の諸形態

これらの調査は，調査対象や調査方法が異なるので，一律には論評できないところがあるが，「サービス残業」について調査するには，早出，休憩時間の削減，居残り，持ち帰り仕事，法定時間内の所定時間外労働，休日出勤，QC・研修・会議その他時間外の職場活動，などに対する賃金及び割増賃金の支払の有無を問わねばならない。これらを明示あるいは区分せずに尋ねるなら，法定外の居残りと休日出勤だけが所定外労働（残業）とされ，それへの支払がないか不完全な場合だけが「サービス残業」とされがちである。今日の日本企業では15分，30分の早出は当たり前となっているが，1日15分の早出でもそれに賃金が支払われなければ，年間では出勤日数250日として62.5時間のサービス残業になる。週に3時間の持ち帰り仕事でも，年50週として150時間のサービス残業になる。また，所定労働時間は7時間15分だが，法定（8時間）

第3表 役職別時間外手当の請求・支給状況

(N = 887、単位%)

	一般	係長クラス	課長クラス	部長以上
働いた分だけ請求・支給	51.1	35.6	15.1	9.8
手當に上限カットあり	13.4	17.5	3.8	5.7
自主的にカット・サービス残業	13.6	22.6	12.4	5.7
時間外手当は請求しない	3.2	5.1	7.6	10.7
時間外手当はつかない	15.6	16.9	55.1	60.7
その他	2.2	-	4.3	5.7
無回答	0.7	2.3	1.6	1.6

（出所）大東京火災『東京・大阪・名古屋のサラリーマン1000人に聞く現代ビジネスの「ゆとりの実感」』1992年4月実施

内の45分については残業がなされても、法定時間外ではないとして残業手当が支払われない場合、それが年間にわたれば（1年250日として）、⁷⁾187.5時間のサービス残業になる。ここに例示した早出、持ち帰り、法定内残業の不払いだけでもサービス残業は年間400時間にのぼる。

マルクスは『資本論』の「労働日」章の第2節の注で工場監督官の告発から、法定労働日が週日平均10時間（月～金10.5時間、土7.5時間）であった時代に、工場主は始業・終業の定時前後に各15分、朝食時に10分、土曜を除く昼食時に20分を労働者から盗み取ることで、週5時間40分、1年を50労働週として年283時間20分、平日換算で27労働日をサービス残業（ただ働き）させたという事例を引いている。

現在の日本の事態はこれよりましたとはいえない。女性銀行員の過労死事件として注目を集めた岩田栄さん（富士銀行兜町支店勤務、1989年6月12日死亡、当時23歳）の例を見るとよい。彼女は、オンラインシステムの変更と金融の国際化とバブル経済の高進が重なる中で国際的な金融・証券業務に従事していた。同僚は裁判で岩田さんの1日をつぎのように証言している。午前8時45分が出行時間のところを8時15分には来て8時半には着席する。午前中から午後1時半頃までは時差の関係で国別・地域別に異なるタイムリミット内に海外送金の起票、入力等を慌ただしく行なう。昼食はしばしば午後1時半頃にずれこみ、昼休みは食事時間をいれて15分から20分、せいぜい30分くらいですませて職場にもどる。退行が午後8時とか9時になっても、夕食のための休憩時間はない。定時の終業時間は午後5時だが、所定時間外が即残業というわけではなく、8時45分が定時の始業時間であるために5時45分からが残業（法定時間外残業）となる。しかも、法定外残業であっても、月24時間を超える分は、鉛筆で記入した退社時間を月末に書き直して、翌月へ持ち越す。

この場合、持ち越し分が事後に精算されるとても、サービス残業は、午前8時45分以前の30分、昼食休憩時の30分、所定外残業の45分で1日—1時間45分、1週間（5日として）—8時間45分、1年間（250日として）—437時間30分に達する。

IV 残業・サービス残業の社会経済的要因と労基法改正の必要性

経済企画庁国民生活局編『個人生活優先社会をめざして』（大蔵省印刷局、1991年）は他の政府文書に例を見ない調子で日本の企業社会状況を批判し、「会社人間からの脱却」を訴えている。国民生活審議総合政策部会の基本政策委員会（委員長・竹内啓）の中間報告として出されたこの文書は、恒常的な残業や過剰なサービス競争に関連して「もっと根の深いサービス残業」にふれ、巻末の参考資料ではつぎのように述べている。

「従業員が賃金を要求しない、もしくは要求できない残業をサービス残業という。総務庁『労働力調査』（労働者に対する調査）と労働省『毎月勤労統計調査』（雇用主に対する調査）の労働時間の差がサービス残業であるとすれば、1989年で年間340時間のサービス残業が存在していることになる。

ホワイトカラーを中心に我が国にサービス残業が存在する理由は、企業内の所定内労働時間や賃金が支払われる残業時間では到底こなすことの出来ない高いノルマ設定とコスト削減要求に労働者が無報酬で応える（自らの意志であるないにかかわらず）点にあると思われる。本来、企業側と労働者側の発言力が均衡していれば、労働者は残業時間相当の残業手当を企業に請求できるはずである。我が国では企業別組合が一般的であり従業員としても同業他社よりも自社企業に対する賃金要求を強くすれば、それが自社の競争力を弱めることにつながり、ひいては自分たちの生活基盤を失うことにもなりかねない、そのため企業に対する発言力が弱い。その結果として、サービス残業という無償の労働が存在しているのである。

また、労働者も個人単位では出世競争や良好な人間関係を保つという観点から企業に対抗出来ず、甘んじてサービス残業を受け入れなければならない状況に置かれているのである」（137ページ）。

この説明では労働組合のあり方は問われていながら、労基法の不備と労働行政の怠慢はなん

ら問題にされていない。ここに述べられていることもサービス残業の要因として重要ではあるが、サービス残業の最大の原因是、労基法が不備で三六協定さえ結べば、男性の時間外・休日労働が無制限になっていることがある。もちろん、職場の生産管理や労務管理にも労働者を残業及びサービス残業に追い込む要因が潜んでいる。またより広い社会経済的基盤に目を向ければ、社会保障制度の立ち後れや未整備も問題になる。ここでは詳論するゆとりはないが、残業、とくにサービス残業の要因や背景として重要と考えられる事情を網羅的に列挙しておこう。

①残業規制を欠いた労働基準法

日本では労基法が不備で三六協定によって残業が野放しにされ、一日の労働時間の長さが社会的に規制されていないために、労働力は一定の時間ぎめで販売され、賃金は實際になされた労働の量に応じて支払われるという賃労働の根本原則がいまだ十分に確立していない。

②過大な生産計画と過小な要員配置が生みだす長時間残業

労働組合が企業別に組織され、その職務規制力が著しく弱いことによって、必要要員数が年次有給休暇の取得や定時退社を見越してきめられていないうえに、とくに製造業では、QC, ZDなどの改善運動とME機器の導入・更新とを基礎に生産目標の引き上げと必要要員数の削減を絶え間なく行なう、ある種の無限労働強化の経営がまかりとおり、それが恒常的な残業依存を生んでいる。

③「自発的」働き過ぎを強いるノルマ第一主義の能力主義的労務管理

労働者の仕事への意欲や会社への忠誠心に重きをおくる人事考課（査定）が労働者の出世願望と出世競争を煽り、これと結びついて、ノルマ第一主義の企業経営が労働者を「自発的」働き過ぎに追い込んでいる。こうした雰囲気の下では「残業削減運動」でさえ、サービス残業（早出や持ち帰り）を増やす要因になる。

④残業時間の把握がずさんな労働時間管理

労働時間を実働時間どおりタイムカードに記録するという当り前の時間管理がなされず、残業時間がまったく把握されないか、時間管理を

自己申告や上司の記録にまかせるずさんさが、サービス残業を蔓延させる、あるいは覆い隠す手段になっている。広汎な職種でしばしば持ち帰り仕事（風呂敷残業、フロッピー残業）があることも、労働時間管理を空洞化させている。

⑤ただ働きによる労働コストの削減

残業規制がなされていないもとで、企業はパートタイム労働とともに、残業を労働供給と労働コストのバッファー（緩衝装置）として利用している。表向きは残業時間に応じて残業手当が支給されることになっていても、実際は残業手当がまったくないか、企業間競争の激化や業績の悪化を理由に、残業手当の支払を一定時間とか一定予算額に抑え、それを超える場合には労働者にただ働きを強いる企業が多い。

⑥恒常的な長時間残業が誘発するただ働き

不正常な長時間の残業が常態になっている場合には、しばしば労働者は時間賃金感覚が麻痺して、企業が残業手当に時間的・予算的上限を設けていることに無抵抗になり、「自主的にほどほどのところでカットする」とか、「時間外手当は請求しない」とかがあたりまえになる。

⑦日本の雇用慣行と企業内福祉が生む会社人間

社会保障が十分に整備されていないもとでの長期雇用慣行と企業内福祉の諸制度が中途退社の不利益を大きくさせ、転職の自由を著しく制約しているために、労働者はやめたくてもやめられずに企業にしがみつき、会社人間としてただ働きすることも辞さなくなる。

⑧男性の家庭責任の放棄と家庭機能の麻痺

男性が長時間労働のゆえに、家事・育児などの家庭責任を放棄してきただけでなく、家族と過ごす時間をもてないために家庭に居場所を失い、ひどい場合は、家庭が帰るべき場でさえなくなるという状態が生じている。こうした家庭機能の麻痺によって、働く者の生活時間感覚が麻痺し、男たちは家族のための時間を企業に奪われることにも無感覚になる。

サービス残業は残業一般と異なって賃金率が低いから生じるのではない。むしろ金融・保険業に典型をみるとサービス残業時間が長いところは比較的賃金の高いところが多い（川人博『過労死社会と日本』花伝社、1992年、第3

章参照)。しかし、賃金が低からうと高からうと、異常に長い恒常的な残業はサービス残業を誘発する。すでに見たように、現行の労基法にもとづく三六協定は、1日15時間、4週110時間の時間外労働を認め、その結果、年間残業時間1500時間、総実労働時間が3500時間を超えるような事態を生みだす。このように残業時間が無制限ではサービス残業を禁止することはできない。前節で紹介した全労働省労働組合の調査は、実労働時間の長い(または増えている)企業ほど、残業時間、わけてもサービス残業時間が長く、また残業時間の長い企業ほど、サービス残業時間が長いことを示している。サービス残業を禁止するためにも労基法の抜本的改正が急がれるゆえんである。

もちろん、サービス残業については現行労基法でも明白に違法であって、現行法ではサービス残業の禁止はできないというのではない。さきに、東京労働基準局は東京銀行協会と東京都信用金庫協会をとおして都内の銀行と信用金庫にサービス残業の是正を求めたが、要は政府・労働省が残業時間の実態把握に努め、ただ働きを厳禁する姿勢で労働行政にあたるかどうかである。

女性の時間外労働時間については、1日当たりの規制(1日2時間)は男女雇用機会均等法の成立(1985年)の際に廃止され、時間外労働の上限は、工業的業種で1週6時間、1年150時間、非工業的業種で4週24時間、1年150時間に緩和された。政府・財界は「男女平等」を口実に、女性の時間外・休日・深夜労働の規制をさらに緩和しようとしているが、男女の労働時間を平等にするには、女性に対する規制はそのままにしておいて、男性について女性並の規制を設ける方向こそが探られるべきである。

- 1) 本稿の作成にあたっては、大阪過労死問題連絡会の松丸正弁護士と、全国過労死弁護団の川人博弁護士から裁判資料を提供していただいたうえに、残業実態の把握について貴重な示唆を得た。記してお礼を申し上げる。
- 2) 日本の労働時間統計の特徴と問題点については、拙稿「日本型企業社会と労働時間構造の二極化——過労死問題への一アプローチ」基礎経

済科学研究所編『日本型企業社会の構造』労働旬報社、1992年、および福島利夫「労働時間の国際比較にみる日本社会の特質」『経済科学通信』第70号、1992年7月を参照されたい。

- 3) 小野旭氏はこの事情を考慮に入れて「労調」による雇用者の労働時間に一定の修正をくわえ、日本の労働時間が「毎勤」の値より約200時間長いと推計している(小野旭「統計より200時間多い日本の労働時間」『エコノミスト』(臨時増刊、1991年12月16日号))。
- 4) 横本精工は現在では時差出勤制を導入することにより2組2交替制にともなう必然的な早出・残業は解消されているとしているが、労働省はすでに1986年4月に平岡氏の死亡時の横本精工に例を見るような「不合理な交替制勤務については、予備要員を配置し、又は非操業日を設けた3組2交替制、4組3交替制への変更等勤務体制の改善」を行政指導している(本多淳亮監修・労働時間法研究会編『これからの労働時間法』法律文化社、1988年、160ページ)。
- 5) 15時間というのは労働省の指針では1週間の延長時間の目安時間であるが、それとつじまと合わせるために、三六協定の特別条項協定では、一定期間についての延長時間まずは「1週間15時間」とし、そのうえで、「目安時間を超えて時間外労働を行なわなければならない特別の事情」として「電気及び機械事故につき修理・保全等による場合」という本来は「時間外労働をさせる必要がある具体的な事由」にあたる事由をあげ、それをもって「4週間110時間」までの延長を正当化している。現実はこれより苛酷で、平岡氏の死亡前3カ月の残業時間は、特別条項で定めた事由とは無関係な、2組2交替制の下でのフル操業という生産工程の都合により、どの月も特別条項で定めた110時間をさえ超えていた。
- 6) 現在の労災認定基準のもとでは、平岡氏のような超長時間労働が証明されても、業務上の災害と認められないことが多い。例えばある商事会社の大坂事業所の営業所長であったT氏の場合(1990年5月2日死亡、当時46歳)がそうである。会社によって提供された資料によると、彼の死亡前6カ月の所定外労働時間は682時間51分、発症前1週間の労働時間(拘束時間)は106時間

- (16時間を超える日が4日、うち24時間の日が1日)に達していた。しかし、大阪西労働基準監督署は、労働時間が長いことは事実であるが、発症前の業務内容は被災者が通常行なっていたもので、特異なものではない、という理由で「業務外」の決定を下した。
- 7) 所定時間外ではあるが法定時間外ではない残業については、労基法上は企業に割増賃金の支払義務はない。
- 8) 年休の未消化も、労働しなくていい日に労働をし、しかも、休暇を取得してもしなくても賃金が変わらないという点で、休日出勤に賃金が支払われなかった場合と同様にサービス残業に数えられることができる。仮に年休の未消化が11日あるとすると、それだけで年間88時間のサービス残業になる。
- 9) 日本生命を今春退職した森井久美子氏の論考「金融機関における情報システムの変革と『高生産性内勤体制』」(未発表)によると、1980年代に同社では、「高生産性内勤体制」を確立するという触れ込みの下に、実際に残業があってもそれをすべて早出をふくむサービス残業で処理して集計上は残業ゼロという支社を全社の模範として紹介するような「残業削減運動」が繰り広げられた。この過程では、OAシステムの変革をともなった労働過程の再編成が、そしてまた、パートタイム労働者や派遣労働者の大量導入と、分社化、出向、配転、単身赴任などをともなった雇用管理が、正規労働者の現状維持志向を強め、管理職のポストへのしがみつきを強めた。それがまた労働者間競争をつのらせ、サービス残業を甘受せざるをえなくさせるような雰囲気をつくりだし、毎月のように過労死の犠牲者を生みだしたという。

<参考文献>

- 過労死弁護団全国連絡会議編『KAROSHI [過労死]』窓社、1990年。
- 労働省・連合総合生活研究所『所定外労働時間の削減に関する調査』1991年3月。
- 全労働省労働組合「労働基準法改定後の労働者の実態と問題点」1991年。
- リクルートリサーチ『ニッポンの技術者は何を考えているか』1991年11月。
- リクルートリサーチ『首都圏ビジネスマン転職実態調査 1991年』1992年3月。
- リクルートリサーチ『近畿圏ビジネスマンの仕事情'92』1992年1月。
- 大東京火災『東京・大阪・名古屋のサラリーマン千人に聞く現代ビジネスマンの「ゆとりの実感」』1992年4月。
- 本多淳亮監修・労働時間法研究会編『これから労働時間法』法律文化社、1988年。
- 松岡三郎『人事・労務の法律』日本経済新聞社、1991年。
- 経済企画庁国民生活局編『個人生活優先社会をめざして』大蔵省印刷局、1991年。
- 労働基準調査会『三六協定と時間外労働管理』1989年。
- 労働省編『こうして減らす残業・休日労働—時間外労働削減要綱』大蔵省印刷局、1991年。
- 労働省『労働時間白書—労働時間短縮の現状と課題』日本労働研究機構、1991年。
- 労働省編『労働白書』1992年版。

(もりおかこうじ 所員 関西大学)



●特集——企業社会の転換と文化

レギュレーション学派による 「日本の労使関係」論批判

黒田 兼一

I はじめに

最近、過労死や長時間過密労働、「会社中心主義」を批判する風潮が強まり、地球環境問題とともにマスコミのブームにすらなってきた。しかしそれを一時的なブームに終わらせずに、その抜本的変革への扉を大きく開いて確かな軌道としていくためには、「日本の経営」の構造それ自体を問い合わせ、日本の労働者がなぜに過労死にいたるまでの労働秩序と労務管理を受け入れているのかを解明することが必要である。本誌が毎号のようにアイロニカルなイラストの表紙とともに特集を組んでいるのも、そうした努力の一環であろう。

ところで周知のように、近年、国内外を問わず日本の企業と経営に関して、従来の特異性・特殊性を強調する論調から、その普遍性、先進性、またその移転可能性を強調する議論が活発になってきた。レギュレーション学派の研究もそのような傾向の一つである。

本稿の直接のテーマは、フランスのレギュレーション学派による「日本の労使関係」論を検討することである。彼らは労資の対抗関係、賃労働関係を基本にすべて資本主義分析を試みており、そこから日本のシステムをフォーディズムの危機を脱出しうるポスト・フォーディズムの1つの典型であると積極的・肯定的に主張し、内外に少なくない影響を与えている。

II フォーディズム論と アフター・フォーディズム論

(1) レギュレーション学派のフォーディズム論 レギュレーション理論そのものの理論内容につ

いては、すでに広く知られているので、詳しく紹介することは避けたい。¹⁾その特徴は、資本蓄積構造を市場メカニズムのみからではなく、労働編成と労資間の「調整」(レギュレーション)の具体的な内容において把握しようというところにある。資本蓄積の具体的な態様を、「調整様式」という形で、労資の対抗的展開過程に媒介された政治的・経済的「妥協」による労働者・国民の支配・統合の構造からとらえようとしていることは評価されてよい。「調整様式」を労働編成への労働者の動員システムと解釈すれば、それは労働者の動員システムの質的構造に着目したものと考えられる。

さてレギュレーション学派がいうフォーディズムとは、フォードの名が冠せられてはいるが、H・フォードの経営管理方式や経営理念それ自体をいうのではなく、20世紀の資本主義、とりわけ第2次大戦以後の先進資本主義国での「蓄積体制」のことである。

フォードは、労働の知的側面と肉体的側面の分離を原理とするティラー主義の基礎の上に専用機械やベルトコンベアを導入して、高い効率性をもった大量生産方式を実現した。この「ティラー主義と機械化との結合」を「フォード主義的労働編成」(「フォード・システム」)とよぶ。しかし大量生産体制は、当然のことながら、大量消費がなければ機能しない。この大量消費なき大量生産の社会的矛盾の爆発=1929年恐慌を経て、この矛盾の「調整」は、ニューディール政策によって実現されたという。すなわち、労働組合の公認、団体交渉制度、生産性の上昇に見合った賃金上昇、「福祉国家」等の「高賃金体制」の定着である。これらをフォード主義的調整様式(「フォード的妥協」)とよび、労働者と労働組合は「ティラー主義による統制を受け容れる代償として、合理化から生じる生産性

上昇の分け前を」獲得し、こうして大量生産と大量消費の同時達成を実現したという。²⁾

みられるようにフォーディズムとは、たんに労働編成や生産方式をいうのではなく、ティラー・システムと機械化・合理化にもとづく労働編成を、団体交渉および「福祉国家」にもとづく高賃金体制の実現によって労働者と労働組合に受容させるという、賃労働関係に媒介された大量生産／大量消費の社会経済体制と理解される。

しかしながらここにはいくつかの問題点も存在する。第1に、彼らの議論は大量生産／大量消費のアメリカ・モデルを一般化したものであり、したがって逆に大量生産体制の多様性を看過してしまう傾向があること、第2に、フォード的労働編成とフォード的妥協との結合はさしあたっては必然性をもっているわけではなく、フォード的労働編成が高賃金の労資の妥協と結び付かない場合もあることを、つまりはこの労働編成と調整様式の間の関係が明確ではないことを指摘しておきたい。

(2)アフター・フォーディズムの諸類型

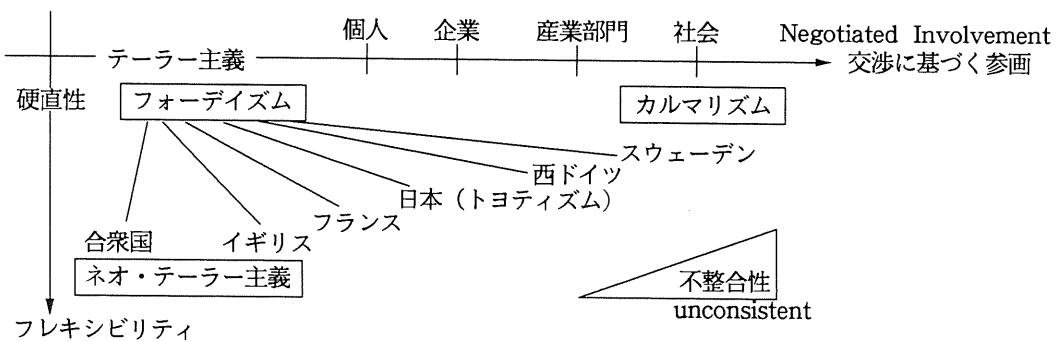
レギュラシオン学派によれば、フォーディズムの蓄積体制は、1960年代末から70年代初頭以降、長期の構造的な危機に陥った。その原因是、「ティラー的原理そのものが生産性の伸びの源泉をついに汲み尽くしてしまったこと」とされている。すなわちフォード型の規格化された少品種大量生産型商品が市場を一巡すると、品質とサービスの多様性をもった商品の生産性が求められてくるのだが、「計画」と「実行」の分離を核としたフォード的労働編成はそれに応え

ることはできずにマイナス要因に転化する。それゆえに、危機の本質・根源を「フォード的妥協」(=調整様式)にではなく、フォード的労働編成(ティラー主義)⁴⁾にあるとされる。

さてフォーディズムに替わる蓄積体制について、リビエッツは第1図のように分類している。ここでは、危機からの脱出策を、フォーディズムを構成するティラー的労働編成と硬直的で厳格な団体交渉・労働協約(高賃金体制)の二つから脱出するあり方で分類している。図の縦軸は、労資関係や労働協約のフレキシビリティを、また横軸は、労働者の労働過程への「交渉に基づく参加」の程度を示している。特にそれは形式的に見せかけの参加や強制された参加ではティラー的な労働編成を脱したことにはならず、拒否権をもった参加でなければならないという。だからフレキシビリティの高い労資関係と高次の社会的な「交渉に基づく参加」は両立しない(Unconsistent)のである。

この図によれば、対極にあるのは「ネオ・ティラー主義」と「カルマリズム」である。前者はいわゆる「新自由主義」戦略、つまりティラー的管理原理は維持・強化しながら、高賃金協約(社会保障)を破棄してそれを市場競争に委ねていく戦略(管理強化と労働運動抑制)である。他方、後者はカルマリズムの名称が示すように北欧社会民主主義の路線であり、逆にフォード的妥協は維持・強化しながら、ティラー的な管理原理を放棄して、労働者を「責任ある自律性」という形態で生産と作業内容に参加させて、質の高い労働を積極的に確保しようという戦略である。

第1図 アフター・フォーディズムの賃労働関係



出所) A. リビエッツ「ポスト・フォーディズムに関する謬見と未解決の論争」『窓』第4号、1990年6月、265ページ

先にフォーディズムの危機とは結局のところテイラー的労働編成の危機であるとされたのであるから、その克服のためには「カルマリズム」路線でなければならないことになる。

III 「日本の労使関係」＝ポスト・フォーディズム？

レギュラシオン学派の日本評価は必ずしも一様ではないが、フォーディズムを脱したポスト・フォーディズム的蓄積体制の一つのタイプであるとみなす傾向がある（第1表を参照）。

(1) 「一つのアフター・フォーディズム・モデル」論（リピエツツ⁵⁾）

リピエツツは日本の蓄積体制をトヨティズムと命名する。前掲の図で、それは「ネオ・テイラー主義」と「カルマリズム」との中間に位置づけられている。ここでは労働協約は硬直的ではなく、また労働編成はテイラー的な原理を脱して企業レベルでの労働者の経営参加が実現されているとされる。賃金協約が柔軟であることについては、年功賃金から査定による職能給が

主流になっているし、雇用保障も出向、選択定年制など柔軟化しているのであるから、おむね妥当であろう。だが図によると、「終身雇用慣行」を考慮してか、労使関係・労働協約がアメリカよりも硬直的であるとしているが、正確ではない。

他方、労働編成がテイラー的な「計画と実行の分離」の原理から脱しているとする根拠は、多能工、TQC、柔軟な職務構造などに着目して、これらが労働者を「経営者や設計者と進んで」協働させることにさせるからだという。つまりトヨティズムの労働編成は「テイラーが分離したもの」を再結合して、職場と企業レベルで労働者の参加を実現させているのだから、ポスト・フォーディズムの一つのタイプであるとみなすのである。

しかしTQCや多能工化に代表される日本の労働編成を企業レベルでの「交渉に基づく参加」（彼は非市場的協約と呼ぶ）とみるのは明らかに誤解であるか、誇張である。彼は労働協約でのフレキシブル化を企業・職場レベルでの「参加」で労働者は妥協しているとみなしているようであるが、すでに多くの論者によって指摘さ

第1表 主要なレギュラシオニストの日本評価

	リピエツツ	ケニー＆フロリダ	ボワイエ	コリア
蓄積体制の名称	トヨティズム	フジツーイズム	ハイブリッド・フォーディズム	オオノイズム
労働編成様式の特徴	作業労働と知的労働の再結合（TQC、多能工、柔軟な職務構造）	構造化されたフレキシビリティ=構造的硬直性の克服（自律的作業チーム制、ジョップ・ローテーション、ラーニング、バイ・ドゥーリング）	多能工 ジョップ・ローテーション	多品種少量生産の組織革新=労働の内的フレキシビリティ（脱専門化、多能工化、分権化、品質管理のライン化）
調整様式	「非市場的協約」企業レベルでの交渉に基づく参加	長期雇用保障 多能工 年功賃金	雇用保障とその安定化	ミクロ基軸（企業主義）のインセンティブに基づく参加（内部労働市場、職業訓練などで条件付き代償）
その他	社会的協約はないが、テイラー主義からの離脱の第一歩（アフター・フォーディズム）大企業の男性労働者以外はネオ・フォーディズム	戦後の労働運動高揚の過程での労使の妥協によって成立 普遍的なポスト・フォーディズム	分配の面での社会的妥協がない→景気反応的利潤分配的性格=前近代的性格をもつ 雇用保障と利益分配を重視=フォードの意図の実現 労働編成の面で新モデル	プレでもポストでもなく、フォーディズムを創造的に発展させたもののオストラシズム（集団による包摶と排除）とデモクラシー（生産の共同管理、分権化、職業訓練や人間的成长の権利化）との混合物 フォーディズムを超える蓄積体制だが、そのままでは移転不可能

れているようにTQCや多能工化は生産・労務管理の一環として展開されているのであって、「労使交渉に基づく参加」ではない。

他方で、適切にも、産業の二重構造、下請けや女性労働者、パートタイマーなどの不安定労働者にも言及し、そこでは「ネオ・フォーディズム」が支配しており、激しい競争と分裂がみられると指摘している。とするなら中心部のポスト・フォーディズムと周辺部のネオ・テイラーメンタル主義とを総体として可能にしている日本の調整様式を論ずるべきであるが、そしてここが肝心なところなのだが、明確ではない。それを論ずることなしに、日本はポスト・フォーディズムの一種と断定するのは安易に過ぎるといわねばなるまい。

(2) 「ハイブリッド・フォーディズム」論⁶⁾ (ボワイエ)

ボワイエは、一方では高度成長期を通じてフォーディズム的妥協がなかったので、日本にはもともと典型的なフォーディズムが存在しなかったといい、他方ではより慎重に「ポスト・フォーディズム」規定は避けているが、多能工化、柔軟な職務構造を評価して、「日本モデルが労働編成の新しいモデルである」と主張する。彼はこのようにフォード主義を超える労働編成を持ちつつ、他方でその分配の面でフォード以前的であることをみて、ハイブリッド（混成）・フォーディズムと命名する。「調整」という点についていえば、賃金に関してフォーディズム的妥協はなかったが（利益分配・景気反応型賃金）、その代わり雇用保障があったとして、これを調整（妥協）の日本の形態とみなしている。つまりハイブリッド・フォーディズムの「調整様式」は雇用保障というわけである。しかし不安定雇用労働者に正当な考慮を払っていないばかりか、正規従業員層についても、近年の動向を正しく把握しているとはいがたい。

(3) 「優れたポスト・フォーディズム」論⁸⁾ (ケニー＝フロリダ)

ケニーとフロリダは、大胆にも、日本モデル（彼らはフジツーアイズムと呼ぶ）は海外へ移植可能な普遍性をもった優れた「ポスト・フォー

ディズム」モデルだ主張する。その概略は以下の通りである。

日本の生産組織はポスト・フォーディズムの発展段階に到達した。なぜならフォード的労働編成を、チーム制作業単位、job rotation, learning by doing, フレキシブルな生産に基づく労働編成に置き換えているからである。それゆえ、日本企業の高生産性は強権取から生まれるのではなく、労働者に作業過程の多様な知識と学習の機会を与え、問題処理能力を高めることなどから可能となったのだ。日本の企業組織は、知識の共有を促進し、内部競争の否定的側面の幾つかを改善し、労働者を多面的に発達させた。このポスト・フォーディズム的形態は経営の命令や国家権力の強制によって作られたわけではなく、戦後初期の激しい階級闘争の妥協の産物である。すなわち経営側はより戦闘的な労働組合を追放して、その代わり以前の労働者の闘争で掲げられた終身雇用と年功賃金の要求を受け入れることを通して独特な生産システムを確立した。こうして日本のシステムの特徴の多くは、当初は労働者の要求であったのである。日本は現在、フォード主義を超えて、技術的・経済的再編成の遠大な過程の中心にあり、労働者の役割と幸福に影響を与えている。

彼らが日本をポスト・フォーディズムと規定する第1の根拠は、リピエツやボワイエらと同様に、労働編成のフレキシビリティとTQCである。この生産システムの独自な高生産性＝効率性をもってフォーディズムを超えているとするのであるが、労資の妥協＝「調整」についての説明はまったく説得力がない。巨大企業の中小下請け支配構造とそこで労働者の状態について正当な考慮を払っていないだけでなく、またいふところの雇用保障と「年功賃金」は戦闘的組合の追放（協調的な組合の育成と定着）との取り引きの妥協といふ側面はあろうが、彼らがポスト・フォーディズムの証左とする日本的な労働編成原理との妥協ではない。この後者の労働編成原理はいわゆる「能力主義管理」であるが、それはまさしく「終身雇用」と「年功賃金」を打破するために生まれたものであった。ケニーとフロリダはこの歴史的流れを考慮にいれていないばかりか、「能力主義管理の受容」

が如何なる意味で「妥協」なのか、それが日本の労使関係とどのような質的連関をもっているかという肝心な点を問わないまま、「普遍性」と「先進性」を大胆にしかも楽観的に断定しているといわざるをえない。

(4) 「オオノイズム」論（コリア）⁹⁾

さて、コリアの『逆転の思考』は、レギュラシオニストの手による初の本格的な日本企業分析と評されている。

彼は日本の企業経営の本質的原理をオオノイズムとよび、いわゆるトヨティズムはそれを現実に適用・応用したものだという。オオノイズムは専門化と集権化原理を廃した脱専門化・多能化、分権化、品質管理のライン化から成立しており、生産性の向上を量産ではなく、労働の内的フレキシビティの増大に求めたというのである。もちろんそれは大野耐一に由来する命名であるが、多品種少量生産の、それゆえ、テイラリズムやフォーディズムより優れた新しい生産性追求の組織革新の一般理論であるとみなしている。

このとらえ方はこれまでの論者とほぼ共通している。彼の独自性はこれを労働者に受容させる「調整システム」の分析にある。

彼は、正当にも、オオノイズムの前提として「労働側の大敗北」=労働組合の協調主義化があり、それが本質的な要素になっているという。彼が指摘する調整システムの内容は、「内部労働市場」と企業内の「職業訓練・熟練形成」である。これによって労働者には昇進と昇給および雇用保障、技能向上という代償が与えられ、「調整」されているという。しかし同時にこの代償は内部に労働者の包摶と排除を含んでいるし、けっして交渉に基づく協約によるものではなく、いわば企業への積極的献身の結果として条件付きで暗黙裡に与えられるものであるともいう。「日本のモデルはオストラシズム（集団による包摶と排除の論理）とデモクラシーといふ二つの要素の混合物であり、絡まっている」。「一方では前近代的でありながらも近代的でもある」。このことを表現するために、彼はこれを「インセンティブに基づく参加」とよぶ。こうしてコリアがいう「調整システム」とは、

「ミクロ基軸（企業内）のインセンティブに基づく参加」である。

これまでのレギュラシオニストと比べると、トヨタシステムの形成過程と現実を踏まえ、それなりに説得的ではある。だが問題は、オオノイズムの調整様式にみる民主的性格の中味である。彼が前近代=オストラシズムをいうのは、代償が協約化されていないし交渉もみられず、集団による人格への圧迫が制限されていないからだという。他方、近代=デモクラシーをいうのは、職業訓練や人間的成长が権利化しており、企業が分権化され、生産が共同管理されているからだという。この後者を「代償」に生産に積極的に関与するという論理構造となっているのだが、明らかな誤認といわざるをえない。デモクラシーをいうなら、競争に参加する機会が企業内の「すべての労働者」に「平等」に開放されていること（これも留保付きではあるが）、競争への参加が「権利化」されていること、そしてこのことがオストラシズムを正当化する根拠にもなっていることを指摘すべきであった。日本の現実は、彼がいう「デモクラシー」の獲得をめぐる労働者相互の熾烈な競争によって矛盾が「調整」されているのではないだろうか。コリアは、インセンティブを強調することで日本の現実の一歩手前まで迫りながらも、肝心なところでこの労働者相互の競争の激しさを看過してしまった。

IV 何を問題にすべきか

周知のように、加藤哲郎=ロブ・スティーヴンは、ケニー=フロリダの「日本=ポスト・フォーディズム」説を全面的に退け、それは前近代的・アジア的な「プレ（ウルトラ）・フォード主義」¹⁰⁾にほかならないと批判した。しかし、加藤=スティーヴンもケニー=フロリダが効率的だとする日本の労働編成を前提にしており、この同じ地点から「先進性」を退けて「強搾取」と「後進性」を全面に出したのである。だがそもそも資本主義社会では高生産性=効率性は、労働者への分配が増大しない限り、強搾取として現れるをえないのだから、事実上、同じことを別の視角から主張しているにすぎない。問題にす

べきなのは、この「効率性」がなぜに「強搾取」として現わざるをえないのか、換言すれば、きわめて効率的な生産システムの内実と、それを余りにも貧困な労働分配と「引き換え」に「受容」させるような日本の労使関係と管理施策の内容にこそある。日本のモデルの「効率性」と「強搾取」の「まさに両者の接合を可能ならしめている独自な経済的・社会的調整メカニズム」の中味こそが問題なのである。¹¹⁾

同様の問題は本誌上での十名直喜氏の渡辺治批判¹²⁾にも感じる。十名氏は渡辺説を「前近代払拭論・近代化完結論」と見なして、「社会慣行や人間関係のインフォーマルな面においては」なお前近代性が残存し、この「前近代性」と「近代性」との同時的・相互依存的共存こそが日本型企業社会の構造であるという主旨の批判を開いた。その主旨はそれ自体は妥当ではあるが、「前近代」と「近代」の共存を指摘しただけでは不十分である。問題とすべきなのはこのプレ・モダンとモダンの接合を可能にさせている独自な「調整様式」の内実ではないだろうか。¹³⁾

どのような生産体制なり労働編成であれ、それが有効に機能するためには、労働者・国民をそれに動員し、統合しなければならない。レギュラシオン学派はこのことを「調整」という概念を導入して、特定の労働編成に労働者・国民が動員・統合される根拠を問うことの重要性を提起した。換言すれば特定の生産システムなり労働編成が労働者・労働組合に「受容」される論理を解明することが資本主義分析において決定的に重要であることを提起したと解しうる。

しかしそのことと主張されている内容とは自ずから別である。とりあえずコリアを例外として（実質的には彼も）、彼らは「労働編成様式」の新しさに目を奪われて、肝心の「調整様式」の考察では人事考課に主導された労働者相互の激しい競争を看過し、日本の労使関係と職場の実態をあまりにも等閑視しきっている。ここで日本の「労働編成様式」の新しさとは、多能工化やTQCにみられる労働編成様式のフレキシビリティと労働者の知的参加の性格である。だがティラー・システムやフォード・システムがそうであったように、それは何よりも労働者の

支配システムなのである。それが注目されるのは、すでに多くの研究者によって明らかにされているように、労働者に知的能力を発揮させる支配システムとしての新しさにある。¹⁴⁾ 加藤＝スティーヴンの議論はこの新しさを軽視している。考察してきた4人のレギュラシオニストは、その形態としての「新しさ」に目を奪われて、支配システムという本質を看過し、肝心の「調整様式」の分析がきわめて不十分なものとなってしまった。

そもそも「調整」は資本蓄積と「労働編成」からくる社会的対立・矛盾を吸収する秩序やルールをいうのだったから、本質的には支配の秩序・ルールと考えられるものであろう。したがって暴力的な形での調整もあるだろうし、譲歩や平和的な調整もあるはずだ。その多様性を軽視するとケニー＝フロリダのようにまったく説得力のないものとなってしまう。同じことは、ポスト・フォーディズムと規定する際にも、それが何かフォーディズムより進んだ労働者にとって好ましい傾向を見てしまっている。彼らが分析した対象はむしろフォーディズムに代わる、資本主義の危機を克服する新しい支配構造として分析すべきなのである。そしてそれがいかなる「調整」メカニズムで機能しているのかを問うべきなのである。

V 「企業主義的競争民主主義」

それでは現代日本の「調整様式」をどう考えたらいいのだろうか。つまり高い生産性と低い労働分配との接合を可能とさせている日本の「調整メカニズム」、あるいは、「モダン」と「プレモダン」とを接合させているものをどうとらえるべきだろうか。

筆者はさしあたって次のような意味内容をもった「企業主義的競争民主主義」と考えている。¹⁵⁾

日本の労働者の生活と意識はいわゆる「内部労働市場」が果たす役割に影響されて「会社あっての生活と将来」あるいは「自社中心的成長志向」に支配されている。この「会社・企業主義」を基調にして、企業は「能力評価」の「公平性」を約束し、企業目的達成に向けた相互競争に参加する機会の「平等化」を約束した。これは一

種の民主主義、相互に競争することの「底なし」の民主主義である。労働者が層として仕事に専念し、能率向上に精神的にも肉体的にも自発的・積極的参加するのは、この競争民主主義のためであろう。このサバイバル競争の結果として労働者が得るものは一定の賃金と雇用の「保障」であるが、しかし競争に敗北した者や、はじめから競争に参加しなかった（参加から排除されていた）者、競争を批判したり拒否した者はその限りではない。コリアが「インセンティブに基づく参加」、そしてそのオストラシズム的性格を指摘する点は、その限りでは正しい。しかしそれらを有効に機能させているものは人事考課に裏打ちされた「底なし」の相互競争に他ならない。競争に参加することが社会的に強制されているのである。この点を抜きにたんなる「インセンティブ」のみでは労働者が層として仕事に専念する構造は把握できないのではないか。それはTQCと「職能資格制度」を中心とする「能力主義管理」に構造化されている。この労務管理システムは、鈴木良治氏が主張する「強制と自発の一体的性格」を保障する、つまり自発性の強制ともいべき、自発性を組織化する制度である。¹⁷⁾ この制度のもとでは賃金決定ばかりか、処遇の大半が「企業が期待する職務遂行能力」の人事考課で決定される。それゆえ、処遇をめぐる労使交渉は機能していないばかりか、事実上否定されている。処遇が労働者相互の競争に委ねられ、規制の枠が取り払われているのであるから、労使関係の面で経営者が大きなフレキシビリティを確保しているといわねばならない。

しかしこの調整はけっして社会的妥協などと呼べるものではない。労働分配があまりにも貧困であるし、何よりも交渉相手の組合が事実上機能していないからである。「能力主義」の労務管理システムに体現されている「企業主義的競争民主主義」こそ、低い労働分配、人権無視、労働組合機能の否定ないし不在というプレモダンをテイラー主義を「脱した」効率的な生産システム（ポストモダン）として表出させ、その「プレ」と「ポスト」の接合を可能ならしめているのである。しかもこの企業中心主義と競争民主主義が結合した支配形態は、目下のところ

きわめて強力であるため、多くの労働者はそれに疑問を抱きながらもむしろ自分に鞭打って「自発的・積極的」に参加することで、矛盾を個人的・内的に解消させているように見える。内的に蓄積された矛盾の極端な「爆発」こそが過労死である。この転倒した環からの脱却は、容易ではないが、この独特な調整様式とその制度化としての「能力主義管理」自体の変革以外ないと思われる。

〔付記〕本稿は、拙稿「日本の労使関係論の新動向」（稲村／仲田編著『転換期の経営学』中央経済社）および1992年労務理論学会第2回大会（1992年5月8—9日、名城大学）での報告要旨を中心に、若干の論点を加えて整理したものである。

- 1) その概要を知るにはさしあたって、山田銳夫『レギュラシオン・アプローチ』藤原書店、1991年、が参考になる。
- 2) リピエツ『勇気ある選択』藤原書店、1990年、23~28ページ。
- 3) この点はさしあたって、宗像正幸「『フォーディズム』論の再興とその意味連関について」『広島経済大学経済研究論集』14巻2号、1991年6月、を参照されたい。
- 4) リピエツ、前掲書、37~39ページ。
- 5) リピエツ、前掲書。同、Capitalist Crisis in the 90's :Alternative Propositions, 1990 (1990年度経済理論学会での講演レジュメ)。ルボルニユ=リピエツ「ポスト・フォーディズムに関する謬見と未解決の論争」『窓』第4号、1990年。
- 6) ボワイエ『入門・レギュラシオン』藤原書店、1990年。
- 7) この利益分配と雇用保障をもって、フォードの意図が、日本で迂回的に実現したと評価していたが、最近、それを撤回した。
- 8) Martin Kenny & Richard Florida, Beyond Mass Production, Politics & Society, 16, No.1, 1988. 「大量生産を超えて」『窓』第3号、1990年。
- 9) コリア (B.Coriat)『逆転の思考』(花田／斎藤訳) 藤原書店、1992年。

(38ページに続く)



●特集——企業社会の転換と文化

日本型産業社会の現状と展望

——経済学からみた人間の自立と家族の将来——

池上 悅

I はじめに

——企業社会論から産業社会論へ。
日本型産業社会における生存競争の組織化（産業の再編成と日本型合理化）
を中心に1960年代以降の日本経済をふりかえる——

いま、日本型企業社会論が花ざかりである。日本企業の成長力の秘密や労働組織の独自の集団主義や知的熟練論、また、過労死をめぐる裁判や、これをきっかけとした理論的・実証的な研究など枚挙に暇がないほどである。しかし、これら企業社会の背景ともいるべき産業社会の特徴については、まだ、研究の豊富さを示すところまではいっていない。¹⁾日本の企業社会といえども、産業社会の特徴に規定されている側面が大きいことはいうまでもないし、とりわけ、企業間の生存競争によって、個々の企業が集団主義管理や過労死をもたらすような管理のありかたを示すようになる、という点も検討すべき課題であろう。今日、系列中心の日本企業は国際的な競争や国内の新産業の挑戦を受け、企業社会から個人の個性重視や個別企業の個性重視の方向が模索されつつある。個人の個性重視の志向や、個別企業の個性を重視しようとすると、従来の系列中心の発想とは矛盾するようにも見えるし、高度成長の過程で犠牲にしてきた日本の労働者の職人的で文化的な熟練の蓄積や地域伝統産業の文化性や個性を再評価せざるをえないようにもみえる。文化経済学や企業文化論の台頭など新しい動きも、このような背景のもとで理解すべきものかも知れない。

では、日本型産業社会の成立史を回顧するところから始めよう。

第2次世界大戦後の日本における「戦後改革」

は行政機構における内務省解体と並んで財閥解体にも着手した。しかし、当時の連合国であるイギリスの要請にもかかわらず、アメリカ合衆国が主導した対日理事会は銀行を解体の対象とすることに消極的であった。日本の都市銀行は、内務省にかわって官庁の中心的位置に座った大蔵省の指導の下に、財閥や系列と呼ばれる資本のネットワークの中心として経済復興を遂げ、高度成長を担うことになった。

具体的には1940年代から50年代にかけて、日本経済はドッジ・ラインに基づいて1ドル360円の為替レートを設定するとともに、増税と超均衡予算によって財政の黒字を造りだし、国債などの国家的債務を銀行に返済し、銀行の経営基盤を強化した。さらに、銀行に貸し付け資金の不足を生ずると、日本銀行からのオーバーローンによって資金力を拡充し、旧財閥系銀行における系列融資の基礎を与えた。²⁾

日本産業は財閥系銀行を中心とした系列化によって、大企業を中心に中小企業の系列化を図り、企業規模別賃金格差や中小企業に蓄積された技能や熟練を活用しつつ、海外からの資源や技術の導入を行なった。これは俗に言う「欧米に追い付き追い越す」経済発展戦略であり、導入技術を基礎に大量生産大量消費、画一的でマニュアル化された体制を確立し、原材料やエネルギー資源を輸入しつつ「従属的加工貿易」によって経済復興と成長を目指す戦略であった。この体制では主要な輸出産業が、戦前から伝統のある繊維から、鉄鋼や化学へ、さらに機械、自動車、電機、精密機械などへと変化してゆき、戦略的産業がスクラップ・アンド・ビルトの対象となるのは当然のこととして受取られた。この結果、日本の地域社会に固有の多様性や文化性、芸術的な要素の大きい伝統産業、豊かな食料・衣料・住居などの素材を供給してきた農林

漁業、多様性のある個性的な中小零細企業などのもつ技術や技能や熟練は、新しい導入技術を消化するのに必要な限りで活用され利用されたが、画一的なシステムに載らない多くのものがスクラップの対象にされた。このシステムのもとでは系列に入らない経営体や産業は、系列同士の激しい競争がもたらす価格の変化や資源の偏在の影響を受けて採算がそれなくなり、没落していったのである。勤労者個人が心身のなかに蓄積してきた熟練、職人性、個性、文化性が辿った運命も地域の個性と基本的に同様であった。新技術の導入過程は、日本のサラリーマン、労働者や農民、漁民にとって、個性と文化を活かした文明の受容ではなくて画一化の歯車によって個性を寸断され、系列の部分装置として、マニュアル化された業務を知的にこなす「世界一レベルの高い単純労働者」として再訓練される過程でもあったのである。

これらの経過は、戦後日本の西欧文明の移転と継承の過程が、人と地域の個性を相互に活かし合う形で（つまり、個性の相互尊重という文化的な雰囲気のなかで）行なわれず、個人や地域の知的な資産を解体して、経済や行政の中央集権的機構によって、系列による資本蓄積の一部分に位置づけられたことを意味していた。

中小企業だけではなくて、産業構造の変化を進める、という政策の下で大企業できえスクラップの対象となった。三池争議に象徴される石炭産業を始め、現代では鉄鋼産業できえ例外ではないとされている。銀行・商社・繊維・化学・自動車・電機などにおいても絶えず合併問題が提起されているのである。したがって現代日本における産業社会の特徴は、産業内における個別資本同士の競争であるよりも、むしろ、いくつかの産業に渡る系列ネットワーク間の競争を特徴としており、かつて宮崎義一教授が指摘されたように「系列ワンセット」主義による過当競争を基本的な特徴とする。³⁾

この「系列ワンセット」を競争の基本的な単位とする産業の組織は、すでにみたように成立の経過からしても、ドッジ・ラインという国家的な規模での銀行支援政策やそれにつづく大蔵省の銀行保護政策（通常、護送船団方式と呼ばれる）、さらには日本銀行のオーバー・ローン

政策なくしては、ありえなかった。また、系列の形成過程においては、独占禁止法が形骸化されて事実上、通産省の指導による産業のスクラップ・アンド・ビルトが強力に推進された。そして、1950年代後半以降は財政の再建と税収の増加や郵便貯金の増加を基礎に道路や産業基盤を財政活動によって整備する公共投資政策が進められた。これらの諸特徴は、国家機構が企業の独占的結合を支援し環境を整備したという意味で日本の国家独占資本主義が系列間競争の背景にあったことができるであろう。日本社会では、系列間競争が企業相互の生存競争や企業で雇用された労働者相互間の生存競争を激化させてきたという現実がある。これは日本の国家独占資本主義による「生存競争の組織化」とも言える事態であって、日本型産業社会の基本的な特徴である。

II 労働と生活における文明継承過程の「疎外された」形態（個人知的資産のスクラップ・アンド・ビルト）

日本型産業社会における生存競争の組織化について考察を進めて行くと、企業が生き残るには個人的な生活を犠牲にしてでも、まず、企業の生産性や売上げを伸す、という「企業への帰属意識や忠誠心」を価値基準として、従業員が一種の「企業への忠誠心を競う生存競争」に巻き込まれていることがわかる。このような生存競争の組織化を可能にした日本的な条件は一体何であろうか。

まず、考えられるのは、労働組合などの対抗勢力が弱くて、労働者の個人としての自立を支援する条件が欠けており、とくに、企業別組合であるので、組合自体が労働者の共通の利益を団結して追求するよりも、個別的な企業内の待遇の改善を求めるやすい、このために、対抗力は企業単位に分散させられてしまうことが挙げられよう。私企業側は強固な系列で団結し、労働側が企業別に分散していくには勝負になるまい。

しかし、労働者の企業からの自立性は、職場の組合組織にだけ依存するものではない。とくに第2次大戦後、戦後改革がもたらしたものは、多くが個人の自立を促進する上で、大きな意味

を持っていた。例えば、男女同権の憲法的な保障は女性の自立への関心を高めて、個性や文化の追求を人生の普遍的な価値とする志向を生みだしたし、教育改革は、義務教育の拡充や高校、大学への進学率の上昇によって、教育を受けて知識や教養を身につけ、長期間の学生生活によって、人間関係や社会関係を形成し、個人として自立しうる条件を形成する余地を拡大した。また、独占禁止法は公正な企業間競争を保障することによって個人が企業から自立して新しい仕事や事業を興す余地を造りだした。農地改革が、独立自営農民を大量につくりだして、個人の自立にたいする関心を呼び起こしたことは言うまでもない。また、家族制度の近代化、社会保障制度の整備や福祉制度の発展は、個人が失業や老後、疾病時においてかかえる生活の困難に独立して対処しうる条件を保障する事によって、個人の自立を促す条件を整備してきたといえよう。協同組合法による非営利組織の発展、地方自治法なども地域のコミュニティ形成の条件の発展なども同様の方向を示したといってよい。

これらの新しい条件は、戦前の状況と比較して、個人が自身で知識や経験を蓄積し、連合して、仕事を起こし、地域をつくり、人を育て、文化を高める条件を形成した。それゆえに、系列が本格的に復活する1965年までは、地域において戦前の伝統文化や産業の見直しが始まり、農業などにおいても1955年までは、多様な生産物の供給や生産力の向上が実現した。そして、それ以降も、経済や行政の画一化と対立しつつ、大きな矛盾を抱えながら、個人の知的な資産の継承と蓄積は、多くの学習組織や仕事の設計、生活や人生の設計などの機会を通じて進行していく。

系列の復活や強化の過程は、これらの労働と生活を通じて蓄積された個人の知的資産を、私企業の追求する金銭的な価値の増加のために、絶えず解体し、「会社人間」に必要な部分だけを残して再構成することであった。QCサークルにおける合理化提案の能力や社内の資格試験に挑戦する能力などは残されたが、個人が職業人として自立し、転職や仕事起こしによって経済的に自立して行く能力は、潜在的なものに止められて、発揮する機会は保障されなかった。

転々と配置を換え、出向を増やし、一定の熟練や技術の修得があったとしても、それは、絶えず、転換を余儀なくされてゆく。個人の知的資産は形成と発展の条件がありながら、スクラップ・アンド・ビルトの対象とされる。

ここに、日本の労働者が、西欧からみると、働き中毒論とか、企業中心社会=日本と家族中心社会=西欧の対比論が台頭する根拠がある。

なぜ、企業中心社会が出来上がったのであろうか？ いうまでもなく、労働者の潜在能力に對して発揮の機会を造りだすはずの戦後改革の成果を空洞化して、独占禁止法を緩和し、中小企業や農林漁業の衰退を進め、系列に入らなければ生残れない状況をつくりだしたからである。それゆえに、強調されなければならないのは、仕事起こしの機会の少ない日本の市場経済と労働者（特に女性）にとって高い潜在能力と少ない機会が必然的であったということである。

自立した企業の少なさ、は、銀行を中心とした企業集団と系列化の強化の結果であり、個別の産業においては、国家の支援を得たカルテルまがいの活動であった。これらを促進したのは、「弱い公正取引委員会と骨抜きにされて罰則すら軽い独占禁止法」であった。ここでは、公正競争のルールが弱い日本市場の特徴が注目される。あたかも、「牛後となるも鶏口となるなれ？」と思わせるほどの「系列化の利益」への期待であって、その結果が企業別賃金、労働条件、福利厚生、社会的な待遇の格差、中小企業の系列化、大学間の就職機会の格差、受験戦争などとなって、固定化されてきた。

系列に入ることによって得られる利益の半面としての個人の払う犠牲は測り知れない。とくに、会社・企業への忠誠心を競う人間関係と人事考課制度は特徴的であり、「5時以降でも会社で過す時間が家族と過す時間よりも長い」状況が生みだされたのではあるまいか。

さらに、これらを支えたのは、企業や個人にとっての機会を制限する法制度や行政指導であった。特に企業や産業団体が官庁の指導で合理化や合併を繰り返し、「天下り」と呼ばれる人的結合を発展させてきたことは注目される。多くの官庁は、いまだに、技術・資源・資金などの配分における「窓口」一本化とも言うべきシス

テムを形成しており、産業側にある利権化してしまった既得権の擁護に回ることも多い。そして、日本型圧力団体と系列への「機会均等主義」によって、個人の機会は少なく、系列が一致すれば、機会が開かれる、ということもある。また、女性の働く権利についても税制などで、事実上、機会を制限してきた。例えば日本では妻がパートで年間100万円内外の収入を挙げることが多いが、これを越えると、税制上、独立した家計とみなされ、妻に税金が課され、扶養控除が受けられなくなり、夫の収入減にもつながる。税制によって働く機会を制限していると言われても仕方がない。

かかる企業社会の家族社会への影響は、当然のことながら、男女の役割の固定化と、両者ともに潜在能力の発揮の機会が制限され、期待は子供の教育に集中し、しかも、教育そのものが、しばしば、就職のための機会をめぐる生存競争の場に転化されることである。例えば、企業人・月給運搬人としての父は、職場のこと以外は理解できない粗大ゴミ候補者となりがちであり、母は、しばしば企業戦士・受験戦士の督励者としての振舞いが目立ち、偏差値基準で生存競争に強い子供が生みだされる可能性さえある。この結果、自立困難で流行や習慣に従順な男女や「あらかじめ失われた恋人たち」の世界が生みだされる余地もあるう。

これらは、いずれも、家族共同体の解体の危機を意味するとともに、潜在能力の形成に注目するならば、家族の民主主義的再生や人間発達の機会への模索を意味するであろう。今日、日本社会に於ける高学歴化、生産技術、生活技術、教育技術の高度化などは、労働と生活における勤労者の知的資産の形成の可能性をかつてなく、高めている。知的資産は形成されては無用にされ、また、新たに形成される。これは、労働と生活における文明の成果の「疎外された継承過程」を意味し、個性を犠牲にした知識、技能の修得であり、発揮する機会のない潜在能力は、ストレスの原因となり、かえって、自分を破壊することさえある。

では、機会を保障する社会の展望は、どのようなものであろうか。

III 企業社会の転機とみなおしの動き ——最近の「ゆとり社会論」や「生活大国論」の主張を手がかりとして——

1991年に通商産業省産業政策局が公表した「ゆとり社会の基本構想」によると日本には三つのゆとりが欠けている、と指摘されている。それらは「時間のゆとり、空間のゆとり、所得のゆとり」であって、これらが欠けている大きな原因是、日本が従来、欧米に「追い付き追越す」ために、ゆとりや個性を犠牲にして、ひたすら、「企業のため、国家のため」に働き、家族や個人生活を犠牲にして省みなかったからである。しかし、今や、状況は変化したのであって、日本はアメリカ合衆国とならぶ世界の経済大国となり、これ以上「キャッチ・アップ」型の成長を続けようとするならば、日米の経済摩擦に象徴される海外からの「日本人は働き過ぎ」であり、日本企業は労働者に対して低い分配率を強要している、との批判を回避できない。また、日本人の生活様式も、かってのように「働き蜂」の夫が、深夜までの勤務や「つきあい」で、現金を稼ぐ、という方式が、社会的に受け入れられなくなってしまった。とくに、女性の社会・職場進出は仕事と家庭という従来の性別分業の維持を事実上、不可能にし、核家族化の進行は従来の家族内の相互扶助による育児・介護などを困難にして保育所や老人福祉施設など社会的な施設を発展させ、共に働くための条件を造りだしてきた。また、高齢化社会の進展とともに退職後の生活を夫婦で維持するための日常的なコミュニケーションの必要性が増大し、夫婦や家族が日常的に会話や余暇を享受しうる機会が強く求められてきたのである。しかも、1970年代後半以降は低成長時代となって、企業の規模の拡大が困難となり、昇進の機会が減少して、企業へ求心力が減退してきたことも無視できない。

さらに企業にとって大きな問題は、情報技術やバイオ技術の導入や普及とともに、経営者の知識が現実の企業活動に必要な知識に追いつかなくなり、管理業務や企画業務における若手の企画力や技術力の個性的で創造的な対応に期待せざるを得なくなったことである。単にマニュ

アルでは対処できない業務の増大は、「個性尊重の雰囲気」を産む。

さすがの日本企業社会も、時間、空間、所得などの三つのゆとりの思想を受入れ、労働時間短縮によって不足する労働力を女性と中高年に求めざるをえなくなってきた。ゆとりと個性を不十分ながらも経営の方針に加えた場合には、企業社会から、個人や家族中心社会への転換が言葉だけでも浮上することになる。ここに通産省の報告書までが、労働時間の短縮と女性・高年者の進出に期待する、とし、従来の企業社会の反省と個性の尊重、いきがいの重視、快適な職場環境、住環境、さらに、文化への社会貢献を進める、とする根拠がある。

IV 労働の人間化・生活の芸術化・人間的な「まちづくり」

いま、日本の産業社会は、二つの大きな課題に直面している。ひとつは、企業の文化や個性が、企業の生き残りのために欠くことの出来ない問題となるにつれて、個性ある個別企業の系列からの自立は可能か、という問題が生じてきたことである。かって、アメリカにおける巨大鉄鋼会社の崩壊という教訓からみると、情報やバイオテクの技術導入や産業再編の波は官僚化して硬直化した大企業を真っ先に襲った。日本企業が個性や文化を重視し始めた背景には、従来の画一化や硬直化を回避し、産業再編成に対して柔軟に対処しようとする姿勢がうかがわれる。系列や行政指導に依存した従来の体質では、かっての証券業界にみられたように損失補填やバブル依存の傾向から脱却できない。そこで、透明性の高いルールの設定と公正な機会の保障による公正な競争のシステムが必要とされる。個性のあるものが、他の個性を傷つけることなく発展しうる保障は公正なルールの存在であろう。

国際関係にもとでの公正競争の要請、系列からの企業の独立への志向と独占禁止法の強化、企業規模別賃金格差の解消、下請制の解体、これらは、日本産業社会改革の初步的な一步であろう。

いまひとつの課題は、個人の自立に関するものである。つまり、一方では、個性を相互に尊

重し合う文化的な雰囲気の形成であり、他方では、潜在能力を発揮する機会としての家族関係、地域形成、企業活動の位置づけである。個性形成の環境づくりと公正競争の実現であるといつてもよい。日本の勤労者が、この課題に接近するきっかけは皮肉にも、企業社会がもたらした疎外感そのものであった。一定の現金収入があったとしても、「かけがえのない自分の人生や生活」をおろそかにはできない、という切実な気持である。潜在能力が形成されつつある場合、かかる気持が多くの勤労者を捉えたのは当然であった。「かけがえのない本物」の人生をめようとする気持は多くの芸術家と共通のものであって、このような時期には、旅行、自然へのあこがれ、かけがえのない文化財への関心などが高まるのが普通である。

人間が文明の成果を個性的に、つまり、独自の知的資産の形成を媒介として実行しようすれば、人間は私益から出発しつつ、次第に、自分の個性の追求のためには、他人の個性や多様性を認めることが必要であることを自覚するようになり、相互の共存や共存のためのルールの確立を推進するようになる。したがって、個人にとっては「アイデンティティ」（個性を追求することによって人類としての共通性を確認する）の追求が究極の欲求となってゆく。個性と公正なルールの確立は現代日本産業社会の基本的な課題となる。

総理府のアンケート調査によると、日本においても1978年以降「ココロの豊かさ」を求める人々が多数派となり、「いきがい」のなかで、芸術文化の創造や生活への導入に期待するひとびとが増加する。企業も多くのデザイナーを雇用し始め、政府や自治体による文化支援も活発化してきた。ここでは、芸術文化の創造とその支援制度の拡充、芸術文化を享受する能力の発達のための制度の整備、科学や技術を身につけて仕事をおこす権利、働きつつ学ぶ権利などが、保障され、職場と地域における自立した人間の形成を支援し発展させる公共政策が求められる。戦後改革の継続が具体的な課題となり、自立した人間による家族の再生や雇用機会の均等、職能の確立と新しい賃金制度が求められよう。

これらの背景のもとで、文化経済学の提唱者

のひとりであるW. モリスが述べているように、⁶⁾
個性的な人間の形成のためには、

①労働の人間化に向けて、労働時間の短縮を図り、

②生活の質を高めて、財の購入と消費の機会を「いきがい」につなげる生活の芸術化を進め、

③地方自治や住民参加による「まちづくり」を通じて地域の再生を行なう、

などの方向が模索されることとなろう。

ここでは、同一労働同一賃金のもとでの地域福祉の充実と「いきがいを追求できる仕事おこし、生涯学習の権利の確立」、画一化された社会の隙間にコミュニティを再建する人々の努力や、文化と協同に向けての動きが開始される。

人間は、1)消費者として、2)生産者として、3)市民として、知的な資産を蓄積し、それによって獲得される職業能力、生活能力、統治能力の発達を期待されるであろう。

(32ページより続く)

- 10) 加藤哲郎／R. Steven 「日本資本主義はポスト・フォード主義か」『窓』第4号、加藤哲郎「ポスト・フォード主義かウルトラ・フォード主義か」、同誌、第2号。
- 11) 山田鋭夫『レギュラシオン・アプローチ』藤原書店、1991年、172ページ。
- 12) 加藤＝スティーヴンの批判論文が発表されて以降、雑誌『窓』で、実に内外の研究者の21本もの論文で「国際論争」が展開された。しかしここでも日本の独特な経済的・社会的調整メカニズムをめぐって論争がおこなわれたとはいがたい。なお、京谷英二氏は、最近、労働過程の内部、とりわけ小集団活動に焦点をあて、それらが資本による新しい支配システムであることを主張し、両当事者双方を全面的に批判する優れた論文を発表された。同「日本の労働過程のフレキシブル・システムとは何か」『窓』第11号、1992年。
- 13) 十名直喜「日本型企業社会の構造とその変革視点」『経済科学通信』65号、1990年。
- 14) ついでにいえば、渡辺説は確かに近代化説ではあるが、近代化完結論であるのかどうか疑問

1) 今井賢一『資本主義のシステム間競争』筑摩書房、1992年。

2) 松成義衛『現代日本の金融機構』法政大学出版会、1965年。

3) 宮崎義一『戦後日本の経済機構』新評論社、1966年。

4) 生存競争の組織化については、池上惇『現代資本主義財政論』有斐閣、1974年を参照。

5) 通産省編『ゆとり社会の基本構想』通商産業調査会、1991年。

6) 本間久雄『生活の芸術化—— ウィリアム・モリスの生涯』銀書房、1946年。

*本稿は1992年7月12日に飛鳥で行なわれた研究報告の要約である。報告の機会を与えて戴いた成瀬龍夫、小沢修司の両氏に深謝したい。

(いけがみ じゅん 所員 京都大学)

である。例えば戦後日本の労働者の意識（「特殊な平等＝反差別観」）を説明する際に戦前以来の伝統的意識をそのまま引き合いに出している。渡辺治「現代日本社会の権威的構造と国家」、藤田勇編『権威的秩序と国家』東大出版会、1987年、205～206ページ。

15) 京谷栄二、前掲稿、および「ポスト・フォーディズム段階の労働過程論争」『長野大学紀要』第13巻第2・3合併号、1991年

16) 詳しくは以下の拙稿を参照。「戦後日本の労務管理と競争的職場秩序」戦後日本経営研究会編『戦後日本の企業経営』文眞堂、1991年。「職能資格制度と競争的職場秩序」木元進一郎編著『激動期の日本労務管理』高速印刷出版事業部、1991年。「日本の労使関係論の新動向」稻村／仲田編著『転換期の経営学』中央経済社、1992年。

17) 鈴木良治「日本の企業システムの『ユーポラティズム』的把握と日本人労働者の勤労態度に関する覚え書き」『産研論集』No.9、1992年3月。

(くろだ けんいち 桃山学院大学)



●特集——企業社会の転換と文化

消費社会と文化

角田 修一

私は立命館大学で経済原論を担当しています。文化とあまり縁がなく、いわゆる「文化的生活」をしているわけでもありませんから、文化について語る資格があまりないと思っていますが、研究テーマが「生活様式の経済学」ということで、とりわけ80年代に消費文化が消費社会とかかわって取り上げられたこともあります。文化の問題にも関心をもってきました。今日は、私の狭い専門の立場から文化というものをどういう理論的枠組みで考えたらいいのかという話になろうかと思います。まず、消費生活、消費社会のサイドから文化についてどういう議論がこれまで行なわれてきたかを私なりに整理し、私自身それをどう受け止めているかを話し、それから「経済と文化」の問題をどう考えるかに話を移していきたいと考えます。

I 消費文化論の系譜 ——大衆文化の意義と限界——

消費と文化の問題では、「大衆消費社会」とのかかわりで「大衆文化（マス・カルチャー）」についてこれまで多く議論されています。

有名な人では、スペインのオルテガ・イ・ガセットが『大衆の反逆』という本を書き、大衆がいわば歴史や社会の表に出てきた状態を批判的に取り上げて、一部エリートによる文化を守るという立場から一種の文明批判を展開しています。こういう問題で『大衆の反逆』は古典中の古典になるかと思います。こういうオルテガの議論に非常に悪乗りしているのが、西部邁という元東大教授で、西部氏の議論もそこらあたりに源流があります。

立場という点ではオルテガとずいぶん違うのですが、フランクフルト学派と呼ばれる人たち、その初期の第1世代のアドルノ、ホルクハイマー

が、1930年代、40年代のナチズムの経験に基づいて、今日でいう「管理社会」論を取り上げ、全体主義批判を展開しました。その中で、これもこの問題の古典という位置にあるようです。アドルノ、ホルクハイマーは『啓蒙の弁証法』（徳永恵訳、岩波書店、1990年）という本を書いて、「啓蒙」というものが近代社会を切り開きながら、ファシズムのような全体主義に陥ったというこの逆説——これを「弁証法」と表現していますが——を取り上げています。とりわけ文化については、ナチスがいろんな芸術を使って大衆を操作してきたという経験や、アメリカにおける「文化産業」によって大衆が操作されるという形でとらえられます。大衆は受動的なものとして、上から管理され組織化され操作される存在として描き出され、それがファシズムの基盤になった。当然、労働者階級の革命性についても、非常に悲観的な結論が出されます。労働者階級が体制に統合されるという議論は、思想史上ではフランクフルト学派の初期の世代によって最も早くから出されてきたのではないかと思います。そこでは、文化は、労働者階級も含めた大衆を統合するための手段という位置づけになってしまいます。

戦後、フランスのJ・ボードリヤールが、これも現在では古典のような扱いになると思いますが、消費を文化の一種の記号だととらえて、新しい議論を展開します。消費の秩序を記号の配列として取り上げ、いわばモノから記号へという形で消費に関する議論、人間の欲求に関する議論を取り上げました。目新しい議論で、日本でも消費を文化と結びつけて、記号論的に解こうという議論が80年代前半にはやりました。社会的には、例えばエリマキトカゲが走り回るといったCMなど、84年頃に面白いCMが流行しましたが、それも消費を記号論的に解こうと

いう議論の裏付けになりました。

文化の問題ではもう一人、ガルブレイスをあげておかないといけません。ガルブレイスは、「依存効果」ということで、生産者が消費者の欲求を作り出している、消費者の欲求が生産者に依存しているという形で、大衆の消費生活が操作されるという形で扱っています。ボードリヤールはこのガルブレイスの議論を取り上げて、消費者の自由と主権がごまかしにすぎないということを認める点ではガルブレイスに同意すると言っています。しかし同時に、ボードリヤールは、ガルブレイスの議論が、ボードリヤールが強調する「差異化」の論理を見落としているとか、あるいは相変わらずモノとの関わりでのみ欲求をとらえているとかいう点で一定の批判を行なっています。

また、「脱産業社会」論あるいは「脱工業化社会」論で有名なアメリカの社会学者にダニエル・ベルという人がいます。この人が『脱工業化社会の到来』(ダイヤモンド社、1975～76年)の後で、『資本主義の文化的矛盾』(林雄二郎訳、講談社学術文庫、1976～77年)という面白いタイトルの本を書いています。この本は、知識産業、サービス産業を早くに指摘したとか、脱イデオロギーとか、多元的価値とか、いろんなことを指摘したわけですが、文化に関わっては、資本主義を「一つの経済-文化システム」としてとらえるという見方を提起しています。

彼は社会を三つの領域、すなわち「技術-経済構造」、「政治形態」、「文化=象徴的諸形態の領域」——文化は狭く「象徴的諸形態の領域」としてとらえられています——にわけてとらえ、この三つの領域に不調和が生じることを問題にしました。1920年代の大量生産、大量消費とともに人間の性格構造に不調和が生じてきたということを「資本主義の文化的矛盾」という言い方でまとめているわけです。その「性格構造の不調和」とは何かといいますと、これまで資本主義を成り立たせているとされてきたピューリタニズム（節欲など）の倫理観と大衆消費が作り出した快楽主義が相容れないものになっている、あるいはこれまで一種の機能的合理主義が追求してきたのに対し、大量消費とともに不合理主義が生じてきている、こういう

不調和が生まれているというわけです。彼はここから、資本主義の改良の意味をこめて、「公共家族」論を展開します。

それから、文化論でいま日本で最もよく取り上げられているのが、社会哲学者のJ・ハーバーマスです。この人は多くの本を書いています、最近では『コミュニケーション行為の理論』(河上倫逸ほか訳、未来社、1986～87年)といった本が出ています。ハーバーマスはこの世界を「生活世界」と「システム世界」とに大きく二分してとらえます。「システム世界」とは、合理主義、すなわち一定の目的にしたがった合理性にしたがって進められる世界で、そこでの中心は労働です。この対極に「生活世界」、すなわち日常的な自然の我々の世界が存在しており、そこでは本来、人間と人間のコミュニケーション、交流が行なわれているのですが、「システム世界」の合理性によって「生活世界」が侵食されて植民地化されているというところに現代社会の問題性を見出しています。彼は当然、「生活世界」におけるコミュニケーションという行為、これは何かの目的に人を従わせるという行為ではなく、ある意味で目的がない行為で、それの復権を主張しています。

このように様々な文化のとらえ方がありますが、これまでの議論では、文化がかなりの程度大衆に普及しているということの上にたって、それを批判的にとらえる見方が多いと思います。これに加えて最近では「日本文化」論がさかんで、ウォルフレンをはじめとする「日本特殊性」論に対し、日本文化の普遍性を主張する議論があります。この両者は表面的には違うようですが、方法的には同じ議論のような気がします。文化の問題はそういうところでも取沙汰されています。

II 民主的大衆文化の可能性

こういう様々な議論を見ていますと、私などはちょっと違和感を感じますが、これに対して、マス・カルチャーのもつ積極的な可能性を認めようという議論があります。

アラン・スウィングウッドという人が『大衆文化の神話』という本を1977年に書いています。

この人はイギリスのLSE（ロンドン・スクール・オブ・エコノミックス）の社会学の担当教員です（いまはどうか知りませんが）。彼は、真のポピュラー文化は民主的な社会主义社会の文脈の中でのみ成立しうるものであるという基本的立場をとり、現在のマス・カルチャー論——オルテガやフランクフルト学派、ベルなどの様々な議論が一種の「神話」の上に成り立っていると言います。つまり、現代の大衆文化をイデオロギーとしてとらえ、大衆を従属的、受動的存在としてとらえている点——彼はそれを「神話」と呼んでいる——を批判しているわけです。

彼がもう一つ批判しているのは、「真の民主的なポピュラー文化を達成できる唯一の手段は国家機構を媒介することである」という幻想に對してです。これはたぶん旧来の社会主义社会での文化論を指しているのではないかと思われます。これにたいし彼は、「民主的でポピュラーな文化は、けっして上から組織されるものではない」という立場をとります。

彼は資本主義社会を多元的、自立的なものとみて、市民社会をより豊かなものにしているとみます。そして、労働組合や政党、様々な職業団体、コミュニケーションや文化のメディアなどの諸制度が国家の力に屈することなく、巨大な影響力を行使しているということを見た上で、上からの統合も国家の力によって遂行されるのではなく、様々な制度の相互作用によって支えられていると言います。そして、この資本主義の生産様式の下でポピュラーな文化の制度基盤、民主的な文化の潜在的な基盤を築くうえで、資本主義という生産様式が決定的な役割を果たしていることを強調しています。

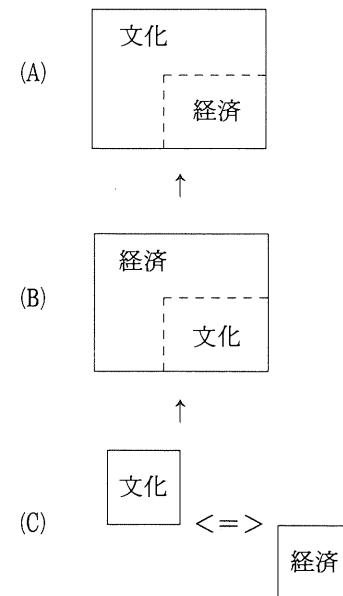
私自身は、このスティングウッドの本を読んで、文化論の大きな流れがわかりましたし、資本主義のなかに真のマス・カルチャーの可能性を見出そうという彼の議論に賛成したいと思います。

III 経済と文化

つぎに「経済と文化」について考えてみたいと思います。

(1) 「経済と文化」——三つの図式

「経済と文化」については、つぎの(A), (B), (C), 三つの図式がありうるのではないかと思います。



順序が逆になりますが、まず(C)は「経済と文化」というようにとらえる見方で、これは今日、かなりよく使われるものです。この場合、経済は主として「文明」を指し、文化は「伝統」を指しています。文明がそれぞれの社会の文化的伝統のうえに接ぎ木されるような形になり、そしてこの両者がどのような形になっていくかを考えようというのがここでの発想のように見受けられます。その場合には、文明としての経済と伝統としての文化の関わりが問題になるわけです。

これに対し、比較的近年は(B)の見方、経済の中で文化を見よう、文化としての経済を見ようという見方がだんだん強くなっているように思えます。企業の文化支援・擁護、いわゆるメセナの問題もこののような図式になるのではないかと思います。

しかし、もうひとつ考えられる図式として(A)の図式があります。文化のなかの経済といいますか、文化の経済化、経済の文化化といいます

か、こういう形で経済を文化の中でとらえていくという議論です。たぶん今後必要な見方はこれになるのではないかというのが、私の見解です。

(2)文化と生活様式

それにしても、文化をどう考えればいいのか。これから議論されるときでも、それぞれが文化をどう理解するかについての共通点がないと議論にすれ違いの可能性が生じます。

文化は、日本では以前、ドイツ的な文化論で、つまり精神的な文化、精神的な産物を中心に理解されてきました。しかし、戦後、とくに欧米の文化人類学の影響もあって、文化は精神的産物だけではなく、物質的産物をも含めた広い意味の生活様式だというようにとらえる見方が有力になってきています。

(3)マーシャルの「経済生物学」

経済学では文化をどうとらえているのか。「経済学では」と言いましても、たまたま最近読んだマーシャルの『経済学原理』をみますと、マーシャルは「経済生物学」が経済学者のめざすメッカであるといいます。彼の経済学が本当にその通りになっているかは別にして、これは当時、19世紀の終わりから20世紀の初めにかけて、物理学に対し生物学が発達していったことを背景に受けているのでしょうか。経済をある意味では有機的なものとしてとらえようという発想があるように思います。その点に私は共感を覚えるのですが、マーシャルはこういうことを言っているのです。

「すべての人々が、貧困の苦悩と過度に単調な労苦のもたらす沈滞的な気分から解放されて、文化的な生活を送る十分な機会をもってその生涯をはじめることができたして不可能であろうか。……この答えはかなりの程度、経済学の領域に属しているところの、事実と推論によって左右される。そして、このことこそが経済学を研究するに値するものにしている主要な、また最も大きな理由なのである」（馬場啓之助訳『経済学原理』第1巻、東洋経済新報社、1965年、7ページ）。

これは、池上先生などが取り上げられておら

れるラスキンやカーライルなどによって、経済学は利己的な、物質的な、あるいは貨幣的な富の追求だけを扱っているという批判が当時なされていましたことに対し、それに答えるという形でいっているわけです。

また、マーシャルはこういうことも言っています。

「実際にはほとんどすべての経済学の創立者たちはヒューマニズムを信奉しており、親切で思いやりの深い気質の人たちであった。かれらはみずからのために富を得たいとは考えなかったが、富が大衆のあいだに幅ひろく分布していくことを望んだ。どんなに力強いものであっても、反社会的な独占にはかれらは反対した。数世代にわたってかれらは、雇主の連合組織には許されている特権を労働組合には認めないような階級的立法には反対した。かれらは旧教貧法が農業労働者その他の労働者たちの心情と家庭におよぼす害毒を防止するようその対策をたてようとした。政治屋や雇主のうちには経済学者の名のもとにしつようにこれに反対するものがあったにもかからわず、かれらは工場法を支持した。かれらは例外なく、全民衆の福祉こそすべての個人的努力および公共的政策の究極の目標となるべきだという学説を心から支持した」（同上、58ページ）。

こういう、いわば人間的な経済学の目的、あり方に対する見方に照らして、マーシャルの経済理論をみたとき、本筋のところでそうなっているかといいますと、マーシャルはやはりケンブリッジ派の創設者でもあるわけですから、どうしても市場メカニズム中心の議論になっています。マーシャルがこういう言い方をしているのは、イギリスの経済学のある種の伝統を受け継いでいるのではないかと思いました。理論の中身のところで文化と経済についてマーシャルが直接回答しているわけではないのですが、少なくとも経済学のあり方としてそういうことを提起していることは評価されていいのではないでしょうか。

(4)マルクスにおける「経済と文化」

では、マルクスは文化をどう考えていたのか。最近、『マルクス＝エンゲルス全集』で索引だ

けの巻が出ましたので、その中で「文化」という項目を引いてみました。そんなにたくさんありませんで、主要なところだけを拾い読みしてみました。

まず、『ゴータ綱領批判』のなかに、「文化の発展は社会の経済構造によって制約される」という文言があります。

また、『資本論』などでは、「文化の初期段階」という表現が商品論や大工業論のところで使われております。文化人類学でいうところの「未開の社会」を「文化の初期段階」という言い方をしています。こういう使い方をみると、マルクスは文化を狭く、さきほどいったドイツ的な使い方で理解しているわけではないことが分かります。また、「経済と文化」という対置の仕方を採用しているわけでもないと思いました。

さらに、労働力の商品化や労働力の価値のところでは、一国の文化段階が労働者の生活欲求の範囲や充足方法を規定し、一般的な生活水準は精神的・社会的諸欲求の大きさや数を規定するということで、それが労働日の限界につながっていくことも『資本論』第1巻で述べています。文化段階が経済の前提である、経済を含むものとして理解していたのではないかと思うのです。用語の問題は必ずしも明確ではありませんが、少なくともわれわれが文化を考えようというとき、一つの方向性を提起しているように思えます。

それでわれわれが文化をどう考えるかということですが、やはりマルクスの考え方立即して、一つは労働を基礎において考えること、もう一つは言語——言語を通して人間相互がコミュニケーションするということ——、この労働と言語という二つのことに基づいて考えることが第1のポイントです。同時に、池上先生が強調されているように、また一般的に言われていることですが、文化とは学習によって受け継がれていっている人類の様々な所産のことであるというように理解しておきます。

これが文化人類学のような生活様式全般と違うところは、労働と言語を基礎にしているということであり、ドイツ的な文化概念とも違っていることはお分かりいただけやすいのではないかと思います。そういう意味で、さしあたり文

化を広く理解しておきたいと思います。

それで、マルクスの理論の中で、文化の問題を考える際の素材は、さしあたり二つくらいあるのではないかと思います。一つは、自由時間論です。自由時間を通して人間は一つの活動の場を与えられる、労働から解放された生活、生命の再生産の場を与えられる、そこには人の自己目的としての自分自身の能力の発達の場を見出すということです。そして、ほかならぬ資本主義経済が自由時間をより多く作り出し、多くの人にその可能性を生み出すというマルクスの理論についてはご承知のところです。

もう一つは、社会の共同業務論です。エンゲルスの『空想から科学へ』の中に明確にあります、エンゲルスは社会の共同業務のなかに科学、技術、文化を含めています。文化を社会の共同業務として位置づけていることも、受け継ぐべき大事な視点ではないかと思います。

IV 資本主義的文化の特徴

さて、その上に立って、資本主義的文化はどういう特徴をもっているのかを考えてみます。これはたぶんに私の生活様式論の引き写しになりますが、資本主義的文化の特徴は四つのメントでとらえていくのではないかと思います。四つのメントの総合として資本主義的文化は考えられるし、これまでの文化論はそれらのなんらかの側面をとらえてきていたのではないかと思うのです。

まず第1は、文化の商品化です。この場合、文化を狭く芸術などにとどまらず、さきほどいったような意味で理解しますと、商品（財・サービス）そのものがもつ文化性が問題になります。具体的に例をあげれば、自動車・家電製品などのデザイン、色などをどういったものに考えていくか。日本では車をピッカピカに磨いている、そういうことも文化性の一つですし、作る側もそういうことがわかつて作っているようで、商品そのものがそもそも文化性をもっている。さらにそれが進んで、今まで商品化されてきていないものまでもが、商品化されるというのが大きな特徴ではないかと思います。

2番目は文化の「大衆化」です。資本主義以

前の社会では、少数の人々が文化の担い手であった。この少数の人々は必ず金持ちであったわけではなく、たとえば有産者がパトロンとなって貧しい人たちのなかから文化の担い手を育てあげていった。彼らがパトロンとなって文化を享受していくたといふことも含めて、「文化独占」の時代であった。資本主義では、そういう「文化独占」が終息段階に入り、文化の「大衆化」をもたらしていった。つまり、労働者階級が文化の担い手になりうるという状況を作りだしていった。

これは1番目の文化の商品化が促進したという側面と関連があるわけですが、それだけではない。大衆化と商品化をごっちゃに議論することが多いわけですが、決してそうではなく、労働者階級が労働力の売り手として、独立した人格であることが一面では保証されているところからも出てきているし、彼らの労働時間と生活時間のいちおうの区分といったこともその条件にある。ここに大衆文化が生まれる可能性があるわけです。しかし、これまで指摘されてきたように、大衆文化が平準化され、画一化され、絶えざる欲望の開発と刺激がなされ、それに対して一定の操作が加えられるといったこともあります。しかし、そういう中でも、従来の有産者に担われてきたのではない新しい専門家的な担い手によって、文化という「共同業務」の遂行が行なわれていることも見なければいけない。その意味で、さきほどスティングウッドという人の見解を紹介したように、文化の「大衆化」は新しい可能性を生み出したといふ点、そのポジティブな側面を評価したいと思うのです。

3番目は都市型の文化です。これは農村共同体の文化がだんだん薄れていって、都市型の新しい文化が形成されていくということです。これもこれまで近現代の文化的典型として取り上げられてきました。もちろん都市は文化の商品化や大衆化の典型的な場所、空間であることは確かなのですが、それは多くの人間が集積、集住しているところからくる独自な特徴をもっていますから、都市型の文化は文化の商品化、大衆化の問題とは別に取り上げておく必要があるだろうと思うのです。

4番目は、文化の営利手段化です。以上の四

つのメントの中で一番支配的なメントは何かといえば、この文化の営利手段化をあげざるをえないでしょう。文化の営利手段化がその他の三つのメントを促進しているといつてもいいでしょう。それはまた、文化の「産業化」、あるいはフランフフルト学派の人たちがいったような「文化産業」——マス・メディアや映画産業など——というものもあげなければならないことだと思います。

このことに関わって、私にとって参考になったのは、埼玉大学の佐藤一子さんの『文化共同の時代』(青木書店、1989年)という本です。佐藤さんはその本の中で、文化的消費の拡大が国民の文化的享受のあり方に生じる問題点を三つに分けて整理されています。一つは、消費の強制や低俗的な志向への迎合など、営利本位の商業的な歪み、第2番目は、欲求の一面的な肥大化とステレオタイプ化が進行して、自立性、能動性、創造性を発揮する契機が失われる、第3は、協同的な文化資源の享受の仕方が衰退し、資本の手による市場開発が進んで、文化生活に過大な出費が伴い、経済的な格差が文化生活に反映している。この三つの問題点は、私がここであげたことで言えば、文化の営利手段化に伴って生じてくる問題点ということになります。

この四つのメントの結果として、この四つのメントの正反対の伝統的な文化、つまり自給的な文化、少数の人々によって担われてきた文化——もちろん一般の人々の中にも文化はあるわけですが——、農村型の文化、そして営利手段でない文化が資本主義の中でどんどん解体され、破壊されてきている状況が進行してきていると思います。

そういう意味では、資本主義的文化は、一方で文化の商品化をもたらし、文化を貨幣的評価で測ることが中心的になってこざるをえない。いわば資本の文化が進められていくということだと思います。しかし、いま言いましたように、文化の「大衆化」社会化、あるいは多くの人々の文化の享受能力の形成・発達もまた否定することはありません。同時に、それが不断に剥奪されていることも事実です。そういう資本主義の文化のもつ矛盾をしっかり見なければいけない

いのではないでしょうか。

時間がないのでちょっと飛ばしますが、こういう資本主義の下で、剩余価値（労働、生産物）の追求が生み出す文化の可能性と限界について、資本は、一方では、社会の一部分が他の部分を犠牲にして行なう社会的発展（物質的利益も知的な利益も含め）の強制や独占がなくなるような段階を引き寄せ、他方では剩余労働を物質的労働一般に費やされる時間のより大きな制限とむすびつけることが可能な諸関係の物質的手段と萌芽を作り出すということであろうかと思います（『資本論』第3巻第48章）。

V 企業主義的な大衆消費文化 から生活文化へ

さて、今日のテーマである企業社会との関わりでいえば、こんにちの文化は大衆文化であるということだけでなく、企業主義的な文化であることは否定できません。

どちらかといえば企業のサイドに立って文化的問題を展開している瀬沼克彰氏の『企業の文化戦略』（学文社、1982年）を読みますと、企業の文化戦略は四つの目的をもっていると書かれています。一つは企業の社会還元、二つ目は本業にプラスになるためにやっている、つまり販売促進、三番目はイメージアップのため、四番目が専業としての利潤追求。瀬沼さんは、例えばサントリーや西武などは四番目の専業としての利潤追求として文化を始めているといいます。瀬沼さんはそのことを積極的に評価して、たんに社会還元や販売促進やイメージアップのためだけで文化事業をやっているのではダメで、そういうものの必然的結果として専業としての利潤追求として文化が追求されなければならないと述べている。これを「民活の文化事業版」ということで、積極的に評価するわけです。企業の文化戦略をこういう形で整理されているのは参考になると思います。

同時に現在では、「脱マス・カルチャー時代」が進行していることも事実です。個性を求める、地域性を求める、文化の消費から創造へに向かっている、多様な文化を許容することに向かっている、こういう傾向も一方で存在します。企業

の文化戦略も、言いかえれば、かつてマス・カルチャー論で言われてきたような画一的なものでない、「脱マス・カルチャー時代」にどう対応していくかをめぐって展開されてきているのだと思います。私はおそらく、「脱マス・カルチャー」の傾向は企業の文化戦略と相容れない性格をもっているのではないかと思います。

こういう中で、われわれは佐藤さんに学んで「文化的享受の復権」を言わなければいけない。佐藤さんがあげておられることでは、「世界人権宣言」の第27条に文化生活に関する権利があり、「すべて人は自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、および科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する」と書かれています。日本の憲法には第25条の生存権のところに文化という言葉が出てくるわけですが、憲法は明確に「文化権」というものを設定しているわけではありません。佐藤さんは、「世界人権宣言」を受け継ぎ、憲法25条を下地にしながら、「文化享受の権利」というものを設定すべきではないかと積極的な提案がされています。われわれとしても、そういうことをおおいに主張していかなければいけない。

そういう中で、これまでとは違う新しい文化を考えなければいけないとすれば、いったいその原理は何か。一つは新しい個性主義とでもいいますか、社会的な個性を創造するような文化、自立性や能動性を發揮するような文化。もう一つは新しい協同性、協同主義、新しい民主主義を作り出すような文化。協同が成り立つためには、当然、文化の享受における格差をなくしていかなければならない。そして、基礎研の二宮さんや佐藤さんらも言われているのですが、生協をはじめとした地域の文化運動の展開に大きな可能性を見出しておられます。私はそのことに賛成なのですが、さらに伝統文化を活かしていくことも考える必要があるのではないかと思っています。日本の伝統文化といいますと、能やお茶、華道というものになるのですが、そういうものでないものを考えています。

では、こういう文化をどのように命名すればいいのか。立命館大学国際関係学部に文化社会学の専門家の井上純一さんがおられます。彼はこれらを「社会的市民文化」と言われています。

いわゆる「市民文化」でなく、また、いわゆる「社会主義文化」でもない。この「社会的市民文化」については井上さんもそれほど展開されているわけではなく、「文化と文明の新たな次元の幸福な結婚を探り出す必要がある」と言われ、「総体としての生の営みの中で、資本的な市民文化を超えた新たな市民文化を展望したい」と書いておられます。ここではさしあたり「社会的市民文化」という命名を借用しておきたいと思います。

このように考えてきますと、我々の新しい生活文化を作り出すということになれば、当然、余暇、自由時間を抜きにしては考えられない。J・デュマズディエという有名なフランスの先駆者が言っているように（『余暇文明に向かって』中島巖訳、東京創元社）、余暇は知識や能力の育成、自発的な社会参加、自由な創造能力発揮のための随意活動というように積極的にとらえた場合、それは生活文化を形成していくこととほとんど内容的に重なっていくと思います。デュマズディエ自身も文化と生活様式という問

題の立て方をしておりますが、新しい文化を展望するにあたっては生活様式の問題を重要な問題として位置づけなければならないと思うのです。

参考文献

- アドルノ、ホルクハイマー『啓蒙の弁証法』徳永
訳、岩波書店、1990年。
- 池上惇『文化経済学のすすめ』丸善、1991年。
- 井上純一『文化と意識——合理性の文化社会学』
晃洋書房、1986年。
- 大平総理の政策研究会報告書1『文化の時代』大
蔵省印刷局、1980年。
- 日下公人『新・文化産業論』P H P文庫、1988年。
- 瀬沼克彰『企業の文化戦略』学文社、1982年。
- 灘神戸生協生活文化センター編『生活文化を考え
る』1986年。
- 見田宗介ほか編『文化と社会意識（リーディング
ス日本の社会学12）』東京大学出版会、1985年。
- 角田修一『生活様式の経済学』青木書店、1992年。
- （かくた しゅういち 所員 立命館大学）

読者の声

身近でも外国人労働者問題が

労働市場の国際化と言われるが、私たちの身辺をみても全く正規の労働をしながら低い賃金で働いている外国人をみます（日産車体、宇治市）。先日、社宅にビルを入れにいたら、2DKの部屋に外国人4人（独身）がつめこまれていた。特に南米からの家族あげての2～3世帯は教育問題もたいへんと思う。宇治市でもある公立校に約20名の小中生が転校ってきて、問題となっている。労働者の個人の人権意識が低いことは、人（外国人）をみてもみぬふり、結局自分の首をしめることになる。その点では働く者の立場に立つ政治勢力の大幅な台頭なしにはやれない側面があり、政治にたずさわる一

人として日夜痛感し、ともにガン
バラなくては、と思っています。
仲野論文はたいへん鋭い指摘です。
(川原一行 市会議員)

パートタイマーという名の差別

長年パートタイム労働者として働いてきたが、労働時間も労働内容も正規労働者とまったく同じであった。ただ、賃金、年次有給休暇、ボーナス等待遇面で著しく差があつただけである。だから、パートタイムという名の差別であり、そう呼称さえすれば、労働者を無権利にまで公然とおとしいれるのだと解してきた。パートタイム労働者という言葉にはさまざまひっかりをもっていたが、「労働市場の国際化と日本の底辺労働者」には共感する。

(折原 ゆき)

「企業社会論」からみた 中小企業論を

連載での全日本損害保険労働組合の紹介は、これまでの損保の仕事を知らず、また職場の実態を知らなかつた私にとっては参考になりました。

売り手市場といわれた新卒採用戦線も、今年は一転し、学生にとって厳しい状況となっています。特に女子学生の苦戦の様子がマスコミなどで報道されていますが、中小企業はそもそも彼女たちの眼中にないのでしょうか。女子ばかりでなく男子にとっても大企業の改善としてしか存在しない中小企業。確かに給料、待遇面で劣る企業に自ら進んで入る気になれないのは若者に限りません。働きがい——中小企業——「企業社会」の視点からの特集など興味をおぼえます。

(近藤康弘)



●特集——企業社会の転換と文化

真の「文化経済学」とは何か

大西 広

I はじめに

「文化の経済学」を論ずるにはどうしても最近の企業メセナの評価が欠くことのできない重要なポイントとなるが、結論的に言ってこの企業メセナを筆者は企業の宣伝行為ないしその單なる宣伝形態の変化にすぎないと考えている。とはいっても、もちろん文化が支援されること自体が悪いとか無意味だとか言うわけでもないし、後に述べるように「文化が宣伝になる」ようになった背景としての住民の文化的な発達は全面的に肯定されるべきである。ただ問題は、それでも単なる宣伝に変わりはないこと、また文化が企業や自治体などのお金にぶらさがらなければならないことも考えてみれば我々の理想ではないことがある。「支援」すべき文化活動が社会のごく少数のものにしかすぎない19世紀のヨーロッパにはラスキンやモリスの文化経済学が積極的な理想ではありえても、我々はそれから100年後の世界に生き、そこにはまた異なる文化的課題が存在する。その問題を探るのが本稿の課題である。

II 「メセナ」のパラダイム

国家成立の起源にさかのぼればさかのぼるほど「文化」は今まで多くの場合、国家に保護されるものでしかなかった。その意味ではそうした政治権力から離れ、多数の民間企業の「支援」が一般的になるなら「支援」される文化の幅も広くなろうから、その積極的な側面を否定できない。しかし、それでも、ここではまだ資金提供者が国家か企業かという選択でしかなく、結局はそのどちらかに頼るべきものとして「文化」が想定されている。したがって、「枠組み」そ

れ自身のところでメセナにはすでに問題性が存在する。

しかし、それだけではない。メセナはそれが「支援」である以上、この場合「文化」は企業の外にある。すなわち、その企業で作る商品自体を「文化化」するような「支援」ではなく、企業の单なる外的イメージ・アップとして企業の外の文化が「支援」される。こうした枠組み自体も批判されなければならない時代に現代は至りつつあるというのが筆者の見解である。

というのはこういうことである。現代では様々な商品が「こわれない」とか「精巧だ」とか「コンパクトだ」とかいった单なる狭義の「有用性」だけで消費者に選択されなくなり、その美しさやさわやかさや「おもしろさ」といった「ソフト」の付加価値がより重要となる。つまり商品自体が「文化化」して来ているのであって、ここでは「文化」が企業活動それ自体とならなければならない。そしてまた、この企業活動自体の「文化化」のためには企業活動を担う労働者自体の「文化化」が不可欠となる。企業活動から離れた一部の者たちだけが企業から「支援」を受けるメセナではもはや対応しきれない時代が到来しつつあるのである。

図 「メセナ」の枠組み

資金提供者；国家 ←→ 企業



III 基礎研で学んだこと、基礎研の企業社会批判

こうした時代の変化を筆者が最初に感じたの

は他でもない基礎研の京都流通論学科で百貨店の外商労働の変化を知ったからである。というのは、何百万から何千万の絵画や絨毯などを販売しようとすることが最近の外商では頻繁にもなり重要になって来ているが、その外商労働を十分こなせるためには労働者自身が十分芸術のプロにならなければならなくなっているからである。つまり、たとえばどの絵画がどのお得意に相応しいかを判断できる能力も必要であれば、またそれぞれの絵画の価値を十分に理解し十分に語れなければならない。したがって、ここではまず企業が優れた芸術品の販売自体を自らの仕事として行なっているだけでなく（これが本当の芸術家への「支援」である）、その企業活動（販売サービス）自体が「文化的」な薫り高さを伴っていなければならない。そして、最後に、こうした「文化的」な労働者を育成していくためにはその労働者自体が豊かで「文化的」な生活を保障されなければならないということが重要である。

もちろん、こうした職種や産業部門は特殊との反論も十分にありえよう。それはある程度認めなければならないだろう。しかし、彼の職種が必ずしも「高学歴者」のそれではないことは述べておきたい。その程度には特に特別な職種ではないと考えられもするのである（例えは、他の商品の販売でもその商品知識はやはりプロのそれでなければならない）。そして、少なくとも「労働者の労働条件の改善→生活向上なくして真に文化的な社会は来ない」という基礎研の議論自体は一般的に承認されなければならないであろう。基礎研のある討論では、「演劇を見に行くと女性ばかり」という現象が男性の長時間労働と深く関わっていることが報告されている。企業が文化に対してまずやるべきは、自分の労働者たちの労働条件の改善なのである。

実際のところ、メセナに精を出す多くの企業の中には、自分の労働者に対してとんでもない弾圧や労働強化をしているものが少なくない。たとえば、本誌で社名をあげてその内情を暴露された企業は少ないが、第56号の水野論文や第44号の隈部論文が労働強化の実態をレポートしているNTTや新日鉄は「企業メセナ協議会」の正式メンバーである。また、「国民福祉」に

も熱心なはずの「企業メセナ協議会」のメンバー企業はその大部分が1000人以上の大企業であるが、こうした大企業ほど障害者の雇用率が低いのを我々はどう理解すればいいのだろうか。そして最後に、『K A R O S H I (国際版)』(窓社、1990年)で過労死の実態を指摘された企業はトヨタ自動車の子会社であり富士銀行であるが、この両社もまた「企業メセナ協議会」の正式メンバーである。これら企業が決して「資本の本性を克服して」文化支援を始めているのではないことは明らかである。

この点は要するに、企業がまずやるべきは何かという問題、改善されるべき「企業社会」の内容とは何かという問題である。つまり、現代の日本企業の問題は文化支援の不十分さにあるのか、過労死に象徴される労働者への専制的指揮の問題にあるのか、である。河合経済同友会副代表幹事は、株式にたいする利益確保と従業員の生活保証と良質低廉な製品の供給という3つの企業目的に加えて新しく「社会的貢献」の必要を説いているが、文化運動のリーダーである須田稔氏が述べるように「本来の3つの社会的機能にこそ最大限の文化性を発現させるべきではないのか」（「メセナと文化運動の立場」『文化評論』91年10月号、66ページ）というものが実際に文化と関わる人々の実感であろう。¹⁾

IV 「工芸」の歴史

しかし、それでもなお、先に述べた「それぞれの労働自体が『文化化』する時代になって来ている」ということにはもう少し補足的な説明が必要だろう。そして、その点で言及したいのは、こうした文化的労働の大衆化・大量化はすでに100年以上の歴史があり、その傾向が絶え間なく続いていることである。

目をヨーロッパに転じてみると、貴族のみが芸術や文化を享受するという時代は19世紀末に終わりを告げている。同時期のイギリスのアーツ&クラフツ運動やミュンヘンのユーゲントシュティール運動、そしてさらにパリのアール・ヌーボーがその転換を体現しているのであるが、この時を画期として「純粹芸術」から「装飾芸術」への転換、したがって日用品など工業製品自体

の中に芸術性が「付加」される「工芸」が大量化する。そして、もちろん、こうしてはじめてその「芸術」に携わる人間が一つの社会階層として成立することになった。一つの例をあげると、この時にはじめて写真や絵画が「雑誌」として販売されるようになるが、これによって「写真家」や「画家」が職業として成立するようになる。人類はこうして大量の「芸術家」を社会的に賄えるようになったのである。

ただ、この経過で重要なのはむしろその結果ではなく、その原因の方にある。というのは、微細な芸術性を諸商品に「付加」できるようになるためには当然微細な加工技術が不可欠であるが、それを可能にしたのは「粗鋼」から「鋼鉄」への転換にあったからである。写真や絵画を雑誌化するためにも堅くて精巧な鋼鉄を使った印刷技術が不可欠であった。つまりは技術革新がそうした「工芸」の前提に存在したのである。²⁾

同様の例は最近筆者が調査に入った清水焼の近年の変化の中にもみられた。たとえば、まず窯の技術革新がその小型化・低廉化をして一人一人の成型師が自分専用の窯を持てるようになる。今まででは集団（「流派」）毎にしか持てなかつた窯がこうなることによって「流派」が解体し、個々の成型師は自分一人だけの「個性」を要求され、その分だけ彼の労働は「デザイナー」に近くなる。あるいは、絵師の仕事についても10年ほど前に器へのプリント技術が実用化され、一器ずつ手描きをする必要がなくなる代りに常に新しいデザインを考えなければならなくなる。つまり、ここでもまた絵師が単なる「職人」から「デザイナー」に変化していく。筆者の会った絵師も実際に大手食品メーカーの食品包装パックのデザインの経験があった。こうして技術の発展は成型師や絵師の労働をより「芸術的」なものに変えて来ている。したがって、先の「工芸」の例も含め、それぞれの労働の「芸術化」

「文化化」は技術革新が世の一般的な法則である限りは不可避な傾向と認めることができよう。まだまだ部分的な例にすぎず、現代はまだまだ完全な「文化化」の段階にはないとはいえる、それでもその傾向の不可避性は一般的な労働自体の「文化化」を考慮に入れるべきことを示して

いる。

V 企業の「文化化」と文化の「企業化」

ところで、こうした普通の企業活動自体が「文化化」するという変化は「文化」が企業活動になる、という変化でもある。たとえば、今、松任谷由美のCDを出すとしたとき、そのCDは彼女の高い「芸術性」ゆえに何の「支援」もなく発売することができる。そして、したがって、そのCDの発売は十分に企業活動として成立しているのであり、ここには何も不正もない。芸術（文化）がその芸術性（文化性）ゆえに（あるいはそれを買おうとする聞き手の「文化化」のゆえに）企業化が可能となるのであり、その意味で「芸術の企業化」はきわめて喜ばしいことである。「もうからない」芸術はその「もうからなさ」を補うために国や企業に頼るよりも、自らの芸術性を高めなければならない。優れた芸術はそうした自立性こそが保証するものである。⁴⁾

筆者は以前、アマチュア音楽運動に関与していたこともあるが、以上のような「頼らない姿勢」の必要はアマチュア芸術でもまったく同じであると考えている。たとえば、アマチュアのコンサートでも我々は個人的付き合いでチケットを売りまた買わされるが、そうした「他人頼み」だけではいつまでたっても芸術的前進は克ち取れない。

また、より一般化して、たとえば旧国鉄と私鉄のサービス格差や公立病院と私立病院の差など必ずしも「文化」に限らない多くの分野で同様のことがいえるように思われる。筆者が直接研究を行ない、また多少は「文化」に近い分野では、レジャーとしてのスポーツもたとえば私営プールの方が公営プールよりずっと楽しめるものとなっている。そうした企業努力を組織することが民間経済の役割なのである。⁵⁾

VI 過渡的現象としてのメセナ

したがって、厳しい市場競争の中では企業はそれぞれさまざまな努力を強制されるのであるが、考えてもみれば、この「メセナ」自体もそ

うした厳しい競争なしには世に登場する必要のなかったものである。たとえば、F1レースへの「メセナ」を考えてみたとき、そのチームの維持費だけで約26億円、トップを狙うとすると約80億円はかかるとされるが、これだけの費用をかけてもやるべきと企業が判断するにはそれだけの広告効果があると理解されているからである。あるいは逆にこれだけかけないと商品が売れないということで、それだけモノを売ることが困難な時代になって来ていることを表している。その意味ではメセナは何ら「市場を超える」ものではなく「市場に強制された」一つの典型的な現象である。いわば“消費者の強制”が企業を動かしているのである。

そして、その上、その“消費者の強制”が企業を他の方向に動かすのではなくほかでもない「文化支援」の方向に動かしていることも重要であろう。ここでは「文化を支援しない企業」は消費者に評価されない。こうした評価、つまり文化をそれだけ価値あるものとみなす消費者の一般的な「文化化」を反映しているのがこの現象である。それだけ社会が「文化化」して来ているのである。

しかし、とはいって、この「文化化」はそれぞれの「文化」がまだ「支援」なしには成立していないという意味で不完全であった。この「文化化」の完成によって「支援」なしの文化がより広範に成立させられねばならないことはすでに述べたが、また逆にメセナさえすれば商品が売れるということにも消費者の未成熟さを感じざるをえない。

というのはこういうことである。たとえばある食品会社があるロックコンサートを「支援」しようがただそれだけではその会社の食品の品質の良さを保証することにはならない。そのコンサートに何億、何千万ものお金をつぎ込むのならその努力を食品の安全性の改善や価格の引き下げに割くべきだとの考えも十分なり立つが、そうせずに「メセナ」をやるのはその方が品質改善努力よりも「効果的」であるから、その方が「もうかる」からである。つまり、消費者は購入する商品の品質や価格によりも企業イメージに左右されると判断されているのであって、要するにマーケティングに弱い非自律的な消費

者像がこの面でも浮かび上がる。一つの消費者の弱点、未成熟さの反映でもあることを忘れてはならないだろう。

その点で注意すべきはこの7月に本田技研が発表した「F1撤退」のニュースである。特に、この撤退の理由が次のように説明されていることは重要である。すなわち、

「いつまでも世間が期待する企業イメージに振り回されるより、これから自動車メーカーとして本筋分野になる環境・安全対策などに資金や人材を振り向けることが、将来の発展につながる」という判断^⑥……」

ここでは消費者の商品選択が「企業イメージ」から「商品の品質そのもの」に変わるとの判断が明確に示されている。F1など「メセナ」に真っ先に手をつけた本田技研は今度は真っ先に撤退することを決めた。消費者の成熟化を見越した戦略転換として特記されるべきことである。

Ⅶ 「メセナ」による小権力の問題

本稿の最後にもう一点、少し違った視点からメセナの問題点を述べておきたい。それはこれが完成された市場原理でないがゆえに残存する「権力性」の問題である。

というのは、たとえば、ある映画家たちが集団で一つの映画を撮ろうとする時、それぞれの映画家は金策に走り回ることになるが、今ある一人が決定的な「支援」元を探し出せたとしよう。この時、この「金策」のウエイトが大きければ大きいほど彼の映画作成上の力は増すことになるだろう。それだけに現実のかけ出しの映画家たちは金策に必死である。しかし、「お金のツテ」を持っていることと映画家として優秀であることは同じことなのであろうか。

筆者は実際にそうした依頼を受け、自分自身それに協力しようとしたことがあった。結局はそれに失敗したのだが、それでも筆者のような人間にまで頼んで来ること自体が異常だとも言えよう。そしてまた、どうして筆者はその依頼者の映画作成グループ内の「小権力」の獲得のために協力しなければならないのか。たとえ「知人」であろうと「親友」であろうとある

種の「権力」に協力することには違ひがない。失敗したとはいいうものの、自分の「協力」を大いに恥すべきだと現在では筆者は考えている。

なお、これは映画作成のケースにすぎないが、大なり小なり他のメセナ一般にも同様のことが言えよう。「文化」が「支援」されること自体を不正というのは難しいが、それでもその現実には様々な問題があること、また少なくともそれが理想的な姿でないことだけは確認しておかなければならぬだろう。

1) 同様の主張は近代経済学者のM・フリードマンをはじめ他の多くの論者のものもある。『文化評論』の同じ号に掲載された文化運動家のほとんどは同様の主張を行っているし、他にも例えば次のようなものがある。すなわち、

「現在、日本でも企业文化ということが声高に言われ、文化事業や福祉活動に資本主義的企業が関与するケースが多くなっているが、企業自体が資本による労働の支配を行ない、労働者を搾取し、労働者の経営参加を行なわせず、非民主的な管理をしていることを是正せずに、外に向かってだけいい顔をするのでは、社会と連帶していることにはならず、企業宣伝のためのマヌーバーでしかない。」(石塚秀雄「労働者協同組合企業の挑戦」『窓』12号、1992年)

2) ミュンヘンのユーゲント・シュティール運動については、望田幸男・大西広『ゆらぐ大人=男性社会』有斐閣、1992年、第3章など参照。

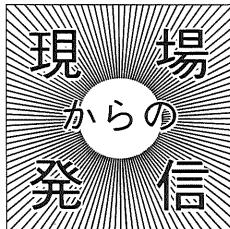
3) 清水焼は伝統文化であるため、こうした「文化化」は一見したところ封建的な熟練の復活とみられがちである。しかし、この「文化化」は新しい技術の上に立つまったく異なった種類のそれである。たとえば、陶器の造り方に関する多くの雑誌の発行はその美しいカラー写真技術と相まって徒弟的な熟練再生産システムを不要にする。そして、例え優れた「色」の出し方についてもその色素成分の科学的解明の進んだ現代では「熟練」としてではなく「科学技術労働」としてその新しい発明・発見が行われる。新しい絵師や成型師は「熟練」によってではなく雑誌や書物を読み、科学的実験を行ないながら自らの「腕」を磨く。昔は中卒の「鍛えあげ」の好まれた絵師や成型師もなるべくして徐々に

高学歴化して来ているというのが実情である。

たしかに、そこで我々のいう「文化と労働の統一」は非常に旧い「熟練時代」にも存在していたものである。実際、cultureという言葉自体が「農耕」という生産活動を表現するものであったのであり、そうした時代には「労働」以外に「文化」も存在しようがなかったのであろう。ただその両者は熟練の解体とともにその後分裂し、現在に我々の新しい「文化と労働の統一」はその意味では「過去への回帰」である。しかし、問題はその「回帰」がまったく質的に異なるものとして現れて来ることにあり、この評価は実践的に大きな意味を持つ。

- 4) メセナが逆に文化の質的低下をもたらすことについては、諸井薰「メセナは文化を腐らせる」『新潮45』1992年2月号やハラルド・カイザー「ジャパン・マニーがF1文化を崩壊させた!!」『Bart』1992年3月9日号など参照。
- 5) 大西広「スポーツ産業自立化の歴史的条件について」『体育・スポーツ評論』第4号、1990年参照。
- 6) 『日本経済新聞』1992年7月19日付。また同様の立場は「最近は世間のメセナも下火になつたようですが」とのインタビューに答えて上村圭一大和ハウス工業社長によても主張されている。すなわち、「私は住宅産業そのものが、大変なメセナ事業ではないかと思います。……事業を通して住文化の形成に役立ってきたのではないかと思います。……今後、例えハンディキャップのある人や高齢化社会におけるシルバー層の人に対して、住まいにどんな機能を持たせるべきかが大事になります。」(『日本経済新聞』1992年8月30日付)

(おおにし ひろし 所員 京都大学)



●連載（4）

構造調整下の東北農業・農村の実態

神田 健策

東北は食糧基地

“みちのく”東北の米生産は国内生産量の約四分の一を占めるほか、農業生産は区域内総生産の4.4%にあたる1兆2千億円の新規需要を生み出しており、農業基盤が後退しているとはいえ、東北農業は依然として東北経済の重要な部分を占めています。東北6県とも生産額に占める作物別割合は米が一番大きいのですが、最近の県別特徴では秋田・宮城・山形では米の占める割合が高く、青森・岩手・福島では畜産・果実・野菜が伸びています（東北農政局『東北農業の姿』1992年版）。いずれにしろ東北地方はわが国の重要な食糧基地であることはいうまでもありません。

しかし、80年代半ばからの自由化・規制緩和を基調とする産業構造調整政策（「前川レポート」など）のもとで、東北の農業・農村は大きな困難を抱えるようになっています。農村からのレポートと言えば昭和恐慌と凶作に直撃された農村の状態を現場（東北六県を含む2府16県）から取材した猪俣津南雄の『窮乏の農村』（1934年）が有名ですが、半世紀以上経った東北農村の現状は、時代が異なるとはいえ、当時と酷似した状況となっています。

人口減少市町村は8割

構造調整政策は東京一極集中をもたらし、「高度経済成長」期に劣らない過疎過密状態を引き起しましたが、その弊害をもっとも

受けたのが東北地方です。1990年の国勢調査によれば人口減少県は85年の1県（秋田県）から18県に急増しましたが、東北では宮城県・福島県を除く4県がこの中に含まれています。

さらにこれを市町村レベルでみると東北地方401市町村の内、約8割にあたる319市町村で人口が減少しました。なお、全国的には人口減少自治体数は約63%ですから東北は特に激しかったこと、東北内でも地域間格差が生まれているのが特徴です。すなわち地帯別では平地農業地域の属する自治体数の内、71.6%が減少したのに比べ、山間農業地域では98.0%，中間農業地域では85.0%と高くなっています。また、県別では北東北の青森・秋田・岩手がそれぞれ自治体数の97.0%，91.3%，81.7%において人口の減少がみられ、この間の地域変動の激しさを物語っています。

また、「バブル景気」のもとで中央の余剰資本が中山間村地域を中心に東北各地の土地を買い漁った結果、最高時には東北地方で300カ所のゴルフ場建設が計画されました。これらは、この間の農林漁業関係者の展望の喪失とそのことによる離職・後継ぎ不足が表面化する中で、地域振興の最後の手段として観光を選ばざるを得なかつたという事情が色濃く反映したものとみることができます。

こうした傾向が強まった要因の一つは生産者米価の引き下げ（1987・88・90・91年）、リンゴ果汁の自由化（90年4月）、牛肉の完全自由化（91年4月）、サクランボの完全自由化（92年4月）など、

一連の農業保護政策の後退と農産物の自由化政策が続いたことです。また、「バブル景気」のもとでの首都圏を中心とした高い労働力需要は、再び東北地方から多数の出稼ぎ者を引き出すようになり、その結果、出稼ぎ形態も今までの冬場の一時的なものから通年化するようになりました。ちなみに、東北は今日わが国の出稼ぎ者数の半分を占め、なかでも青森県は国内全体の四分の一を占めています。

最近、出稼ぎ問題はかってのように話題になることが少なくなりましたが、これは出稼ぎが国内の一部地域に限定される傾向にあるためです。しかし、出稼ぎ問題は相変わらず深刻です。現在、依然として出稼ぎの多い青森・秋田・岩手3県出身の出稼ぎ先での死亡者数は91年度合計85名、90年度合計83名の多数にのぼっています。ただし、この数字は「出稼ぎ互助会」を通した事故見舞金の給付状況から調べた出稼ぎ者の傷病死数ですから、実際にはこれらに加入していない出稼ぎ者を考えると、さらに増えることになります。

台風19号の影響

自然界から受けた影響にも大きなものがありました。米以外にも多様な作物を持つ東北農業にさらに追い討ちをかけたのは、昨年九月末の台風19号の被害でした。特に、青森県津軽のりんご地帯では瞬間風速60メートルを越える突風のために7割にのぼる落果りんごと樹体の倒木・損傷が生じ、りんご被害額は741億7千万円、農林関係被害総額では875億円にも達

し、かつて経験したことのないない損害を受けました。このため被害が甚大であった地域では初めての出稼ぎ者も出るようになり、青森県弘前市周辺のリンゴ農家では出稼ぎを余儀なくされたものもあります。弘前職業安定所管内の出稼ぎ者数は昨年秋以降、1万2083人となり前年に比べ1133人、10.3%も増加しました。

また、今回の被害とそれが与える影響は倒木、枝折れなど樹木そのものの損傷があるため生産が回復するには最低五年はかかるとみられています。この春から生産者の懸命の努力により生産基盤の回復は思った以上に早く進んだと言われていますが、明治以来百十年の歴史を有する「リンゴ王国」の基盤が脅かされつつあります。さらに今年度中にもニュージーランド産のリンゴ輸入が解禁されるとの情報もあり、関係者は薄氷を踏む思いでいます。

ただ、今回の被害後、思いがけない動きは関係者がいち早く生果の減少分を加工ジュースで挽回する方針をだしたこともあってか、いろいろなルートでジュースの販売がなされたことです。私の知る限りでも農協と生協の協同組合間提携、生産者グループによる産直、銀行や大手企業による各支店を通じての注文取引き、その他労働組合やさまざまな団体・個人による支援が続けられました。

特に、無添加・百パーセントのりんご果汁の反響はすこぶる良く、「自然の味のおいしさ」が消費者に広まったことから、知り合いの若手のりんご生産者が「台風被害で挫折しかけた気持ちを取り直した」と語っていたのが唯一の救いです。

高齢化と若手後継者不足

現在の農業情勢の中で最大の問題は農業就業者の高齢化と若手後継者不足にあることは東北も同じです。この点では西日本の農業地

帶の方がより深刻ですが、東北地方でも急速に事態は進行しています。

最近、農家の今後の経営動向を調査をしていて一番頭の痛いことは、その地域でもかなりの中核的な農業担い手と見られる四十五歳代の農業者で特に中学・高校生の子どもを持つ人たちの中から、一斉に「農業では食べていけない」「農業は私の代で終わりである」「子どもは、サラリーマンにする」など、悲痛な声が吐かれています。集落の悉皆調査をすると十年後には、集落や地域の中に農業後継者や若者が見当たらないところが少なからず出ており、愕然とすることもしばしばです。

事実、東北六県の1991年度の新規学卒就農者は235人、Uターン就農者126人を含めても一市町村当たりにすると1人以下という僅かな数字となります。また、農業就業人口の内、60歳以上の占める割合がこの1月には51.9%人となり、東北でも初めて半数を越えました。

新農政プランは救世主か

担い手の激減、高齢化の進行による国内農業の解体を目の前にして政府・農水省も農業生産力の低下を懸念せざるを得なくなっています。今年四月の『農業白書』のなかでも農業基盤の脆弱性、異常気象による農産物需給の不安定性を認め、また「環境問題」に対する農業の役割を強調するなど、これまでの論調をいくらか変えようとしているかに見えます。

こうした中で本年六月に農水省から出されたのが「新しい食料・農業・農村政策」(新農政プラン)です。これは東北の事例をみても分かるようにわが国の農業基盤が弱まっていることに対し、規模拡大と規制緩和・自由化政策を通して「意欲のある農業担い手」を農業の場に呼び寄せようとしています。この新農政プラン

は他産業並みの労働時間でそれに匹敵する所得が得られるかのように「希望」を与えていたため、一部の農業者に熱い期待を抱かせている面も見受けられます。

具体的には「望ましい経営体」として考えられている水田経営の個別(家族)経営体とは10から20ヘクタール規模の経営であり、西暦2000年までにこのような大規模経営を5万戸育成するというのが大方針です。しかし、稲作の中心地である東北地方においても10ヘクタール規模の農家経営は、多い順に秋田556戸、青森19戸、福島14戸、岩手14戸、山形5戸、宮城3戸となっています(1990年センサス)。秋田が多いのは国営パイロット事業で開発された大潟村が含まれているためです。これはむしろ例外と見ておく必要があります。ちなみに全国的には10ヘクタール以上の稲作農家は約2,000戸ですから、北海道の667戸と大潟村で大半が占められることになっています。

ですから米どころ東北でも多くの農業関係者はこの新農政プランが絵にかいた餅であり、それ以上に零細農家の切り捨てになることを心配しています。特に、平地農業地域以外の所では「農水省の机上プラン」だとまともに対応せず、その狙いの背景を知りたがっているようです。

また、平地農業地域でも企業的な農業経営だけが重視されるようになると、「いっそその自由化政策のもとでコスト低減を目指したあくなき競争がまっている」「将来、農外からの企業参入による農地取得も進む可能性がある」(農協営農指導員)と関係者は厳しく受け止めています。

米の自由化が進めば

私が見るには新農政プランは米の自由化を前提とした計画だと思います。政府・財界は米づくりの基盤を弱くしておいて、「米の輸

入はやむを得ない」との世論が起こることを期待しているといつても言い過ぎではありません。

実際、わが国の米びつの現状はきわめて不安定な状況にあります。それは言うまでもなく農業は自然条件に左右される営みであるからです。

このことを東北の米生産で見てみましょう。1980年代以降の東北の水稻作況指数を振り返ってみると1980年から1983年までは4年連続の不作の後、84年から87年までは連続の豊作、以後の4年間の内、豊作は90年の1回だけです。すなわち1980年から91年までの12年間の内、不作は半数を越える7回もありました。

こうしたことから国は92年度の期末在庫が大幅に減少する見通しとなつたために転作面積を緩和しました。しかし、「一年限り」の緩和ではと消極的になる地域も続出し青森県では100%の達成は67自治体の内、5町村しかなく、水田の復元が簡単に進むと考える国の見通しの甘さを露呈した形となりました。農業生産は工業生産と違って自然相手ですので、簡単に増減することは出来ません。ですから東北の農協青年部の幹部は「国内の米づくりの体制を強化することは国の基本政策でなければならない」と主張するなど、現在の農政を批判する部員が増えていきます。

現在、米の輸入をめぐっては生産者の中に根強い批判があること、消費者の中にもポスト・ハーベストなど農薬に対する安全性への心配から輸入を懸念する声が強くなっ

ています。また、ガット・ウルグアイランド交渉においてアメリカとECの間での意見調整が遅れていることから、「米輸入」の声がトーン・ダウンしているかのような状況にあります。

しかし、東北の農業者が一番心配するのは、この秋から年末にかけて再度、米自由化の大合唱が始まる可能性があるのではないかと言ふことです。

協同組合間提携の進展

こうした状況の中で東北の農業者や関係者が一様に関心を持っているのは、東北の気候風土を生かした低農薬・有機農産物を生産し、消費者の「安全、安心、健康」志向の要望に応えて行こうとする取組みです。最近では、首都圏の生活協同組合と産直運動を始め、現地交流をする農協や生産者グループが増えました。

さらに産消の交流は、農業情勢の悪化の一方で生産者と消費者の恒常的な提携機関を作り出すようになってきたことも今日の特徴です。この間、農協と生協の共同活動をすすめるために実施母体として協同組合間提携推進のための協議会が今年1月の青森県を最後に6県に設置されました。

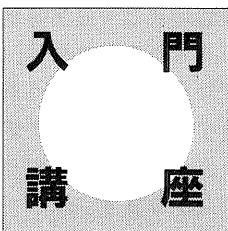
なかでもササニシキの米どころ宮城県では6月に「米市場開放絶対阻止、生産を保障する生産者米価実現、地域農業を守る宮城県大会」を開催しました。実施団体は、宮城県協同組合こんわ会、食糧・農業を考える宮城県各界連絡会、

日本農業を発展させる宮城県連絡会議、県農協中央会の五団体で、県内各界各層二千人を集めた熱気溢れる集会となりました。この中で「地域農業を守ることは海を守ることでもあり、山を正常な状態にすることでもあるから、生態系を保持することで協力しあえる」とそれぞれの立場からの一致点を見出だすことの重要性が確認されました。コメどころでの大きな連帯が成功したと言えるでしょう。

また、6月6日には全国革新懇談会が岩手県盛岡市で「コメと農業と日本の進路」と題してシンポジウムを開きました。出席者は渡辺基（東北農業経済学会会長）、清水鳩子（主婦連合会事務局長）、石田清之進（岩手県農協中央会専務理事）、不破哲三（日本共産党委員長）の四氏です。このシンポジウムでは米と農業を守ることの国民的意義と地域経済・社会における農業の役割が強調され、参加者に深い感銘を与えました。

こうしてみると東北農業の抱える問題はたくさんありますが、しかし、他方では国民の中に食糧生産基盤の弱体化への不安、また国土の環境保全や市民の憩いの場など非経済的側面での農業・農村の貢献を評価すべきとの世論も一定強まってきていることも事実です。農業・農村の多面的役割を国民全体で考えることが求められています。

（かんだ けんさく
所友 弘前大学）



●入門講座 近代経済学とマルクス経済学（6）

近代経済学からみたマルクス地代論

石上 秀昭

はじめに

「バブル」が崩壊してのち、企業は値下がりした株や土地を大量に抱え込んで困り果て、国民の税金によってその買い上げを求めています。それでも土地はあいかわらず高く、庶民にとってはマイホームはそう簡単に手に届くものではありません。こうした地価の問題を考える上で基礎となるのがマルクスの地代理論です。マルクスが主に解明しているのが農地における地代であるために直接的な適用はできませんが、必要な視点がそこに含まれています。

I 差額地代

差額地代とは、同じ面積に同じ量の資本を投下した場合に、その土地の豊度、位置によって収穫に差が出ることによる超過利潤が地代に転化したもので、これを簡単な表にしてみれば次のようになります。

ここでAという農地では100万円の生産費で（便宜上ここでは均等利潤を含みます）100Kgの収穫があり、1万円/Kgで売り、超過利潤はゼロです。これに対してBやCでは超過利潤が発生し、それが地代に転化します。

ここでそれぞれの農場における単位あたりの費用を計算してみると、最優等地のEから順に5/9, 5/8, 5/7, 5/6, 1万円/Kgとなります。

第1表

土 地	生産費	収 穫	販売額	地 代
A	100	100	100	0
B	100	120	120	20
C	100	140	140	40
D	100	160	160	60
E	100	180	180	80

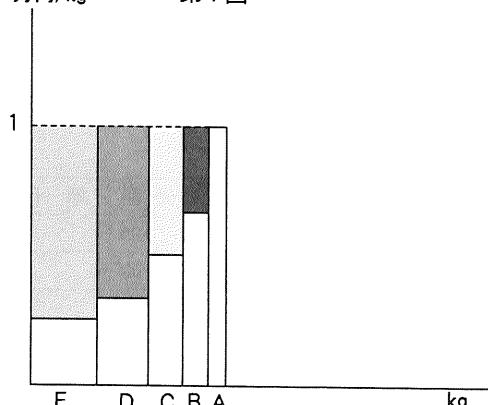
これを図にしてみると第1図のようになります。

影にならない長方形について見ますと、縦軸は平均費用を、横軸は収穫量を表し、その面積は総費用を表していますので、各々の面積はすべて同じです。そしてすべての農産物が1万円/Kgで売られますので、影になっている部分は超過利潤=差額地代となります。ここで社会全体の農地の豊度が連続的だとすれば、第2図のようなグラフが書けます。

この右上りの曲線が、近代経済学でいうところの供給曲線です。つまり供給曲線とは実は費用曲線なのです。そしてこの場合は優等地の生産物から劣等地の生産物という順序で並べて右上りになりますが、一般的な場合において、規模を拡大していくにつれ平均的な費用が通減する場合には供給曲線は右下がりになります。

ここで y_i は p_i で売っても損をするわけではないのですが、市場での価格1万円で売れますので、単位あたり $(1-p_i)$ 万円得したことになります。この「得」をすべての農地（生産者）について合計すると影の部分になります。これを近代経済学では「生産者余剰」といいますが、この場合にはそれは差額地代の合計額に他なりません。

万円/kg 第1図



せん。

ここで最劣等地での個別の生産価格が市場規制価格になるのは、社会全体でこの農産物が700kg 必要とされており、その生産のためには最劣等地も耕作されなければならず、そしてそこに資本が投下される以上は均等利潤が得られなければならないからです。もし優等地と同じ生産性を持った土地を資本によって作り出すことが可能ならば、供給曲線は水平になり、土地の豊度、位置に基づき基礎をもつ超過利潤は発生しません。

土地生産物においては第2図のように影の部分が出来てしまい（個別の生産価格総額と一般的な生産価格総額との不一致）、この部分の源泉は何か、マルクスの述べた「虚偽の社会的価値」とは何か、という問題が、ここでは触れませんが、地代論研究史上最大の論争点になっているのです。

マルクスの差額地代論においては以上のように土地の豊度等を基礎に発生する差額地代（第一形態）の他に生産性が異なる資本を同一の土地に投下した場合に発生する差額地代（第二形態）が論じられています。この場合にも基本的に第一形態と同じように考えられます。つまり第2図において右から左へと生産性の劣った追加投資が並んだものと見ればよいのです。

ところで最劣等地にも差額地代が発生する場合がありますが、これについてみてみましょう。これは第2表のような場合です。

この場合、Bでの追加投資における単位あたり費用がAを上回っており、市場規制価格は1万円/kgではなく、5/4万円/kgとなり、最劣等地にも地代が発生します。第1図を書き換えれば第3図のようになります。

ここでBにおける費用を平均して、一般化したグラフを書けば第4図のようになります。

第2表

土地	生産費	収穫	販売額	地代
A	100	100	125	25
B	100+50	120+40	150+50	50
C	100	140	175	75
D	100	160	200	100
E	100	180	225	125

この最劣等地における差額地代は「最劣等地でも、もともとその耕作が許されるためには、地代がもたらされなければならない」という前提にたっているために発生する、という点で絶対地代の性格をもっていますので、このグラフは絶対地代の解明にもつながります。

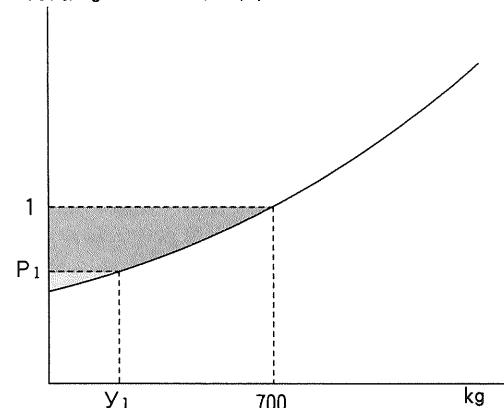
II 絶対地代

マルクス地代論において絶対地代は農業資本の相対的低位構成、および土地所有の独占という条件によって解明されています。ここではそれらにとらわれることなく、近代経済学の分析装置を用いて考えてみましょう。

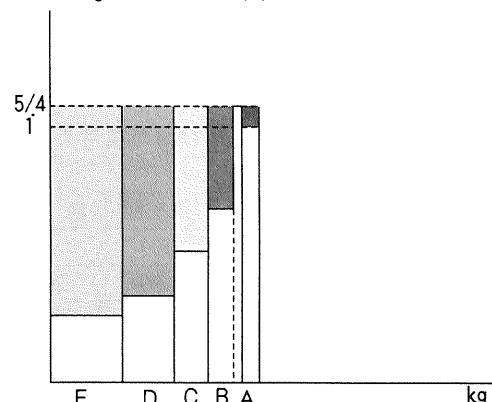
まず第一に土地はタダでは貸さない、ということ、これを前提とします。

次に農産物の供給曲線ですが、農産物は価格の上昇に応じてその産出量を自由に増加させる

万円/kg 第2図

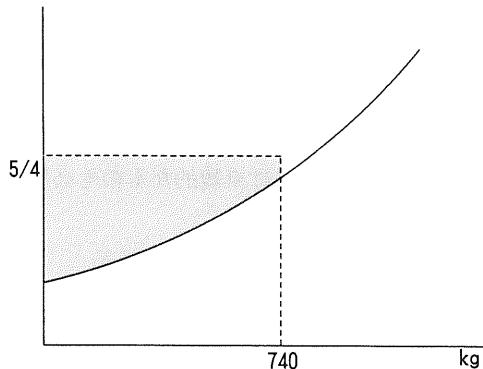


万円/kg 第3図

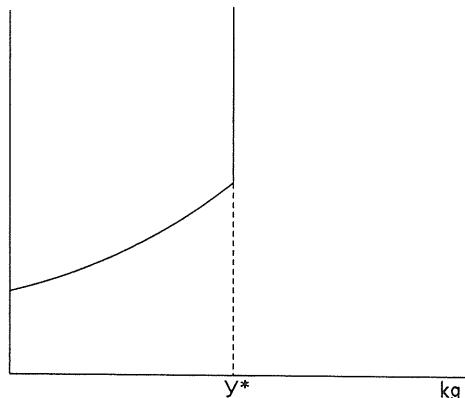


ことはできません。多少はできるとしても全く自由に増加させるわけにはいきません。一度宅地に変えた農地は、それと同じように簡単に再び農地に変えることはできません。したがって価格に供給量が反応しなくなるような箇所が供給曲線には存在します。この反応の度合いを「供給の価格弾力性」といいます。農産物の価格を p とし、その上昇分を Δp 、供給量を y 、その増加分を Δy とすれば、供給の価格弾力性 $e_s = p\Delta y/y\Delta p$ となります（需要の価格弾力性も同様に定義出来ます）。価格に反応しない、ということは $e_s=0$ ということです。これをグラフ

万円/kg 第4図



万円/kg 第5図



に書けば第5図のようになります。

ここで y^* 以上は価格が上昇しても供給量を増やすことができません。そしてこの y^* が社会全体にとって必要な農産物の量だとします。そこで今、需要曲線、供給曲線が第6図のようになっているとします。

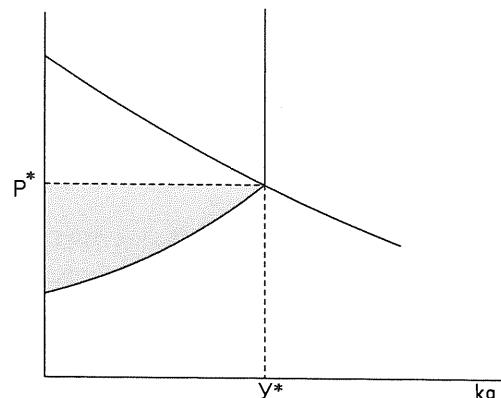
ここで価格は p^* 、数量は y^* まで取引されています。生産者余剰は先の場合と同様に地代です。最劣等地には余剰は発生せず、地代はゼロです。地代がゼロ、というのは前提に反しますので、この農地は使用できません。したがってこの農地からの供給量分だけ減少します。グラフは第7図のようになるでしょう。

ここで y_1 を产出する農場も地代を得ることができます。土地はタダでは貸さない、という前提と一致することになりますが、必要な農産物量は y^* であるのに対し、この場合には y_1 しか取引されておらず、 y^*-y_1 だけ足りません。したがって土地をタダでは貸さない、必要な農産物量は y^* 、という二つの条件を満たすためには需要曲線が移動する以外にはありません（第8図）。

このように価格が p_1 、数量が y^* まで取引されることによって条件は満たされます。そしてこの $(p_1-p^*)y^*$ がマルクス経済学でいう絶対地代の総額と考えられます。

ここで地代が長期的にはどうなるかを考えれば、農産物の生産量、必要量は増大しますので交点は右上に移動すると考えられます。これは

万円/kg 第6図



地代総額の増加を意味します。これはマルクスの見解と一致します。

また絶対地代が資本主義社会において消滅する可能性について考えてみると、マルクスの絶対地代論における二つの条件から、農業資本の相対的低位構成の解消、資本主義社会における土地国有化（全資本家による土地の共同所有）によって消滅することになります。これに対して需要・供給曲線で以上のように考えた場合には、どのような時に絶対地代が消滅するのでしょうか。第一には(p^* , y^*)で取引が行われる場合です。これは最劣等地がタダで貸し出される、ということですが、自分で土地を所有していれば費用を払って借りる必要はありません。したがって全資本家が自ら土地を所有しているということであり、つまり土地所有の国有化です。第二には供給曲線において $e_s=0$ になるような箇所が存在しなくなれば、絶対地代は消滅します。つまり農業における生産性の著しい上昇ということです。価格の上昇に反応して供給量を増やすことができれば絶対地代は消滅します。有機的構成の高度化は生産性の上昇を伴う、と考えれば、相対的低位構成の解消と $e_s=0$ という箇所の消滅は全く矛盾する説明とはいえないのではないでしょうか。

おわりに

今回はマルクス経済学の〇〇理論と近代経済学の〇〇理論を対比する形式ではなく、マルクス経済学の地代論を近代経済学の分析装置を使って説明してみました。これは一つには差額地代論についていえば、どちらもリカードの継承であるために、ほとんど違いがない（価値概念に基づいて説明するか、しないかの違い）ということになります。また需要・供給曲線は常に右下がり・右上りで、価格が上がれば需要量を減らし、供給量を増やすといっているだけで何も説明しない、と思っている人がマルクス経済学を勉強している人には多いのではないか、と考えたからです。また今回は図を多く使い説明しました。『資本論』の中には図は一つも出てきませんが、図を使うことによって直観的な理解も可能になります。経済学は哲学などとは違い、私たちが日常的に行っていることを分析するものです。そこには直観的なものも必要ではないでしょうか。

〔参考文献〕

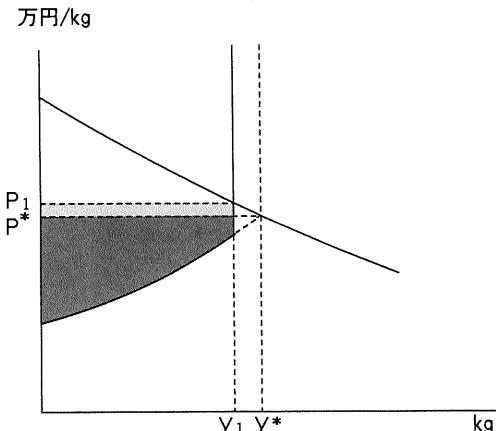
山田勝次郎『地代論』岩波書店、1957年

山田良治『戦後日本の地価形成』ミネルヴァ書房、

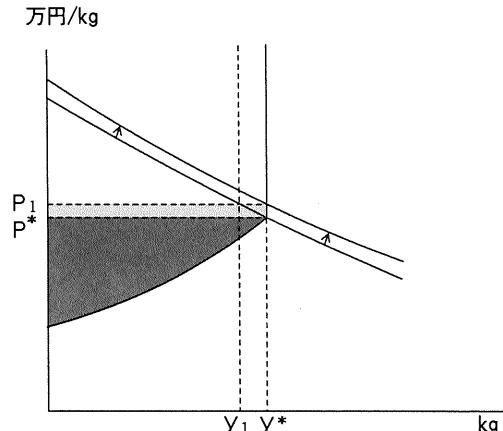
1991年

(いしがみ ひであき 所員 京都大学大学院)

第7図



第8図



●論 文

教育投資論の日本の特性

柿沼 昌芳

I 教育投資論のもつ非現実性

1962年文部省が発表した『日本の成長と教育』は理論的支柱として T.W. シュルツの人的投資論を導入した。

これは、今までのような「農業の経済的重要性は薄れ、人間資本、つまり人間の持つ技能と知識の重要性が増加している」。したがって、「人間の質を改善するために投資を行えば、貧しい人々の経済的将来性と福祉を大幅に改善できる」と主張するものである。

そして、人間の能力を経済での特性と同じものとして扱い、この質を向上させることを重要な教育の課題としている。すなわち、「学校教育のための公的及び私的なコストは人間の中に組み込まれ、将来サービスを提供してくれる生産に役に立つ能力の蓄積を行うために、熟慮の上、支出される」。¹⁾

このように人間の能力を資本と考える人的投資論は父母の意識の中にも大きく影響し、わが子の教育費用を「投資」と考える思考方法が今日一般化している。しかし、教育投資論は一般的には教育にたいする収益率分析あるいは費用・便益分析が中心となって形成されたものであるが、「教育投資論は、現実適用性に極めて適合的であったために、その基礎となる理論的解明や測定技術・データの利用可能性が必ずしも十分ではないままに、政策論のレベルで受容される傾向が強かったといえよう」。そして、「教育収益率分析は経済外的な便益を排除し、経済的便益についても金銭的収益のみを対象としている」。したがって、社会的・文化的便益などを考慮に入れていないために、理論的限界があると言わざるをえない。²⁾

収益率は学歴の違いばかりではなく「個人的

要因としては階級、階層、家柄、学閥、職業、会社等の規模、健康、その他があり、社会的要因としては、景気の変動、資本の集中集積の程度、貿易収支、植民地・従属国の有無とその割合、その他があろう。それら卒業後の雑多な要因がもたらす利益の総和を、教育投資の『収益率』などの概念で総括することは教育的効果の妥当な計測方法とはいえない³⁾のである。そしてなによりも教育投資論が展開する理論そのものが現実から遊離したものになっている。

たとえば「人的能力部会養成訓練分科会報告」(1963年1月)は次のような数式を示しているが、これは現実的には全くといって良いほど意味をなさないことは明らかである。

期間 t の期末の教育資本の存在量：

$$H_t = H_0 + \sum_{i=0}^t (E_i - F_i)$$

ただし

H_0 =最初に存在した教育資本量

E_i =第 i 期の教育支出額

F_i =第 i 期に消耗する額

をあらわす。

II 教育投資論を支える素地

今日、教育投資論が理論としてはその生命を終わらせているとしても、教育を投資とする思考方法は生き続けているのではないだろうか。1987年『国民生活白書』によれば、家計が負担している教育費(授業料等、教科書、参考書代、補習教育費の合計)の消費支出に占める割合は65年の3.9%から73年の2.5%まで低下傾向にあったが、74年以降は一貫して上昇しており、86年には4.5%になっている。これは、74年から実収入の増加率が低下傾向にあり、それにともなって消費支出の増加率も低下傾向にあるにもかか

わらず、教育費の増加率はそれを上回っているからである。

また、就職してから定年までの全所得（生涯賃金、試算）を見ると、大卒の生涯賃金を100とした高卒の生涯賃金は、74年の82.3から86年の87.0まで上昇し、学歴間格差は縮小傾向にあり、教育投資効率も74年の4.1から84年の2.8まで低下傾向にある。このように、『国民生活白書』（1987年）は74年以降、教育負担の投資効率は低下していることを指摘している。

しかし、日本社会では人的投資を経済性からのみ判断してはいない。たとえば、このような、日本の教育投資的思考について、森嶋通夫は「なぜ日本で、入学試験がこのように壮絶を極めるようになったのか。多くの人は、それは日本が戦後、平等教育体制に切りかえたからだと信じている」がそうではなく、日本人の教育観にその原因を求めることができるとしている。

まず、イギリスでは「教育にたいする人々の態度は、彼らの階級観と密接に結びついている」として、資本（あるいは財産）を持っている資本家階級と、持っていないが特別な技能を持っている階級、さらに、労働以外何も売るものを持っていない階級の三つに分けられる。「階級は職業を背景に形成され、教育は職業に必要な技能を授け、技能は、それを持つ個人に体現された形の『人的資本』を形成する」。したがって、受けた教育によって階級移動が可能なのである。

これにたいして、日本人の階級観は全く異なり、儒教の階級観に近く知識人階級と一般庶民に分けて考える。日本では「教育の目的は知識階級のメンバーになることであり、子どもの教育に成功することは、一家一門の名誉であり、親の誇りである。したがって教育の費用を、教育を受けることによる所得の増加と比較して、教育するかどうかを決めるというような打算的な考えが、入り込む余地は全く無い。教育は至上命令である」。これは、ヨーロッパ的「人的資本」という考え方とは全く異なるものである。しかも、日本では真の教養に応じて階級づけられるのではなく、資格や免許状の等級の高さで判断される。大卒の免許は大学入学のときに実質的に授与されてしまう。

このように日本では、教育投資論といっても、いわゆる「資本」と「資格」が混在し、特有の展開を示しており、そのことが今日の教育を混乱させる一つの要因となっている。

他方、日本では教育を個人的投資と考え方はすでに明治時代に存在していた。例えば、1872年（明治5年）の「学制」の「学事奨励に関する被仰出書」は学ぶ目的を「個人の立身・治産・昌業」にあるとし、学問を「身を立てるの財本」を考えていた。そして、教育費の受益者負担を原則としていたし、1893年実業補修学校規程が出された際には、その発足にあたり井上毅文相は「一般人民の実業上の知識は無形の資本として最価値ある原素たるものとす」（実業補修学校大綱）⁶⁾と説いている。

このような個人主義的教育投資論は、今日なお、人々の中に潜在化していることは事実であり、したがって日本社会にあっては、投資の効率性が低下しても高学歴の社会的効果を無視することはできない。それは、能力の評価が人間の評価に結びつきやすく、高校、大学などの進学競争は、単により良い就職やより高い賃金という教育投資論的発想よりも、入学することじたいが人間の評価と誇りまでにもかかわってくるという日本の特徴があるからである。

岩田龍子によれば、「日本の社会で重視される『能力』は、一般的性格を持つものと見なされる。それは未分化の可能性であり、いまだいかなる領域においても『力』を発揮していないものであるが、訓練と経験によって磨かれるならば、将来本人の選んだ領域においても大きな『力』を発揮するものである」。また「日本の社会では能力がきわめて包括的なものとして理解されるために、能力評価の基準はこの潜在的可能性としての『能力』の測定に一元化されてくるし、また一般的な性格をもつ『能力』は、いわば『生命力の質』の高さとして、その人物の人間評価と密接なかかわりをもってくるのである」。このように日本特有の風土の中で教育投資論は日本特有の発展を見ているのに対して、アメリカ社会では「重視する『実力』はある特定の活動領域に関わる能力でしかない」。したがって「能力評価が人間評価に直結しにくいという傾向をもっている。彼らの評価する能力は、

人間的評価のごく一部にすぎないからである⁷⁾」。

日本では教育費を個人的投資と考えることによって、家庭の教育費を個人が自発的に負担する風潮を維持してきたし、少なくとも教育費を公費負担・私費負担に区分し、公費負担を縮小し、できるかぎり多くの部分を父母の私費負担に転嫁し、他方で公費負担分への管理統制を強めてきた。

臨時教育審議会の「教育改革に関する第三次答申」(1987年4月)の「第六章教育費・教育財政のあり方」は、民間の「豊富で多様な資金」による民間教育産業の拡大のため、「各種の煩瑣な文教行政上の規制を緩和し、積極的な投資がしやすい環境の整備」を推進すること、官民二者の役割の見直しにより「可能な限り民間部門に代替させ」「民間活力の積極的導入を図る」こととしている。このように教育は今日では受益者負担からさらに民間の企業資金の投資の場となっており、教育投資論はそれを支える一つの理論的背景になっているのではないだろうか。

III 教育における平等と効率

教育投資論は教育を人間能力への投資と考えるのであるから、当然投資による収益を効率良く上げることが必然的に要請される。したがって、教育を経済的効率性からみることはさけられない。

それに対して、第13期中教審答申(1991年4月)は「アメリカにはほぼ匹敵する進学率の高さ、教育の大衆化の現実が日本にはあり、日本の教育は形式的には極めて平等である。同時に小・中学校における平均的に高い学力水準の維持、高等学校の進学率と、卒業率の高さ、産業社会への適応度の安定が認められ、十分に効率的である。日本の教育を他国と比較したとき、平等と効率はともあれ両立していると言っても、さて間違いではあるまい」としているが、この「平等と効率」についてA.M.オーカンは次のように言う。

資本主義的な民主社会は二つの基準を持っていると考えることができる。「政治・社会体制としては平等を説き、かつ追求しながら、経済厚生の上では巨大な格差を生み出している」。

さらに「効率追求は必然的に不平等を生みだすことになる。すなわち社会は平等と効率のあいだのトレードオフに直面するわけである」。

一般的に「効率性とは一定の投入物から最大限の产出物を得ることである」し、平等に分配されるものとしては権利が最大のものである。この権利は本来金銭の代価なしに獲得でき行使できるものであり、公正に分配されるものである。したがって、権利は非効率的であるといえる。

ところが、資本主義社会では「売買されるべきでないはずの権利が、金銭で買える例がきわめて多い。⁸⁾…市場は事実上すべての権利を侵害している」。たとえば、弁護などの法的サービスの購入、マスコミなどを言論の自由のもとに一方的に利用することなどが挙げられる。したがって、本来「平等と効率」は両立するものではなく、たえず相剋状態にあるものなのである。

効率は競争を生き残る者の論理が支配する。平等は権利を保障し弱者を守る。したがって、現在の日本の教育は、形式的な平等、あるいは機会の平等は一応「保障」されているが、結果の平等、そしてなによりも権利の保障はまったく侵害されている。そのことが今日の「校則問題」として顕在化しているのである。

IV 文部省が欠落させている教育

教育投資論は教育を投資とすることによって、学校教育から市民を主体とする教育を欠落させてしまった。そのことを最後に見ることにする。

戦後の耐久消費財を中心とした大量生産、大量販売は国民の所得水準が一定の上昇を見てから普及したのではなく、所得水準の低い中で進行していった。いわゆる「所得革命なしの消費革命」といわれるような状況で進行していったのである。したがって、家計は収入以上の支出を強いられ、とくに持ち家の購入を中心としてローンへの依存を強めざるを得ない社会的状況におかれた。

このような低水準の所得制約を突破するためのローンが整備され、クレジット・カードなどの、いわゆる「カード社会」が形成されてきた。クレジット・カードなどの消費者信用については戦後日本人が直面した新しい問題で、従来の

ように親が子に教える家庭教育では教えるのが困難である。

そこで、どうしても学校がなんらかの消費者信用教育に関わる必要性がある。その必要性についての発言は文部省ではなく消費者行政側からなされている。たとえば、経済企画庁は「消費者信用適正研究会報告」(1985年4月)の中で「学校段階からの消費者教育の実施」のために、次のような提言をおこなっている。

「(1)消費者信用を消費生活の向上に役立てるとともに、多重、多額債務の発生を予防していくためには、消費者自らが消費者信用について正しい理解をもつことが重要であり、この面で消費者教育の役割は大きい。…(中略)…(2)これまでの学習指導要領の改定において、一般的な消費者教育は徐々に取り上げられてきているものの、消費者信用に関する教育については、これを明示しているのは高等学校商業科及び家庭科に限られている。

今日の若年層においても少なからぬ多重、多額債務の発生をみている現状に照らして、これではあまりにも不十分である。今後の学習指導要領の改定の際には、消費者信用に関する教育の充実が図られるよう、強く要望したい。

学校段階では消費者信用の基礎的事項を教育することになるが、具体的な教育内容については、(イ)契約の概念、(ロ)計画性ある生活設計、(ハ)消費者信用の意義・仕組みと金利計算の仕方等、健全な生活設計を志向し、その実現のための判断能力を養うものでなければならない。これらについては中学高学年から高等学校を中心に教育することが望ましい。

こうした消費者教育を実施していくためには、消費者信用にかんする副読本の作成、教員講座の実施、モデル校による実験的教育の実施と成果の交流等を併せ実施していくことが大切である」

そして、各都道府県でもそれぞれ消費者行政から提案がなされていて、たとえば、東京都消費生活審議会は「消費者行政における消費者教育関連事業の改善・強化に関する答申」(1985年2月)を出している。そこでは「学校教育に

おける消費者教育の普及・振興」が諸外国に比べて不充分で、しかも不振であるとしたうえで、「学校全体が消費者教育にとり組むような事例はほとんどない」としている。

そして、その不振の原因として、日本の教育が「多量な知識の暗記が要求され、偏差値中心の教育指導が行われやすいシステムが存在することと、深く関わりがある。現状では、生活と教育とが遊離する傾向があり、児童・生徒が生活者として必要な資質を身に付けるための教育が不充分」であることを指摘している。

さらに、経済企画庁国民生活局は『学校における消費者教育の新しい視点——市民社会における消費者教育——』(1987年9月)を発表して消費者教育の今日的重要性を提起しているし、東京都消費者センター運営委員会報告書「これから消費者教育」(1987年3月)では「身近な問題を手がかりにして、消費者のおかれている現状を認識し、消費者問題全体を見通す力を養うことが必要である。さらに、自らの生活設計、金銭管理も十分な計画性を持って、慎重な意思決定が行えるような、学習が進められるべきである」としている。

消費者信用を中心にして消費者行政側からの提言をいくつか見てきたが、これらは、あくまで学校教育の「外部」からの発言であって、学校教育に直接関わっている文部省の積極性が欠けていた。その要因はいくつか考えられるが、たとえば、学校教育制度がもつ閉鎖性による生活との乖離、従来の教科・科目が伝統的に一つの体系をなしており、新しい内容について、それを組み込む素地がないことなどがあるが、なによりも基本的に重要なことは、教育が教育投資的視点から見られ、教育を受ける側からの視点が軽視されてきたことにあるのではないか。

たとえば、性教育、交通教育(オートバイ運転など)、禁煙教育等々の必要性が社会的に要請され、それぞれ研究、実践が試みられている。環境教育、人権教育なども、その必要性が問われているにもかかわらず、現行の教科・科目の中には十分には位置づけられてはいないことな

(70ページに続く)

●論 文

森林の公益的機能と危機的状況

——香川の森林の現状に即して——

落合 貞夫

はじめに

万葉集に「玉藻よし 讃岐の国は 国柄か
見れども飽かぬ……」と柿本人麻呂に歌われた
ように、古代より香川県は美しい山や海にめぐ
まれてきたところである。しかし、戦後高度経
済成長期から白砂青松の海岸部は工業用地と
して埋め立てられ、青い瀬戸内海は富栄養化によ
る赤潮の発生に見舞われ、そして現在はゴルフ
場開発等による森林と自然の破壊が進行しつつ
ある。

香川は全国一面積の狭い県であるが、森林率
も47.6%と全国平均の66.8%よりも約19%も低
く（全国38位）県民1人あたりの森林面積も0.
09haと全国平均の0.21haの4割程度という現
状である。しかし、この森林の持つさまざまな
公益的機能はけっして小さくはないのである。
1975年に香川県が試算した年間評価額は515億
円でその内訳は、①保健休養機能161億円、②
土砂流出防止機能145億円、③酸素供給機能102
億円、④水源涵養機能75億円、⑤野生鳥獣保護
機能20億円、⑥土砂崩壊防止機能12億円となっ
ている（香川県『林業の動き』1987年版）。この
評価額は、たとえば水源涵養機能ではダムの
建設費、土砂流出防止機能は砂防ダムの建設費、
酸素供給機能は酸素ボンベの価格、野生鳥獣保
護機能は野性動物の飼育費用でといった具合に
換算したものである。したがって必ずしも科学的
な算出方法とは言いがたいが、森林の公益的
経済価値を根拠づけるものとしては唯一の資料
である。この森林の年間評価額を具体的に例示
すれば、水源涵養機能では6億7000万トンで灌漑
用ため池ではわが国最大の満濃池44個分に相当
し、香川用水の供給量の約2.7倍分にあたり、
降雨量の少ない本県にとって貴重な役割を果た

している。また酸素供給機能を見ると12万7000
トンで、これは46万人の年間呼吸量に相当する。
土砂流出防止および土砂崩壊防止機能について
は約3000万m³と見積もられており、和泉層群と
呼ばれるもろい地質からなる讃岐山脈にとって
森林保全の重要性を知ることができる。今この
貴重な森林がリゾートという名で乱開発されよう
としている。その象徴として西日本最大の規
模を誇るレジャーランド「レオマワールド」
(日本ゴルフ振興株式会社の子会社が運営)が、
国有林を含む69haを開発したのをあげること
ができるが、香川でもその主役はゴルフ場計画
である。

I ゴルフ場開発計画のラッシュ

1988年の時点で本県には16箇所の既設ゴルフ
場があり、県土地積比0.74%と四国・中国9県
のなかすでに第1位であった。その前年の6
月に「総合保養地域整備法」(リゾート法)が
施行されており、また「第4次全国総合開発計
画」も閣議決定され、香川においても県を中心
にリゾートブームに乗り遅れまいと「瀬戸内・
サンリゾート構想」を策定中であった。この構
想は、「おだやかな瀬戸内の海と太陽——家族
で創る三世代リゾート」と名付けられ、県内の
4市25町にまたがる約11万haを特定地域とし
て1989年12月19日国土庁など関係省庁から承認
を受けた。これは県土地積約19万haの6割に
あたり、瀬戸内海国立公園の大部分を含むもの
となっている。なお、県内の瀬戸内海国立公園
は内海景観を代表するものとして1934年(昭和
9年)に瀬戸内地域で最初に指定された区域で
ある。

こうしたなかゴルフ場開発は次々と計画され、
自然環境の破壊を危惧する県民世論もあって、

ようやく県は1990年3月末をもって新規開発計画の申請を打切る措置を取る。しかしこの措置は開発業者の尻を叩く効果を生じ、駆け込み申請をさせる結果となった。県が受理したゴルフ場開発計画は、新設32箇所・増設5箇所にのぼり、ホール数で648ホール、開発面積にして4673haに達し、これだけで県上面積比2.5%になる（第1表）。昭和50年代の10年間のゴルフ場開発が40haであったことを考えると、まさに異常な事態である。既設のゴルフ場を合わせると県上面積比3.2%にもなり、全国有数の開発先進県となる。既設のゴルフ場は塩田跡地の転用など平坦な海岸部に6箇所あり、これまでには森林破壊とか水質汚染などを憂慮する県民世論はあまり聞かれなかったのであるが、ここにきて住民の関心は非常に強いものとなった。

これら開発計画の中には、志度町の第3セクター方式による「志度ゴルフ場」（町内で3番目のゴルフ場となる）、同じく詫間町の第3セクター「莊内海洋開発」や観音寺市が誘致した「観音寺G.C」がある。また、塩江町のように4箇所ものゴルフ場計画がありながら、そのすべてを認めようとしている自治体もある。最近の地方自治体にはリゾートに名を借りた開発優先の行政姿勢、自治意識の後退や行政能力の低下がみられるのである。

このうち詫間町と観音寺市では、行政主導のゴルフ場開発に地元住民が反対し、断念に追い込まれている。なお91年12月現在、この開発計画32件のうち建設中は3件、開発協議が進んでいるものが6件、撤退表明をしたもの2件、その他21件となっている。県は91年9月「ゴルフ場開発事業指導要項」を策定し、開発の権利だけを留保する業者を締め出すため、92年8月末までに9割以上の土地所有者の同意を得られない計画は協議対象から除外することにしているが、これはかえって開発への拍車をかける危険

性がある。主なゴルフ場開発施行者としては、日本ゴルフ振興株、株福武書店、日商岩井不動産株、奈良日日新聞社、戸田建設株、大成建設株などがあげられる。ただ香川の場合、地元大企業が少ないこともあって、パチンコ業者や土地開発業者も参入している。

ゴルフ場の農薬汚染も全国的に問題になる中、県は1989年6月に既設17箇所のゴルフ場周辺水域の農薬汚染実態調査を実施した。その結果、フラトルニルが2箇所、イソプロチオランが6箇所、MEPが5箇所、CATが10箇所で検出された。翌年5月に厚生省は水道水源の「暫定基準」を決定したが、シマジン（CAT）について見ると、香川では0.012mg/lの検出例があり、厚生省の0.003mg/lという基準をはるかに超えている。県はWHOの基準からすれば「特に問題となるようなものではないと考えられる」としたものの、大量の農薬使用を放置するわけにはいかず1989年11月「香川県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を策定した。この「要綱」は水質の測定を事業者に義務づけているため、実質的な安全性の確保がはかられるとは考えられない。また芝生の着色剤や化学肥料に対する規制がもり込まれていないため、実際に水質の安全性を確保するためには、自治体と事業者の間で「水質保全協定」なり「公害防止協定」が不可欠となっている。香川の河川は短く、平水量が少ないと特徴から、独自のきびしい水質規制が必要となっている。

ただそうした規制の前提となるべき自治体独自の公害防止条例等の制定状況を見ると、県下5市38町のうち「公害防止条例」等は5市8町、また「公害対策審議会」を設置しているのは5市9町、「自然保護条例」等については5町のみである。こうした規制条例を持っていない自治体が22と過半数もあり、今後の大きな課題となっている。

第1表 香川県のゴルフ場

種別	箇所数	面積(ha)	県土面積比(%)
既設ゴルフ場	17	1,411.0	0.75 (うち海岸部6箇所)
増設ゴルフ場	5	147.2	0.08
計画ゴルフ場	32	4,525.9	2.41
計	49	6,084.1	3.25 (総量規制発表時)

出所)『四国新聞』1991年4月1日付。

またリゾート開発の関連で貴重な自然が破壊されようとしている例も見られる。「瀬戸内・サンリゾート構想」の重点整備地区のひとつである満濃町では建設省が国営自然公園「讃岐まんのう公園」(広さ350ha)を造成している。その予定地内に世界自然保護協会日本委員会が希少品種にあげている「マルバオモダカ」や四国では珍しい「ヒツジグサ」など30種以上の水草が生育しているため池が、工事による環境変化でその消滅が心配されている。貴重な水草が群生する池を保存するために公園の設計の見直しが専門家から指摘されている。

II 山村経済の低迷と山林労働者の減少

さて、こうした乱開発を誘導した背景にはもちろんリゾートブームによるところが大きいが、農林業を主体とした山村経済の低迷を見過ごすことはできない。とくに林業は外材輸入体制のもとで木材価格の低迷が続き、「産業」として追い詰められた状況下にある。また香川は四国で唯一、原木市場のない県であり、林業の経済的地位はきわめて低い実態にあり、県内の林業総生産高もここ数年停滞を続けている。

山間部では過疎化と高齢化がすすみ、林業生産の県内総生産額に占める比率は年々低下しており、今日ではわずか0.1%でしかない。県内の林家は約2万4千戸であるが、保有規模の零細な林家が多く、5ha未満が全体の92.8%を占めているのが特徴である。つまり農家の林業経営の色彩がそれだけ強く、林業への従事者は大幅に減少している(1970年7907人、1980年3795人、1990年2353人)。

農山村での農林業の停滞、過疎化と高齢化がゴルフ場開発などの大きな社会経済的背景となっていることは、この香川でも同じである。「山村振興法」によって指定されている地域は山間部の8町内の11旧村であるが、そこに14の新規ゴルフ場計画がある。とくに「過疎法」指定の塩江町、綾上町には各4箇所のゴルフ場計画がある。1990年調査によれば、この2町の高齢化率(65歳以上人口)は、塩江町23.7%、綾上町23.0%と全国11.6%の約2倍となっている。

ここで特に問題としたいのは、森林組合の作

業班の減少と高齢化である。森林組合に雇用され、植林から下刈り、間伐、枝打ち、伐採などの作業を行なうこの「作業班」は、林業を支えている基幹的労働者である。しかし、その就業条件は①賃金水準が他産業に比較して低位にあること(県内の作業班の平均賃金は1日当たり男性で9,000円、女性は6,000円である)、②重労働でしかも労働災害の発生率が高いこと、③社会保障制度(医療年金等)への加入が不十分なこと、④季節的、間断的な就労形態で収入が不安定なことなどの理由によって、新規就業者は皆無の状況である。したがって必然的に高齢化と減少が進行している。このことは労働力の面からも、森林の保全と管理の危機が進みつあることを如実に示すものである。県下には26の森林組合があり、そのうち作業班を有するものは15組合であるが、この数年間の減少ぶりは著しいものがある(第2表)。1985年から1989年までのあいだに、三木町森林組合の作業班は31人から10人に、塩江町森林組合は28人から10人に、綾上町森林組合は39人から16人に、仲南町森林組合は27人から16人に、などと減少している。なお、作業班を有する森林組合の全国平均は77%であるが、香川は58%であり事業活動が全体的に低位である。しかしながら林業関係の事業量の約8割を消化しており、まさに基幹的役割を担っている。

高齢化についてもこのわずか数年の間に、作業班の主力が60歳台に移行したのがわかる。こうした状況は、必要な造林事業の消化を困難にしており、植林したくても人手がない、といった問題を引き起こしている。やむなく県外(徳島)から労働者を雇用しなければ、請負事業が消化できないという森林組合もある(仲南町、大川町森林組合など)。このため県は作業班確保対策事業を実施しているが、平成4年度予算

第2表 森林組合作業班の動向

区分	1985年	1989年
60歳以上	142人(40.0%)	169人(58.5%)
50~59歳	158人(44.5%)	89人(30.8%)
40~49歳	39人(11.0%)	24人(8.3%)
40歳以下	16人(4.5%)	7人(2.4%)
合計	355人(100%)	289人(100%)

出所) 香川県『森林組合統計』

はわずか198万円でしかなく、見るべき成果を期待するにはほど遠い金額である。

もしこのまま事態が推移すれば、健全な森林の育成が不可能になってくることが予想される。県内の民有林81,194haのうち人工林は22,285haあるが、この人工林の資源内容を見ると、間伐など保育の必要な8齢級（40年生）以下の森林が90%以上を占めており、森林資源としてはきわめて未成熟な段階にある。この若齢に偏している森林資源の育成にはそれ相応の労働を投入しなければならない。しかし、見てきたように作業班の高齢化と減少のため、必要な労働力の確保が困難になっているのである。人工林は手入れを怠ると生育が阻害され、「成林」できないばかりか、たとえば間伐をしないと「もやし林」になり、下層植生がなくなり地表の流出が激しくなるなど、森林の「質」が低下する。せっかく緑が育ってきているところなのに、担い手がなくなりつつあるというのが今の現状である。これはもちろん全国的な問題になっており、林業労働力の育成と確保のために林業県を中心に現在16県で「基金」が設立されている。

III 戦後香川の森林受難の歴史

ところでこうした森林の危機を見るためには、過去の歴史を振り返っておくことが必要である。いまある森林はけっして「自然の産物」ではないからである。

(1) 戦時経済による荒廃

まず第二次大戦下における森林の荒廃をあげることができる。戦時経済が林業に要請したのは森林の充実ではなく、総力戦のための木材の供給であった。1939年に森林法が改正され、森林組合の強制設立、強制加入体制がとられ、香川県でも1944年までに37の森林組合が設立されている。そしてすべての民有林に施業案を作成させ、計画生産を義務付けて軍用材の増産をした。県内にはマツが多いため、軍用機の燃料として「松根油」が作られたのが特徴である。しかし伐採跡の造林は遅々として進まず、1945年（昭和20年）にはわずか2ha程度であった。

敗戦後は戦災復興のため引き続き伐採が続け

られ、広大な無立木地が残され国土保全のうえで憂慮すべき事態になった。1948年には伐採跡の植林未済地が13,000haにも達した。これは県内の森林面積の1割を優に超す規模であり、戦争が最大の環境破壊であることがよくわかる。この伐採跡への造林は戦後11年目の1956年にようやく完了している。

(2) 松枯れ病の被害

当時植林されたのはマツが大部分であった。これは年平均降水量が1,200mm程度で乾燥しやすく、しかも県内には風化した花崗岩類が広く分布し、やせた土壤にも耐えるというマツの特性による。森林面積のうち約6割がマツであり、人工林もその半数近くがマツによって占められており、森林資源の中心である。

このマツを主体とする森林が松枯れ病による大被害を受けるのである。1962年頃から拡大しつつあった被害は、1979年には被害材積12万m³（これは県内の年間素材生産高に相当する量である）を記録し、1980年の被害区域面積は33,000haと県下の森林の3分の1を超す勢いを示した。被害量を見ると、全国的にピークを迎えた1979年は全国第5位、1980年は第6位、1981年は第3位、1982年は第6位、1983年は第7位……と全国有数の被害地になった。これほどの被害が森林面積の少ない香川に発生したということは、その集中度においていかに激しいものであるかがわかる（松枯れ病の最大の被害地は茨城県であるが、同県はゴルフ場開発でも全国有数であって、両者間に相関関係を見ることが可能のように考えられる）。

その後徐々に被害は減少しているものの、依然として被害区域は30,000ha前後で推移している。先に述べたようにマツは香川の気候と土壤に適した樹種であり、また保水力にすぐれており、深根性のため土砂崩壊防止にも役立っている。すなわち、マツの果たしている公益的機能は、香川において特に大きいと言えるのである。しかしこうした大量のマツの枯死が、森林のもつ国土保全機能の著しい低下をもたらしていることは疑いない。さらに山林所有者の造林意欲を低下させ、林業経営の困難性を増幅しているなどのことを考慮すれば、松枯れ病の被害

の深刻さがわかるであろう。

(3)林地開発

過去10年間（1980～1989）に県は約500haの山林の開発に許可を与えている。その内訳は、第1位が土石採掘で202ha, 以下ゴルフ場103ha, 工場事業用地58ha, レジャー施設52ha, 住宅用地42ha, 農地36haなどとなっている。

土石採掘が多い理由は、良質の真砂土（花崗土）が広く分布し、県土の約30%を占めていることによる。たとえば大川郡大内町ではいたるところで花崗土が採掘されているため、89年11月「町土採取規制条例」が制定され、面積1000m²もしくは採取量2000m³のいずれかを超える場合は町長の認可を義務付けた。しかし違反しても罰金が20万円以下と軽いため、違法採取が後を絶たない状況である。ようやく92年1月、大内町内において県は初めて森林法違反で悪質な2業者を告発したが、すでに無許可で伐採された保安林など約11haで花崗土が採取されており、あまりにも対応の遅い県に対して住民は不信感をつのらせている。また同町の水源である大内ダムでは、上流域で数箇所の採土場があるため泥水が流入し汚濁が進んでいる。違法業者は採取した花崗土を大内港の県有地を不法占拠して仮積みし、主に新関西空港へ搬出している。

さて、森林の転用先で問題なのは、農用地が少なくゴルフ、レジャー用地の比率が高いことである。1990年農林センサスによれば、過去10年間の全国の転用状況は農用地へ43%, ゴルフ、レジャー用地等は14%であり、まったく香川とは逆になっている。農地への転用がすくなく、非生産部門への転用が多いことは自然環境保全からいって好ましいとは言えない。

さらに、山間部における民間事業者による産業廃棄物の最終処分場が近年大幅に増加しており、住民とのトラブルも生じている。ここでは詳しく述べることはできないが、最終処分場の施設数の推移を示しておきたい（第3表）。

第3表 届出のあった産業廃棄物最終処分場

区分	1981	1983	1985	1987	1989
面積1000m ² 以上の「管理型」と3000m ² の「安定型」施設数	18	30	35	46	50

出所）香川県『環境白書』

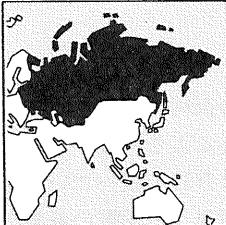
おわりに

以上、簡単に戦後香川の森林の歴史を見てもわかるように、①戦時経済による乱伐、②松枯れ病による大被害（これは今日も続いている）、③ゴルフ場などによる乱開発、と受難の連続であって、森林がもつ公益的機能の充実にはほど遠い状況である。そのなかで山林を守り育ててきた人々が高齢化し、農林業経営の維持が困難な状況に追い込まれているのである。

たしかに、財政力の弱い農山村の自治体には地方交付税があり、過疎地域には種々の過疎対策事業が実施されてきた。しかし、条件の不利な農山村の維持と再生に成功しないまま今日に至っている。過疎地域にゴルフ場計画が集中しているのも、リゾート開発によって地域の活性化や若年層の定着などを期待せざるを得ないという側面があるからである。自主財源の乏しい農山村の自治体が森林を乱開発せずに、豊かな自然環境を守り育てながら地域の活性化を進めるために、たとえば、和歌山県本宮町は森林面積に応じた「森林交付税」を提唱している。これは森林のもつ国土保全や環境保全などの公益的機能を社会的費用に算定して、自治体に財源を保障しようというものであり、注目されてよい。

今日、地球的規模での環境問題が叫ばれているのとは逆行して、この香川では残された自然の財産をリゾートや産業廃棄物で破壊しつつある。そして林業労働力の減少によって森林の維持管理が困難になっている。今まさに足元の環境をどう保全するのかが問われており、開発優先の県政を転換させることがますます必要となっている。

（おちあい さだお 所員 高松市役所）



●海外通信

ロシア見聞記(2)

森井久美子

国営店前の路上販売

(1992年7月14日) 物価上昇はすさましく、1月に15コペイカの地下鉄までが2月に50コペイカ、7月に1ルーブルになりました。おおむね日常生活品は10倍と思います。ビールを例にとると、国営店はどんな品物もいつもあるではありません。毎日のぞいて今日は何がある!と並ぶのですが、ビールは空き瓶とひきかえなので毎日空き瓶を重いのにもって歩くわけにもいかず、今日はあった!としんどいのに寮まで空き瓶を取りに帰ってイソイソ引き返したら、私の前の青年で売り切れで、子供がないよ、と言われ、「お前らが2ケースも買い占めるやろ!」。店を出てバッタリあって、私が買いたかったのを知っているから、子供が買えという。国営店の2倍の値段で路上販売です。子供なので文句いいつつ2本買いました。

もっと大がかりに闇屋の横流しが動いている印象を受けますが、これが今のロシアの流通機構です。そしてドル・ショップの日本製品など品質のよいものへの憧れが強烈で、ロシア国内の商品の値段も10倍のドル商品の相場にぐいぐいひきよせられていき、ルーブルはますます紙くずになり、ドルとして国外に流出するのではないかと、新聞も読めないながら感じます。それにしても、鎌とハンマーへの批判は根強く、こんな物価の中なのに中流以上とばかり交際しているのか、店をいくらみてもないようなおしゃれな服装で歩いている女性の多いのにも驚きます。冬の毛皮は必需品にしてもセンスのいい

いマフラーと若いとっても素敵なコート・ブーツ姿の人がほとんどなのです。

サミットのニュース

夕食後に今日は無料のコンサートに行きました。まともな音楽をききたかったのです。ところがディスコには集まるのに広いサントリウムで私がただ一人、おくれて男の人が一人で、コンサートができない。さらにおくれて女性が3人きて、5人で呼び込みして、15人になったら歌ってくれることになりました。そのときの2人目の男性54才となかよくなり、ゴーリキーの日本のカトウの機械を使って働いている現場労働者のようで、休暇は1ヵ月半(ただし半月は超過勤務)であり、私の18日は短いといわれました。年金暮らしも、金属など現場労働者は50才から開始だそうです。

あとで久しぶりにテレビのニュースをみたら、西独でサミットがあつたのでしょうか、ブッシュとエリツィン、付録がドイツで、日本の宮沢某が乞食みたいに小さくニタニタしていた。ミッテランはチビでも威風堂々としていた。そこでまた、50才で年金生活に入り、1ヵ月半休暇をとるロシアのために働きまくって日本も基金を負担することが決まったのでしょうか。アメリカを養うのにもうんざりしているのに、ロシアも養うのか、としみじみ思ってしまいます。仕事のことを考えるとき、悲惨に分断され働きまくっている同僚のことを思うとき、いつのまにか顔がきつく暗くなって、「クミコ!なんでそんな厳しい顔しているのだ」

と指摘されちゃうのです。

自由で開放的な男女関係

もう一つ、人生観が過激になります、いよいよ日本に適応できず、外国を流れ歩かなくちゃいけないかと思うこと。ロシアにきたとき一番嫌いだった日本人でない日本人になってしまった。男女関係について、驚くなられ、二日で終わるが多いだけれど、どうにも真剣に好かれてしまった、としか思えないのが2件と、ちょっとお手並み拝見が3件、うち年相応2件、37才、30才、28才という若いのが3件。信じられない!

私は52才で、長女は27才で、夫がいて夫をこよなく愛しているから夫以外の誰とも愛し合わないと口がすっぱくなるほど言っても、「今は夫は日本にいるし、自分はあなたを好きだから」問題ないです。もちろん女性の側からみると事情は少し違うように思いますが、とにかく誰もが男たるものつとめで妻がいようと女性のウエストに手をまわし、密着して歩き語りかけ、レディファーストの男性が多い。まして恋人ならベッチャリです。夫がいて妻がいても好きな人がいるときは(気持ちに自然に)自由で、「じゃなぜ結婚するのだ」と聞くと、それは子供を得て家族を構成するためだというのです。もちろん夫婦も子供をかたわらに妻の肩をしっかりと抱いて歩いている人や、夜のホームで妻と娘を何時間でも抱いたままの父親(夜は急に冷えてくる)の姿とか、とにかく日本で考えられないシンシップです。そしてある年配者はいうのです。売春婦が駅にいる。

彼女は望んでいてかつお金を得る。日本では望まないけどお金のために売春するのだ。人はみな「なんという女だ！」とさげすむのだ、というと、さげすまれようとさげすまれなかろうと、本人がよければ人生はただ一度、悪人も善人も一度死ななければならないというのです。私はモラル古き禁欲者なのですが、こうベタベタと望みもしないのにウエストを抱かれ肩を抱かれ（それ以上は進まず禁欲者で損かなと思ったりしますが）悪い気はしないのです。すると日本中が（アジア圏の仏教思想なのか）禁欲にして10歩さがって歩くような習慣があつて、その反動でポルノまがいの不健康な男女関係にうもれて暮らしているのはとても不幸なことだと思えてくるのです。もちろんこれは愛情問題のほかに女性の側に肉体的・経済的打撃が乏しい、モラルとしても問われないという大きな背景を感じのですが、詳しくはきく力がありません。モスクワ大学の卒業記念祭で学長のあいさつのあとディスコでも、女性を肩車している男の子や、吸盤がついているのかと思う程、足は宙にういたまま、キスしたまんまで踊っている女の子らがいました。人の渦のなかで、そこで帰国して縁がなく夜がなく人の愛がなくトゲトゲしくわがちの毎日が再開したら1カ月で心筋梗塞を起こしそうな気分になっています。ここにきた時、重いトランクを運んでいたら、助けましょう、とがんばってくれた紳士は12才位の子でした。もちろん、そうでないウサン臭い男も多いのは世の常です。

「円」の高騰でにわか金持ちに

私は36年ほどんどゆとりなく働き続けて資本家からごほうびをもらっていないから、今頃日本の資本家はごほうびをくれたのでしょうか。確かに厳しい生活で国営店の肉の値段に溜め息をついている人が多く、年金暮らしで招待して

くれる人は肉がこの頃買えないのよとマカロニのおかゆを食べなさい、食べなさい、とすすめてくれます。乞食は激増していますが、やっぱり音楽を演奏したり、家の物を売ったりがんばるの方が多い、また不思議なことに日本の戦後のようにやくざの縄張りがないらしく、すれからしいヤーサン風と年金者と主婦や農婦が並んで路上売りをしています。

このような暮らしの中で円が強くドルが強く、いくら物価があがってもドルにたいするルーブルの両替が下がっているので、日本の10分の1位の価格の物が多く、こちらの人の一か月分の給料を一日で使ってもいい身分なのです。自分がたとえ短期でもこんな身分になるとは思ってもみなかった。私が子供の時憧れたジェームス・ディーンとマリリン・モンローとロール・スロイスのアメリカ人を見る目で日本人をみるロシア人が多いのです。まずベトナムか中国かと聞いて、日本人だと答えると、とたんに目の色が違ってきます。それくらい160カ国以上もある広い世界でロシアのテレビで語られる日本、日本の車、ビデオ、電化製品、カメラは高嶺の花で、ハラショーン（すばらしい）なのです。

あきれるほどの素材主義

ロシアでは用をなせばいいといいばかりに、無頓着といおうか、がさつといおうか、ここサナトリウムの私の部屋も入り口だけちゃんとしまって鍵がかかりますが、バスルームの入り口も部屋の入り口もベランダへの出口も戸はちゃんとしまりません。これで普通です。水道の蛇口はタラタラ出ている。貨車のタンクから市電のレールからコンクリートの固まりから道や空き地にゴロゴロして瓦礫だらけといった感じです。СССР製はフォードシステムよりも悪い。多品種小ロットなんて夢の夢、大はエレベータから小はお盆やコップまで全部同じダサイ製品、料理

はじゃがいもといえば、カフェ、食堂ではマッシュ・ポテト。「同じじゃがいもでも、粉吹きいもも、フライドポテトも、チーズと重ね焼きも何でもできる、チットは目先を変えろや！」といいたくなるくらい。キュウリとトマトは貴重品、切ってあるだけで、ちょっと塩でもむとかもしないです。ポテルブロッド——スライスパンの上にサラミソーセージや塩漬干魚やチーズをのせる、サンドイッチにしない。豪華サンドイッチなんて材料も値段も夢の夢で、またこちらの人の好みじゃないみたい。貧困のために、素材主義がいっそう幅をきかせているようです。

それでも花は咲き、実は結ぶ

それでも広い国、発展途上国の特徴でしょうか！ 夏は花と緑と香りの木陰（必ずベンチが用意されている。ベンチの性格もはじめて理解した）が応接間であり、リビングルームであり、冬は雪化粧で美しく、ガラクタも気にならないくらいなのです。狭い日本で、もう少しましな都市計画はなかつたのか取り返しのつかない自然破壊だとつくづく思うのです。

そして生命というもの、草も木も生命あれば花を咲かす、実をつけるという事実にめんくらってしまいます。ライラックの香りにもせくらましたが、また何の木かビッシリ花をつけた大木があって、その花をたたった二つ泥棒した香りが机で1週間ありました。あじさい、きょうちくとう、ネムの木の花さかりで、ネムの花の香りのやさしく素敵なのにびっくりしました。

私は最近つくられる日本の花壇がだいきらいでした。ギラギラ華やかな三色すみれやベゴニヤをドッと植えて枯れると、まだまだつぼみがあつても無残にひきぬかれ捨てられ、来年もう一度芽を出すことなく殺されていく。それを美しいと思う人間がまたあまりすきでない（ごめん）。肉食の私に

はあまり言えないことだけど、そういうじゃない、私も生きているように、年老いてもすこやかに命をまとうしたいように、樹も花も生きているのです。

にわか金持ちの心境

話は資本家のごほうびから脱線しましたが、日本の看板で得をし、円高で得をする暮らしへ、ロシアの生産物、ロシアの労働の搾取なのですが、私はとても楽ちんなのです。日本では100グラム単位での下の肉を買い、キログラム単位で買ったり、フルコースディナーを食べる人を、貧乏人の前でよく平気でそんなことができるわ！と腹立たしく思ったのですが、こちらが逆の立場になって、たいして胸も痛まず、乞食をみると脅迫まがいの乞食専業には絶対恵まない、まして子供をだしにして！ 音楽を演奏したり、家のものを売ったり努力している人に少しカンパする。チャンと選別する金持ちのモラルの自分に驚きます。人と平等に分かち合うなんてとてもできないことで、自分だけ確保して罪ほ

ろぼしに少し寄付するのです。

寮は人種のるつぼ

私の知り合いもロシア人はもちろん、寮が人種のルツボでしたから、中国人、インド人、アフリカの国々と浅い（言葉の障害）けれど広がり、国際化が最近で外国と縁のなかった日本の一人として、なんとさまざまな人が他国で暮らしているのだろうと驚きます。寮の中の黒人の修了パーティーに招かれて（黒人だけ国名を書かないのも気になりますが）アフリカのリズムを聞き、日本を遠く離れたモスクワで黒人の中でアフリカの音楽をきき踊りをみている不思議さにとらわれたりしました。アラブ人も母国の音楽や習慣をもちこむ人たちです。中国人は鉄の団結というか、日本人の寮生が連帯がなく利己的なのに対して、いつも行き来し一言もしゃべれずとも路上販売や会社設立でループルをボロもうけしているようで、闇両替を大量に扱い、中国料理をつくり暮らしています。このグループとはなれた、中国の名誉ある地位

を獲得ずみの大学をはなれた元教授は、文化大革命時の身上調査は全知識人一人当たり厚さ150センチに及んだこと、少しでも不審があると海外渡航の許可の出ないなかで毎年渡日し目下は滞ソ中であること、軍や科学機密関係従事の知識人は全く国外には出られないことなど伺いました。すさまじいプライバシー・チェックです。その無傷の用心深い彼が、中国人は世界中で多数派になろうとしている、シンガポールは70%中国人、マレーシアしかり、ソ連も昔から中国人が多いと言います。

ソ連は発展途上国を中心に自國のためだった（大国主義）にせよ、無償でどんなにたくさんの学生に教育をほどこしてきたか。今はすべて有料となり、アフリカ人でも金持ちが増えて私費留学生も多い。私も恐縮ですが——。最初から習ったオリガ先生も、日本人は私がはじめて、これで37カ国目だとおっしゃっていました。

（もりい くみこ
元生命保険労働者）

（63ページより続く）

だから見ても、そのことは言えるであろう。したがって、今日の学校教育を見るとき、教育投資論的視点を払拭して市民主体の教育に転換させることが重要である。

- 1) セオドア・W・シュルツ著、伊藤長正他訳『「人間資本」の経済学』日本経済新聞社、1985年
- 2) 菊池城司「教育投資論の展開」柴野昌山他編著『日本の社会学16 教育』
- 3) 三輪定宣「教育投資論とその欺瞞性」『帝国主義と独占資本の教育イデオロギー』明治図書、1973年。
- 4) たとえば市川昭午他編『教育の経済学』教育学大全集4、第一法規出版、1985年。
- 5) 岩波講座『転換期における人間』別巻『教育の課題』、1990年。

- 6) 山住正己『日本教育小史』岩波新書、1987年。
- 7) 岩田龍子『学歴主義の発展構造』日本評論社、1981年
- 8) オーカン『平等か、効率か——現代資本主義のジレンマ』新開陽一訳、日経新書。

参考文献

- ・公正取引委員会「教育産業に関する調査——学習塾産業を中心とする」1986年。
- ・仙崎武他編著『人間形成の社会学』福村出版、1983年
- ・経済企画庁『国民生活白書(昭和62年版)』1987年。
- ・神山啓史「『新たな消費者教育』と消費者の権利」『消費者問題調査季報』No.55、1988年。
- ・柿沼昌芳「高校における消費者教育の位置」、日本消費者教育学会『消費者教育第11冊』光生館、1991年

（かきぬま まさよし 所員 明治大学講師）

●海外文献書評

トム・ボトモア編『マルクス主義思想辞典』第2版, 1991年

Tom Bottomore(ed.)

A Dictionary of Marxist Thought, 2nd Edition

Blackwell, Oxford, 1991.

重田 晃一

I

1983年に刊行された本辞典の初版は幸いに多数の読者を得て、その後3回にわたり増刷を重ねたが、昨年、47項目の新項目を追加した第2版が刊行された。2段組で総計647ページ、合計318項目からなる項目全体は、(イ)事項項目(247)、(ロ)人名項目(59)、(ハ)マルクス主義の古典の解題(12)の3種類にわかれ、そのうちの(ハ)の項目は第2版で新たに付け加えられたものである。

事項項目では一方で自然、社会、文化に関する一般的基礎的概念への目配りも怠られていないが、項目の選定の眼目はマルクス主義の哲学、経済学、政治理論、運動論等に固有の範ちゅう、あるいは関係の深い概念におかれており、その結果本辞典ではマルクス主義に関する主要な概念はことごとく網羅されているので、マルクス主義の基本的知識を獲得または整理する上できわめて便利かつ重宝である。だが、本辞典を他の同種の辞典から区別する最大の特色は、それが主として戦後にはじまったマルクス主義の新しい展開をふまえ、その過程で登場した新しい流派やそれと関係の深い概念を事項項目として大幅に採用していることがある。以下それらを2つの項目に分類して示しておくと、次のとおりである。

(1) 現代マルクス主義にかかる項目。疎外、物象化、総体性、実践(プラクシス)、歴史主義、経済主義、ヘゲモニー、知識人、西欧マルクス主義、構造主義、フランクフルト学派、エコロジー、

モダニズムとポストモダニズム、ユーロコミュニズム、評議会、自管理、イギリス派マルクス主義の歴史家、分析的マルクス主義等。

(2) マルクス経済学の新展開にかかる項目。従属理論、不等価交換論、世界システム、レギュレーション、長期波動、アナール学派等。

本辞典のもう1つの特色は、第三世界の諸問題にたいする関心とフェミニズムの運動への注目であろう。以下それに関連する項目を抜きだして示しておけば、つぎのとおりである。

(3) 第三世界に関する項目。アジア的社会、植民地社会と植民地後社会、植民地主義、民族ブルジョアジー、マルクス主義と第三世界、低開発と開発、非資本主義的生産様式、帝国主義と世界市場、解放神学、アフリカにおけるマルクス主義、インドにおけるマルクス主義、ラテンアメリカにおけるマルクス主義等。

(4) フェミニズムに関する項目。フェミニズム、ジェンダー、家事労働等。

ところで、本辞典における戦後マルクス主義重視の姿勢は人名の選択でも貫かれており、人名項目であげられた人名59名中25名は戦後に活躍した人々ないしその先駆者である。ちなみに、第二インターナショナル系のドイツ人マルクス主義者で人名項目にあがっているのは4名にすぎない。ロシア人マルクス主義者は9名、そうしたなかで、オーストリアマルクス主義者が4名もとりあげられているのはおもしろい。

II

以下ではさきに4つに分類して例示した諸項目からそのいくつかを選んで、それぞれの分類ごとに若干の注釈をくわえておこう。

まず、(1)の諸項目について。疎外、物象化、総体性、実践の諸項目は西欧マルクス主義の項目に対応して選ばれた項目である。これにたいして、知識人とヘゲモニーの概念は、グラムシとの関係で戦後注目されるに至った概念である。他方、歴史主義と経済主義の概念は、その用法を異にする面をもつものの、グラムシとアルチュセールによって新しい意味を付与された。だが、それらについてはIIIで再び取り上げるので、ここでは分析的マルクス主義についてのみ一言するにとどめよう。

分析的マルクス主義とは、1970年代頃から主として英米圏で登場したマルクス主義の新流派であるが、それは英米圏で支配的な哲学、分析哲学を使って唯物史観の諸命題を再定義しようと試みる流れと、新古典派経済学の方法論と分析手法を使ってマルクス経済学の方法と諸理論を再吟味、再構成しようととする流れとの2つからなる(執筆者はデムスキー)。それがマルクス主義の名を冠するに値するか否かはともかく、イギリスの伝統史学批判という視角と結び付けて書かれた「イギリス派マルクス主義的歴史家」(ケイ)の項目とともに、本辞典の特色の1つを示すものといえよう。

つぎに、(2)の諸項目について。「従属理論」を除いて、これらの諸項目は第2版で追補された新項

目である。「レギュラシオン」はリピエツ、「世界システム」はウォラスティン、「長期波動」はマンデルというように、それぞれの理論の主唱者が自ら執筆しているのが興味深い。だがそれには一長一短があるようと思われ、それぞれの項目を大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典』第3版の同一項目の解説——ただし同辞典では「長期波動」の項目は存在しない——と比較検討してみるのも一興であろう。

(3)の諸項目について。これらの諸項目では程度の差はあってもほぼ共通して、(1)伝統的マルクス主義にみられる抜き難い西欧中心主義の批判、(2)中枢諸国から衛星諸国をみるのではなくて後者の側から前者をみるという視座の転換と、それと結びついた伝統的マルクス主義の批判という視角から解説が書かれていることに注目したい。(1)の視点をもっともよく示すのが「アジア的社会」(ターナー)である。ターナーはマルクス、エンゲルスのアジア的社会認識の推移と彼らの没後アジア的生産様式論がたどった転変とを要領よくまとめていて、解説としてもすぐれているが、この概念の分析用具としての有効性に関しては、彼の評価は否定的である。それは1つには理論と実証の二面でこの概念がいくつかの難点を隠していることにもよるが、より根本的にはこの概念につきまとう先進的な西欧対停滞的なアジアという先駆的図式を彼が忌避するからである。

(2)の前者の視座を端的に示すのは、いうまでもなく(2)の項目であげた従属理論であるが、本辞典の解説についてはとりあえず次の点を指摘しておきたい。初版(執筆者はE.D., たぶんE.ドア)では伝統的マルクス主義の立場にたった従属理論批判の線に沿って、超越的で否定的色彩の強い解説になっていたのが、第2版では執筆者がヘトニイ(Hettne)に代えられ、内容も内在的で好意的解説に一変

したことがこれである。(2)の後者の視座をみると、「ラテンアメリカにおけるマルクス主義」(ケイ)につくのが好便である。そこでは、伝統的マルクス主義のラテンアメリカ分析に対立するマリアテギのそれを冒頭におき、この地帯のネオ・マルクス主義の理論的貢献が5点に分けて説明されていて、それ自体として啓発的である。と同時に、これらの理論はいわゆる二段階革命論につながる伝統的マルクス主義のラテンアメリカ分析にたいする批判として形成・展開された、という解説全体に流れる基調がさきに述べた論点との関係で印象深い。

最後に(4)の項目について。本辞典では、フェミニズムに関する項目は3項目にすぎない。だが、この3項目を通読することによって、フェミニズム、とくにマルクス主義的フェミニズムの大要を通ずることができ、しごく便利である。「フェミニズム」(バーレット)の項目は、一方でフェミニズムの諸潮流を概観するとともに、フェミニズムとマルクス主義との関係についても論じている。また、「ジェンダー」(ヒンメルヴァイト)の項目は伝統的マルクス主義の女性解放論(女性問題視角)とマルクス主義的フェミニズムの差異について述べ、ついで後者における3つの問題群を、(1)家事労働論争、(2)労働予備軍の概念の導入による既婚の女性賃金労働者のジェンダー的差別の根元の経済学的解説の試み、(3)性関係=人間の再生産の場におけるジェンダー的差別の解説のための家父長制の資本主義という新しい視座の導入の順で手際よく解説している。「家事労働」(ヒンメルヴァイト)は、以上の3つの問題群のうちの(1)の問題を独立させ、それのより踏み込んだ解説を与えたものである。

III

ふたたび(1)の項目にもどって、そこで摘録した諸概念を、(1)歴史

主義、経済主義、(2)疎外、物象化、総体性の2群にわけ、若干のコメントをくわえておこう。

(1)戦後の一時期までは、歴史主義というと、民族の歴史的個性や各時代の価値としての絶対性を強調する、19世紀のドイツで支配的だった反自然主義的で反合理主義的な思潮をさしていわれた。

だが現代マルクス主義の文献に接するにあたっては、この概念がその後こうむった2つの変容を頭に入れておく必要がある。その1つは、革命批判の立場から、ボバーが歴史に一定の意味や発展法則を見いだすヘーゲル、マルクスの歴史観にたいする非難語にこの概念を転用したことがこれである。第2にマルクス主義の陣営内では、マルクス主義=絶対的歴史主義という定式化も示すように、グラムシがマルクス主義の特徴づけのためにこの概念を肯定的に用いた。他方、これにたいして、アルチュセールはそうしたマルクス主義の理解をマルクス主義の歴史主義的歪曲といって批判し、この概念を否定的含意をこめて使った。本辞典の「歴史主義」(マクレラン)は、この概念の以上の2つの用法の簡にして要を得た説明を与えてくれていて有益である。

経済主義というと、通常、政治的闘争と経済的闘争とを機械的に分離して、後者にのみ力を注ぐ、ロシアにおける社会民主主義の運動内の1潮流を批判するためにレーニンがこの語を使った例が引合いに出される。事実、わが国でこれまでに刊行された辞典類の「経済主義」の項目は、おおむねこの例に終始している。ところが、グラムシとアルチュセールは、一方でそれぞれの立論の根拠を異にしつつも、この概念を、土台による上部構造の決定を過度に重視する唯物史観の解釈にたいする批判語として使い、現代マルクス主義の文献ではむしろ後者の事例の方が多いとすらいいってよい。本辞典の「経済主義」(ボトモア)の項目

はこの概念の2つの使い方の双方に言及していて便利である。

(ロ)まず形式的な面からみていいくと、わが国では伊藤吉之助編『岩波哲学小辞典』(増補版、1938年)が「総体性」の項目を設けてカントの用法を簡単に説明している以外は、この項目を有する辞典類は存在しないように思われる。他方、おそらくは広松涉氏の諸業績に触発されて、近年物象化の概念を事項項目に取り入れた辞典類も漸次増えつつあるけれども、その数はなお限られている。こうした状況のなかで、本辞典が以上の2つの概念を事項項目としてとりあげ、かなり丹念な解説を与えていたのは評価されてよい。これにたいして、疎外概念の方は、戦後のわが国でもほとんどの辞典類がこの概念を事項項目に採用しているのだから、本辞典にこの概念に関する項目があること自体はとりたてて珍しいことではない。注目に値するのは、この項目にさかれたスペースの広さ(約5ページ半。1つの項目に5ページ以上さいている例は他に8項目みられるだけである)であり、本辞典がこの概念をいかに重視しているかを示すものといえよう。

つぎに内容の面に目を移そう。疎外と物象化との関係の解釈については、連続説(ルカーチ)と断絶説(広松涉)とが対立しているが、本辞典の「物象化」(ペトロヴィッチ)の項目は連続説の立場にたっている。ところで、マルクスの思想を物象化論の視座から捉え直すとともに、そのブルジョア科学にたいする優越性を総体性の観点に求めたのは、『歴史と階級意識』のルカーチであった。「総体性」(メーサーロシュ)と「物象化」の項目では、以上のこ

とと結び付いて、ルカーチの物象化論と総体性概念の説明の部分に力がこめられているのが印象的であった。他方、「疎外」(ペトロヴィッチ)の項目の全体は、疎外概念の概念規定、その思想史的系譜、マルクスの疎外論などについて述べた前半の部分と、戦後の疎外論研究の成果を疎外の諸形態、社会主義の下での疎外、疎外の歴史性と普遍性をめぐる問題、疎外の克服の仕方など8つの問題に分類、整理した後半の部分とに二分することができるが、そのうちの後半の部分が、それ自身戦後の研究史の整理になっていて、啓発的であった。

IV

ところで、以上でとりあげたマルクス主義の諸流派や諸概念を、みずからマルクス主義の正統をもって任ずるマルクス・レーニン主義は批判の対象とするか、あるいは無視ないし軽視してきた。だが、このマルクス主義はマルクスの思想の唯一絶対的な展開形態ではなくて、一つの、相対的で問題的な展開形態である、これが本辞典の立場であるように思われる。本辞典が「ソヴィエト・マルクス主義」(フェヘル)の項目を設け、プレハーノフによってロシアに移植されたマルクス主義が、レーニンによる展開を経てスターリンによってマルクス・レーニン主義として教条化され、ついには官僚制の支配体制のイデオロギーに変質・形骸化するに至る次第を追求したもの、そのゆえであろう。

正統マルクス主義批判の視点は「マルクス主義とその発展」(フェッチャー)の項目においていっそう鮮明である。フェッチャーは、マルクスの原思想の根本的性格を、

プロレタリアートの自己解放の必然性とその条件を示すところの、この階級の自己認識にかかる批判的理論(その構成要素は経済学批判と唯物史観にかぎられる)たることに求め、批判的理論としてのマルクス主義がみずからの展開を通して自然と社会の双方を包括する全一的世界観に転形し、やがてすべての学問、芸術をのみこんでしまう過程を、カウツキー、プレハーノフ、レーニン、スターリンという系譜に沿ってたどっている。

(1)ソヴィエト・マルクス主義として典型化しうるマルクス・レーニン主義、(2)ルカーチ、コルシュ、グラムシ等のヘーゲル主義的マルクス主義、(3)後者をマルクス主義の歴史主義的歪曲として批判する構造主義的マルクス主義と科学主義的色彩の濃厚なデラ・ウォルペ学派の三派鼎立——以上が現代マルクス主義の位相にたいする本辞典の状況認識であるように思われる。筆者としても、こうした状況認識それ自体には異存はない。だが、旧ソ連邦と東欧の「社会主义」体制の崩壊に連動して、マルクスの思想そのものの現代思想としての存立根拠がきびしく問われている今日、はたしてそれだけでこの危機を乗り越えることができるのかどうか。問題はいまようやく始まったばかりだが、一言添えて結びの言葉としたい。

(追記。本書評は別稿「ボトモア編《マルクス主義思想辞典》第2版の刊行によせて」『関西大学経済論集』第42巻第4号(近刊)の主要な論点を圧縮して再述したものである。あわせてお読みいただければ幸いである。)

(しげた こういち 関西大学)

●書評

重森曉著

『分権社会の政治経済学 産業自治と生活者民主主義』

青木書店, 1992年。税込2575円

21世紀を目前にひかえ、体制の違いをこえて「政府の失敗」と「市場の失敗」があらわとなり、その双方をのりこえる新しい政治経済システムが模索されている。このとき、『分権社会の政治経済学』というきわめて魅力的な表題の著書が出版された。

本書は、副題に「産業自治と生活者民主主義」とあるように、第一部「産業自治」ではまず第1章で戦後の地方自治、地方財政をめぐる重要な議論を総括してそのなかに内発的発展論を位置づけ、第2章では内発的発展モデルの一つとしてイタリア職人業と産業行政の実態について、第3章ではその対極をなすアメリカ北部の伝統的工業都市の実態についてそれぞれ報告されている。そして第4章では都市再生運動の焦点となっている沿岸域の開発と保全のあり方にについて検討されている。

ひきつづき第二部「生活者民主主義」ではまず第5章で西欧民主主義思想の二つの潮流、すなわち功利主義型民主主義と発達主義型民主主義のなかで、生活者民主主義の提起がいかなる意味を持つのかを明らかにし、第6章でその立場から市場至上主義を批判しつつ、地域から新たな公共性を構築していくことの重要性を説いたうえで、第7章と終章において柔構造的分権社会を実現するための税制改革と行財政改革の基本方向を提示されている。

ところで、ここで言われる「分権化」については、著者によると、次の二つの次元が考えられるとのこと。その一つは中央集権対地方分権という次元の問題、もう一つは計画対市場、公共対民間といふ領域の問題である。この視点から

みれば、本書の第一部は「地方分権」についての論稿とその実証的報告であり、第二部は「公共性」をめぐっての論稿であるといえよう。

このように、本書は著者がここ数年にわたって地方自治と分権・参加問題について、国内外においてとりくまれた探求の「旅」を集められたものである。とりわけ、「21世紀は地方自治の時代」(宮本憲一教授)といわれているとき、本書は時宜にかなった格好の問題提起の書であるといえよう。

なかでも圧巻なのは、病めるアメリカの典型都市、デトロイト、ピツバーグの財政分析である。この丹念なデータ分析から、著者は、アメリカの大都市財政の回復のためにには産業自治の確立とともに伝統的な自治制度を堅持しながらも、連邦と自治体、州政府と自治体間の財政調整制度の整備が不可欠であるとされる。

そして、この結論部分は、本書のテーマである柔構造的分権社会の提起に結び付くのである。すなわち著者の主張される柔構造的分権社会とは、地方自治を基礎にするが必要に応じて国民国家による集権的財政調整（たとえば地方交付税制度）を生かした社会であり、市場経済に依拠するが社会的公正や効率を達成するための公共部門の役割を十分に發揮させる社会である。

しかし、この提起の積極性を十分承認したうえでも、なお著者の主張が従来の分権・参加論といづれにおいて違うのかという点を含め、より具体的な論及といふ点では必ずしも十分に行なわれていないので、との率直な疑問がぬぐえない。

第二の疑問として、内発的発展



青木書店

論にかかわり、なぜイタリアがそのモデルたりうるのかという点についてである。すなわち、今日の経済のグローバリゼーションの主因は、いまでもなくグローバル企業の出現であり、他方ではドラッガードのいう「シンボル経済と実物経済の分離」、換言すると世界経済のリーディングファクターがモノからカネの経済に代わったからである。したがって地域経済の内発的発展の可能性を探る際、論点としてこうした国際経済の視点が必須となり、わけても国際比較等を行なう場合、アメリカ都市の財政分析のような綿密なるデータ分析が不可欠と思われる。

第三の疑問は、生活者民主主義の提起に関連する。著者は、この点については生活全般のなかでの人間性の全面的な開花、発達を保障するシステムとして提起されているが、いぜん従来の労働者民主主義との差異は必ずしも明快であるとは思えない（もちろん評者の読み込み不足も否定できないが）。同時にそれは主体形成問題ともかかわっており、その深化は今後の具体的な実践を待たねばならない点でもあろうが。

とはいって、ここで提起した疑問はそのいずれもがいわば評者のないものねだり的な発想からのもので、もとより本書の評価にいささかなりともかかわらないことはいうまでもない。ともあれ、著者は本書を「旅」の途上のものと認識され、ひきつづき探求の「旅」を続けると表明されている。そこで、かくいう評者もイタリアのときと同様に、その旅に可能な限り同行させていただきたいと思うのである。（鎌倉 健 所友 東大阪市役所）

●書評

寺西俊一著

『地球環境問題の政治経済学』

東洋経済新報社、1992年。税込3000円

本書は、新聞やテレビでも地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が報道され、また経団連などもふくむる様々な団体がその問題への関心を表明し、ブラジル会議を含めそれに対する取り組みのニュースなどが報道されるなか、地球環境の保全と再生の可能性を政治経済学的視野から探った、タイムリーなものであるということができるでしょう。

この著書は序章、第1～5章、および終章から構成されており、第1～5章ではいま国際的に問題になっている環境問題をそれぞれ取り上げて、その政治経済学的分析と、可能な範囲内で問題克服の可能性と方向性を示唆しています。ここではまずこの第1～5章の各章を簡潔に紹介するとともに、短評を付し、最後に評者なりの現在の問題意識との関連でこの著書をとらえ、書評に替えたいと思います。

第1章では、公害源から出される公害による被害が広域化し、ついには国境をこえて国際化している問題にスポットをあてています。広域化の原因は、氏があげている例から考へるならば、公害被害を軽減させるため、公害源を断ち切るのではなく、拡散させることによって曖昧化させてきたつけの一つといえるでしょう。

続く第2章では、「公害輸出」をとりあげています。「公害輸出」が発生する原因の一つとして、先進国と発展途上国との間にある「規制格差」をあげておられ、それが「コスト格差」となって現れ、多国籍企業がコスト節約のため生産拠点をシフトしていく状況が述べられています。

公害源を断ち切る力は被害者の

加害者に対する力関係に求めざるをえないでしょうが、氏は第1章では、加害・被害関係が国際化し、場合によっては、公害源が所在している国家という点から見れば、相互化している状況を検討し、国家を超える地域的な公害規制システムをめざしているように思えます。そして、第2章では「今日の多国籍企業は、一社で、一つの『国民国家』単位の経済力をはるかに上回る強大な政治経済的パワーをもつまでに成長している」ことを指摘した上で、「直接・間接の関与主体が『社会的コスト』を無視して『私的節約』だけを追求することが許されないような諸関係を構築すること」の重要性を述べられています。以上のことを見てくると、現在地球上に超国家地域ないしは超國家政治経済地域とも呼ぶべき生活圏が生成してきているといえるでしょう。そのような時代に上記のようなシステムを作らうと思えば、それを支える、市民レベルでいえば（国家・国境を越える広い）地域住民意識（例えば「ヨーロッパ市民」意識）、さらには地球市民意識の早急な形成が問題になると思われますが、その方策として市民レベルでの国際的コミュニケーションの促進が差し迫って必要なではないでしょうか。

第3章と第4章では、おもに熱帯林の破壊を取り上げて、「国際分業を通じた資源と環境の収奪」と「貧困と環境破壊の悪循環的進行」について述べられていますが、これらの章ではもう少し統計等を利用して説明していただきたいかった。例えば、熱帯林の破壊といつても減少=破壊といえるのでしょうか。もしそうであるとすれば、

発展途上国における熱帯林の保全とともに先進国における温帯林の植林・育成を云々すべきかと思います。やはり地球全体において必要な森林面積を出し、各地域に割り当て、おそらく先進国はその国内の森林面積を拡大し、発展途上国は適切な規模とピッチで森林の開発・開墾を行うのが公正なのではないでしょうか。

環境問題にかんするこの南北間の公正な負担という問題は続く第5章についてもいえます。この章では「地球温暖化」や「オゾン層の破壊」といった問題をおもにとりあげ、「地球共有資産の汚染と破壊」の問題について述べておられます。南北対立の分析が不十分なように思われます。他の章でも述べておられたように、南側が北側なみの生活レベルを達成すれば、それだけで地球全体の二酸化炭素の排出量は優に数倍になります。南側に森林保全とそれによる酸素の生産を無償でおしつけ、生活レベルの「向上」を見合わせるのは不合理かつ非道徳的です。北側は基本的に二酸化炭素排出量を例えば1990年の世界平均まで減少させるべく努力してこそ公平な負担といえるでしょう。

いずれにせよ、資本が資本の論理によって最大限の利潤を追求することを野放しにしておけば、環境破壊をもたらす過当競争はますます世界規模で人類全体と地球全体を巻き込んで激化するでしょう。身近な所で、そして世界規模で、この資本の論理を抑制し、過当競争を鈍化させてゆく運動と体制・制度を確立していく必要があります。その際、著者が示唆しているように、国家や地方自治体をこえた、あるいはその境界引きにこだわらない運動や体制・制度も必要であるかもしれません。

（角田 知生 所員 高校教員）

●書評

望田幸男・大西広著

『ゆらぐ大人=男性社会

——世紀末の若者と女性』

有斐閣、1992年。税込1545円

1

本書は、現代日本を分析する視点を大人=男性社会から疎外されている若者と女性に設定し、19世紀末と20世紀末、日本とドイツという対比軸のなかで、変革の展望を浮かびあがらせることを目的として書かれている。

第1章「ゆらぐ『大人社会』」では、「若者たちを自己の価値システムに取り込むことができなくなっている」あり様とそこに「胎動しつつある新たな社会秩序」を、会社、学校、政治で起こっている特徴的な変化の中に読み取ろうとしている。

会社共同体からの自由を求めるデューダのたたかいに、「真に社会的な人間による社会的な労働の誕生」の可能性を、フリースクールする若者たちが、非情なまでに学歴社会に包摂されてしまった学校教育から脱出してはじめて真の学ぶ楽しさを見いだすというパラドックスを、そして、政治離れした若者に、「政治の論理」に「生活の論理」あるいは「社会の論理」をもって自由に運動を展開する「非政治性の政治」を見いだす論旨は明快である。

第2章「ゆらぐ『男性社会』」では、女性の自立と解放の障害となっている社会システムを変革し、女性が仕事と家庭を両立しうる社会的条件を確立する道が、男たちに人間としてゆとりある人生を保障する道と表裏一体であることを、近現代の女性運動の歴史を通して示そうとしている。とくに、非婚、別性や職場進出といった家庭内外のたたかいとともに、「G N P の62%を占める個人消費の55%が女性の直接消費」という事実が企業

社会に及ぼすインパクトの大きさの指摘は興味深いものがあり、女性のもつ豊かな感性の歴史的・運動論的意義はもっと強調されてよい。

若者や女性をつき動かしている客観的条件、既成社会の変動の状況とそのメカニズムを解明することを目的とした第3章「個性と感性の時代へ」、それに続く「エピローグ：ポストキャピタリズムへの道」は、第1章、2章での事実分析をふまえたものであり、説得力のある内容となっている。

19世紀末の機械の時代から20世紀末の個性=ソフトの時代へと、生産力の中心が機械から人間に重心を移している。これは生活感をもつ感性が生産力になることであり、仕事と生活の分離の止揚が進行しつつあると言える。こうした土台の変化のうえに、大きな社会と思想のゆらぎが生じているとして、次のような主張を展開している。

戦後日本の急激な工業化は（1950年には就業人口の48.5%を占めた農林水産業の従業者が1990年に7.4%まで激減）、農村共同体を解体させ、相互依存の社会意識を特徴とする共同体の人間関係を崩壊させた。その結果、自分ことは自分で面倒をみる、自立した人間像が望ましいとする近代的な貨幣=市場的人間関係がとって代わることになった。

さらに近年の情報化・サービス化は、家事労働の貢労効率化とともに、家族共同体の解体をも進行させた。家族は「同居人」化し、愛でしかつながることができなくなってきた。こうしてますます「個性の強制」「自立の強制」という苦しい「自由」にさらされる



ことになった。

2

以上が本書の概要であるが、集団の民主性、文化性を問うことを通して生活の自立を追求してきた高校教師として、本書を読んで触発されたことを記してみたい。

70年代前半、生徒と教師という枠組みが通用しなくなり、それに代わって、敵対的競争や支配・被支配の関係が顕在化していくなかで、生徒との教育的関係をどう再構築するのかが問われた。能力主義的競争の内容が上昇からサバイバルに変化し、自分さえよければという意識が受け入れられた背景には、稻作ゲマイソシャフトの解体の完了という事実があったと思われる。

オイルショック後の企業社会が確立し、長時間労働・過労死・単身赴任などの矛盾が胚胎された、70年代後半には、家庭の人間関係がひじょうに寂しいものとなり、80年代に入って産業構造の再編成のものと、いっそう厳しい競争を強いられ、家族共同体の崩壊現象は広範囲で深刻化した。その結果、サバイバル競争から早々にドロップアウトし、その傷のあまりの深さに「さいはての子ども」と表現される生徒群が出現するようになった。この頃から、集団づくり実践も、生徒の交わり関係に教師自身も寄りそって、実践仮説を構想することが求められるようになった。さらに90年代に入ると、「遊離する個」「現代は個が孤立して生き

る時代」といった状況認識が語られるまでになっている。

しかし、本書は自らは望まない「自立への強制システム」の厳しさにさらされながらも、そこに「類的個人」「普遍的個人」が点滅していることを明らかにしている。実際、われわれの眼前にいる高校生たちは、「今を楽しむ」ことにかつてなく熱心であり、行動的人生論を通して、したたかに

自分らしい生き方を追求している
60年代に展開された高校全入運動は、それに込められた教育要求を一度として実現することなく、大衆的高校教育として、能力主義的・管理主義的に囲い込まれてしまつたが、20年という歳月は、いまやっと高校教育が真に大衆化し、生徒の個に教育の始点をおかざるをえないような流れを生み出しつつある。いじめ、校内暴力など、

この間に発生した多くの犠牲的事実の重みをかみしめながら、指導主体として教育現場に立つ決意を固めなければならない。ともすれば現場の厳しさに立ちつくしてしまいかねない現実にも、また新たに一步を踏み出したくなる、そうした著作である。

(古来 勝己 所友 高校教員)

●書評

川人博著

『過労死社会と日本——変革へのメッセージ』

花伝社、1992年。税込1800円

1

著者の川人博氏は経済学部出身の弁護士で過労死弁護団全国連絡会議の事務局長として奮闘されている。氏はこれまでに『過労死と企業の責任』(労働旬報社、1990年)など多くの著書・論文を著してきた。今回出版された『過労死社会と日本』では、「過労死110番」の4年に及ぶ活動とその間の多様な相談事例にもとづいて、過労死問題の背景ともいべき日本の企業社会の構造を分析し、変革への方向を明らかにするとともに、資本主義分析の理論的課題や経済学研究のあり方についても大胆な問題提起を行なっている。

2

第1章「過労死の現場から経営者へ」では、千代田化工建設の副社長の事例を取り上げながら、会社役員の過労死が相次いでいること、その背後には経済の国際化とビジネスの24時間化があることが指摘されている。「過労死110番」の全国ネットの集計結果では、過労死の犠牲者は、現場労働者から中間管理職や役員までおよび、職種や地位を問わず過労死が広がっている事実が示されている。しか

し、企業は過労死を否定し、倒れた企業の戦士たちにたいしてきわめて冷酷な対応を行なう。労働組合に申し出ても相手にしてもらえない。やむをえず駆け込み寺の弁護士に相談するケースが多い現状は、労働組合が過剰競争・過剰効率を制御する組織として機能していないことを示すものである。

3

第2章「過剰競争社会の変革を」においては、著者は青年の過労死が続発している問題をとりあげ、過酷な企業競争を青年が受容していく背景には共通一次試験(1979年導入)を画期とする偏差値戦争があることを見て、受験競争が企業戦争へつながっていく関係に注目する。日本の青年は10歳頃から分割みのなかで勉強する訓練が積まれており、過労死をなくすためには日本の過剰競争社会システムそのものを見直す必要がある。

さらに本章では、消費生活の視点から、過剰消費・過剰サービス社会の見直しを提起している。現代の日本で「便利さ」を象徴するものは、クルマを筆頭に宅配便、24時間営業店舗、自動販売機、銀行の土日のC D稼動、新幹線などなど枚挙にいとまがない。「便利

さ」を支える裏では深夜労働・時間外労働による過労・健康破壊が進行し、また、交通事故、環境破壊、非行などの社会問題がひき起こされているのである。著者は旧西ドイツで1956年に制定された閉店法に触れ、すべての店舗の営業時間を規制したことが社会的規模でドイツ人の生活サイクルを変え、労働時間短縮のたたかいの前進に寄与した経験を紹介している。日本では営業の自由の論理が優先しており、「便利さ」を批判することはタブーといわんばかりの風潮がまかり通っている。日本で1日当たりの労働時間短縮が進まない要因の一つがここにあるのではなかろうか。

4

第3章「過労死社会の分析」は、労働時間統計の検討から始めて、過労死の根源の把握に関わる多様な論点を提起している。日本の労働時間は国際比較で労働省がいうよりはるかに長く、時間外労働—とりわけ「サービス残業」が異常に多い。著者は過労死・長時間労働を生み出す直接的原因は日本企業の労務管理にあるという。日立製作所の田中事件の最高裁判決に端的に示されたように、企業は残業を拒否する者や長期休暇を取る者は解雇処分を行ない、一方で企業のためには残業もいとわず身も心も捧げて働くものを賃金、昇進面で優遇する。労働者は厳しく差別的な業績管理、社内考課制度に

よって精神的拘束をうけている。こうした労務管理の存在を抜きにしては日本の長時間労働の原因は解明できない。ここで著者が、熊沢誠氏の著作を紹介しつつ、企業の強制と労働者の自発（自主）性の関係を把握して、過労死を招く日本の労務管理システムの改革の必要を提起された点は興味深い。従来の日本の労働組合運動論は企業の強制の側面のみを重視し、労働者の自発（自主）性——労働者が合意させられる構造——の分析が弱かったと思われる。

著者はまた、全労働省労組の労働者実態調査などを分析し、労働時間の増加している企業ほどサービス残業の多い事実を明らかにしている。ここではさらに現在の日本における長時間残業の原因を、もっぱら低賃金構造に求める見解を批判している。

本章で見落すことのできない論点が二つある。一つは著者が同じ資本主義国でありながらヨーロッパ諸国では過労死は例外的であり、日本でだけ社会問題化していると述べ、日本とヨーロッパの間になぜそのような差がついたのかを問題にしている点である。今日の日本における社会改革の課題が働くものの人権と民主主義の獲得にあるとすれば、われわれはスウェーデン、ドイツ、フランス、イギリス、イタリアなどの社会運動の経験から謙虚に学ぶ必要があるのでないか。

もう一つの問題は、現在おきている会社役員の過労死をどう見るかということである。著者は千代田化工建設の副社長の過労死と、同社の活動家の解雇という複雑な

状況に労働組合はいかに対処すべきかについて論及している。そして、千代田化工の解雇撤回支援共闘会議が、争議の解決（解雇撤回）が会社役員を含む全従業員の命と健康を守るうえで必要だという立場をとって、両者を統一してたたかっている意義を評価している。従来の考え方では、労働者の首をきった会社側の役員の過労死を取り上げることは階級的にどうかという論議が必至であったと思われる。著者は過労死の現場に接する弁護士の立場から、過労死問題では地位や職種にかかわらず、すべての人が犠牲者であるという見解をとり、労働者側も経営者側もともに過労死を生む社会の変革に立ち上がるべきだと提起している。

そこから著者は、階級対立概念について『共産党宣言』を引用して、現在の日本社会の自然人を資本家階級と労働者階級の二大陣営にわけて説明するのは実態にあわず、ほとんどの自然人が企業社会の論理の貫徹の犠牲者であると説明するほうが実態に即しているとして、過労死問題を契機に労働者階級、階級社会という概念の問い合わせを提案している。残念ながらこの提起に答える力量は現在の私にはないが、「人類の解放」に労働者階級の使命があるという観点から、今後の研究課題としたい。本章の最後に著者は研究者が現場から遊離しているのではないかと警告される。とりわけ企業社会分析にあたっては官公庁の統計に頼りすぎるくらいがあり、生の実態に接近する必要を訴えられている。このことは、基礎経済科学研究所の今年3月の春期研究交流集会で

の著者の講演「働くものの人権と経済学の課題」（『経済科学通信』第70号、1992年7月）でも強調されている。

5

本書はさらに第4章で「過労死市民講座から」を掲載しており、第5章の「過労死労働講座から」では具体的な事例を紹介しながら、労働組合が取組むうえでの留意点を実務をふくめて詳細に述べている。内容が実践的であるだけに組合活動に携わる方にはぜひ読んでほしい章である。最後の第6章「過労死をめぐる国際世論の形成」は著者と過労死弁護団の国際活動の経験がまとめられている。海外のジャーナリスト、労働組合が日本の過労死問題に大きな関心をよせるようになったきっかけをつくったという点でも、こうした国際活動の意義はまことに大きいといわざるをえない。

以上、本書は過労死という日本独特の社会問題を解決するにあたっての基本的な考え方を提起し、企業社会ニッポンを解剖しながらその克服の大膽な枠組と道筋を提起している点に真髄がある。その意味では過労死をキーワードにした「日本経済論」といえる。とくに著者が、労働運動の活動に携わる人々は語学をふくめもっと勉強しようと呼びかけられた箇所は見過ごすわけにはいかない。グローバル化する国際社会にあって諸外国とのコミュニケーションを強めていくことは、日本の労働者と労働組合の責務である。

（水野喜志彦 所員
元NTT労働者）

●基礎研だより

盛況に終わった第15回研究大会

7月10日（金）～12日（日），第15回研究大会が「関西大学飛鳥文化研究所」にて開催されました。当日は梅雨まったく中にもかかわらず比較的天候に恵まれ，また近畿近郊以外の支部から多数の参加者を得て延べ数82名で，昨夏（88名）にほぼ匹敵する規模となりました。

その一端を紹介すると，東京5名，金沢・徳島各3名，香川2名，岐阜・愛媛・広島・鹿児島各1名という次第です。読者などの参加も16名にのぼり盛況でした。また女性の参加も基礎研にしては多かった（7名）ような気がします（?!）。但し研究科生の参加が僅か5名にすぎず，いくぶん寂しく感じました。

「みなさん，今回の研究大会のキャッチフレーズをご存じですか！」（これは成瀬龍夫研究大会実行委員長の口から大会当日くりかえし発せられた言葉なので，参加された方は記憶に新しいかと思います）世界を見よう，文化を語ろう，夏の研究大会であなたの知的飛躍を！のキャッチフレーズ，「企業社会をこえて」の大会テーマのもとに2泊3日の研究大会が行われました。以下，エッセンスのみ報告します。

初日は，午後2時より「脱企業社会論の動向」「マルクス経済学の理論動向」の2つの分科会。金曜日の午後でもありあまり参加は多くなかったが，中身は充実していた。食事のあと7時より基礎研シンポ「21世紀の基礎研像と人間発達の経済学」，来年に創立25周年をむかえるにあたり，藤岡惇25周年事業委員長から記念事業の概要が紹介された後，記念事業の一環として小沢修司研究教育委員長

から『人間発達宣言……6つの疑問と経済学の挑戦』（『人間発達の経済学』新版）刊行の計画が提示された。さらに，理事長より「21世紀の基礎研像」と題する報告がなされ，これまでの成果と今後克服すべき弱点について，率直な指摘がおこなわれた。その後，夜9時から「プレ懇親会」が行われた。スケジュール表には「ささやかに」とあるが，夜を徹しての酒盛りもあったようだ。

翌11日，大会2日目も天候に恵まれた。この日の朝のスケジュールは盛りだくさん。自由時間だが「知的チャンネル」として2つの企画を実施。1つは，京都支部の吉田央さんにお願いしたパソコン通信のデモ。もう1つは，法律文化社のお二人（秋山泰・高菅徹夫氏）から社会科学図書の出版事情についてのお話。パソコン通信それ自体は興味を引いたが，基礎研としては所員相互間や本部と所員間のコミュニケーション手段としてどのように有効利用が可能か，今後具体的に検討すべきだろう。秋山・高菅氏のお話は，社会科学図書の出版状況の厳しさの説明とともに，そのなかで真に良書を出すために編集者がどのように苦労されているかについてのリアルな話だった。

昼食をはさんで午後1時からは，小沢研究教育委員長の司会によるメイン・シンポジウム「企業社会の変革と文化」。京都支部の池上惇・角田修一・大西広の各氏から報告が行われた。3氏ともに近年よく議論される文化の問題について，企業社会日本の変革にとって文化活動が持つ意味をそれぞれの視角から話された。印象としては，草の根文化活動を積極的に評価す

るか，企業主導性に力点を置くなど，報告者間に意見が相違していたように感じたが，議論をここに止めることなく今後もひきつづき続けるべきだろう。なお，基礎研の創設者のおひとりである池上先生が大会に来られたのは久しぶりであった。

引き続き1992年度定例総会，そして懇親会。総会では新しい理事が選出された。特徴的なのは，理事長と事務局長それぞれが新任（森岡→柳ヶ瀬；大西→井内）となったことである。夕食と懇親会が分離していた昨年とは異なり，今年は和室でのいわゆる宴会。料理がセットされた部屋に足を踏み入れると，部屋いっぱいに据えられたお膳にいくぶん面食らった。井内尚樹研究科委員長と編集局の森岡真史氏の司会によって，遠来の参加者を中心に近況報告をつづけながら一同歓談。そのなかで，愛媛支部から唯一一人参加した湯浅氏が言われた「2回も参加依頼の電話をもらうと来ないわけにはいかない」という言葉が印象的だった。（総会の時間が足りないと感想もあるようだが，このやり方の方が良いように思うのだが。）宴は延々と続いたようだ。

さて最終日。昨夜（今朝）の疲れも見せず，一同各分科会に熱心に参加。午後からは，大阪市立大学の佐々木建氏による大会記念講演「世界資本主義の変貌とEC統合」。佐々木氏は，ソ連・東欧社会主義の崩壊によって今や世界は「公然たる帝国主義の時代に入った」と述べ，帝国主義の理論的再構築の必要を力説された。

2泊3日白熱の議論を闘わせた第15回研究大会は，成瀬大会実行委員長・森岡前理事長の挨拶によっ

て閉会となった。

なお、各分科会のテーマと報告者は以下の通り。

分科会A—1 脱企業社会論の動向

(1)日本型企業社会を超えて（十名直喜）, (2)企業社会と財界（廣瀬幹好）,

(3)サービス残業の試算をめぐって（森岡孝二）

分科会A—2 マルクス経済学の理論動向

(1)市場について（森岡真史）, (2)

価値論におけるマルクス経済学と近代経済学（石上秀昭）

分科会B—1 経済学と環境問題

(1)環境破壊と社会的費用（吉田

央）, (2)企業社会と環境問題（成瀬龍夫）

分科会B—2 未来社会論と社会主義

(1)ペレストロイカ下のソ連農業（藤原克美）, (2)マルクスのアソシエーション論（小林正人）

分科会B—3 地域経済再生の課題

(1)グローバル・リストラと内発的発展（佐々木雅幸）, (2)都市周辺地域の「自立」化をめぐって, (3)日本資本主義と不動産金融（小森治夫）

分科会B—4 教育と人権

(1)大学改革と自己評価（藤岡惇）, (2)子どもの発達と受験体制（吉

田省二）, (3)教育実践と学力（村田純一）

分科会B—5 技術と産業の展開

(1)日本型生産技術の評価をめぐって（青木圭介）, (2)アメリカ技術競争力の衰退をめぐって（高橋信一）, (3)オートメーションと労働（湯浅良雄）

分科会B—6 現代の福祉と労働

(1)西成の外国人労働者問題（宇田綾生）, (2)人間発達の福祉とは何か（武元勲）, (3)自治体労働者として生きること（初村尤而）

（文責 廣瀬幹好／第15回研究大会副実行委員長）

「現場からの発信」 の原稿を募集します

『経済科学通信』では、第68号より、「現場からの発信」を連載しております。「開始にあたって」では、本企画の趣旨について次のように説明しました。

「この連載企画は、地域や職場でおきている様々なできごとや、そこでの労働や生活のなかで抱いている問題関心を、積極的に交流し、討論してゆくことをねらいとしています。一ヶ所に腰をすえ、そこに根をはって生活している人々の視点（書き手がそれを代弁している場合もふくめて）からとらえた労働や生活の『現場』における諸問題を、所員・所友・読者が相互に『発信』してゆこうというのがタイトルの趣旨です」

今号までに9人がこの企画に参加され、おかげさまで好評をいただいております。つきましては、当初にもご案内いたしましたように、当企画への皆さんの積極的な投稿を改めてよびかけます。以下の要領であるってご応募下さい。

[テーマ] 現場からの発信

[枚 数] 200字詰35枚以内

[締 切] 72号分 1992年12月31日

73号分 1993年3月31日

74号分 1993年6月30日

[送り先] 602 京都市上京区

河原町今出川下る 芝山ビル4F

基礎経済科学研究所

『経済科学通信』編集局

《ゼミ・学科紹介③》 入門近代経済学 近代経済学を学んで

わたしたちの「近代経済学ゼミ」は1989年12月に京都第三学科から生まれ、いつのまにか分離独立した形になっている比較的新しいゼミであり、基礎研テーマ別ゼミナールの元祖だと思っている。1989年12月と言えば、11月にベルリンの壁が崩壊し東欧革命が進行していくまゝ中最中であった。「マルクス経済学」が古くなったとか適用できなくなってきたとかまでは言わないにしても、「近代経済学」内部で論じられている諸議論を無視しては、もやは少なくとも広範な人々に説得力をもっては現代の経済学を論じることができなくなっている。われわれ自身が批判の対象とする「近代経済学」自体を一度とりあえず理解してみようではないか、というのが提唱者の趣旨であったと思う。

以後今日まで毎月1回日曜日の夜6時から、夏休みの8月も休まずに続いている。会場は主として基礎研の事務所を利用している。参加者は指導担当の大西広先生をはじめ院生・OD・労働者など各階層にわたっており、それに立命館大のN先生が毎回参加されている。今までにとりあげたテキストは、倉沢資成『入門価格理論(第2版)』日本評論社、西村周三『応用ミクロ経済学』など。現在は新保生二編『マクロ経済学入門』日本経済新聞社を用いている。

ゼミの進行の仕方としては他のゼミと同じで、ゼミ生が交替でテキストに沿って報告をし指摘された問題点を中心にみんなで討論をするという形であるが、「近代経済学」をそれとして理解するというのが趣旨であるから、議論がテキストから離れると、指導担当から適切なサセッションが与えられ

る。「マルクス経済学」になじんだわたしたちにとっては、「近代経済学」が前提とする条件には理解しがたいものがある。例えば労働の価格が低下するとその供給が減少するというのははたしてそろかなあと思ったりする。そこで議論がつい「近経」の前提を無視して発展する。そこにサセッションが効くのである。わたしは「近経」を学ぶ前は、「需要と供給」や「価格」を議論するのだから、「マル経」に比べてより現実に近いのかと思っていたが、必ずしもそうではない。その前提条件には現実を無視したずいぶん乱暴なものがあるが、それを前提としたうえでどういうことが言えるのかを考察しているのである。そう考えるとそれなりに理解できるし、けっこう役に立つのではないかと思う。私見によれば唯物論的弁証法と形式論理学のような関係だと思っているのだが、いかがであろうか。

『経済科学通信』でも63号以来、「入門講座：近代経済学とマルクス経済学」が連載され、近代経済学を検討しなおすことによって近代経済学とマルクス経済学の違いを明確にし、両者の接点を探り出そうとしているところである。労働者の立場からすると、「近代経済学」なるものは、労働者も資本家も同じ力をもった経済主体と考えるという現実を無視した立場に立ち、そのうえ数式ばかり多くて難しいということになる。たしかに「マルクス経済学」とはよって立つ立場が違うが、その根本的なところで議論しても実りは少ないようと思われる。むしろ一定の条件の下で現実の経済状態を分析するときに、その蓄積が役立つのではないか。いま日本の経済はバブ

ルがはじけて不況のどん底にある。バブルの前には円高不況があったし、その前には第1次・第2次のオイルショックがあった。いろいろな不況があったが同じ不況がそのまま繰り返されることはない。わたしたちがたたかわなければならないのは不況一般ではない。いま目の前にある不況である。それには個々の不況を具体的に分析しなければならない。「マルクス経済学」においては恐慌論一般的議論はさかんだが、具体的な分析——とくに現時点での——が弱いのではないかろうか。例えば宮崎義一氏の『複合不況』に対応するようなものが欲しいのである。また、われわれの分析はマクロでは強いが、ミクロは弱いように思われる。そのためには「近代経済学」の蓄積にも学び、「マルクス経済学」の諸原則と結び付けて現実を深く考察したいと思っているのである。

最近はゼミ生も少なく、メンバーが固定される傾向にあるので、これを機会に関心ある多くの人に参加を呼びかけたい。いままで取り上げられたテキストは幸い(?)にも難しい数式は少なく、私のようなものでもついて行っているので安心して参加されたい。なお当初からわたしたちのゼミに参加されておられた道旗一郎所員が昨年暮れ病に倒れられ療養中である。一日も早く回復され、元気な姿とともに学ぶ日の来るこことを祈りたいと思う。

(文責 小野満)

『経済科学通信』読者アンケートについて

1992年10月

『経済科学通信』編集局

編集局では、『経済科学通信』の編集改善と充実にむけて、読者アンケートを実施いたしました。対象は、所員・所友を除く読者の方で、期間は7月から9月までです。こちらからは封筒のみを7月発行の70号に同封し、返送の際に62円切手を添付するという形式で、あたかもかわらず、60名の定期読者の皆さんから回答をいただきましたことを厚く感謝申し上げます。以下にまとめたアンケートの回答とお寄せいただいたご意見については、これに先だって行いました所員・所友の皆さんを対象としたアンケートの結果(『基礎研ニュース』9月号に掲載しております)とあわせて、必ず何らかの形で今後の編集内容に反映させていただきたいと考えております。今後とも『経済科学通信』の御愛読と厳しい叱責をよろしくお願ひいたします。

《アンケートの回答》

*質問3、5は定期読者でない人を対象とするものだったので省略。

1 定期購読者ですか

はい：60 いいえ：0

2 定期購読者の方に。どのくらいの期間講読していますか

0年：4 1年：6

3年：7 4年：8

5年：10 6年：2

7年：5 8年：1

9年：1 10年：4

12年：2 13年：1

14年：2 15年：1

17年：1 創刊：1

4 定期講読の有無にかかわらず、はじめて『通信』を読んでど

れくらいになりますか。

1年未満：2 1-2年：3
3-4年：9 5-10年：26
11年以上：19

6 通常、『通信』の内容をどの程度読みますか。

ほとんど隅々まで 12
特に興味を感じたものだけ 46
ほとんど読まない 2

7 どのような問題、テーマに関心がありますか。

経済理論 38 企業社会 35
社会主義 31 労働条件 27
歴史 25 政治 22
労働運動 21 環境問題 20
教育問題 18 文化 18
福祉 17 農業食糧 15
軍事平和 14 民族問題 12
住宅問題 12 科学技術 12
医療問題 11 女性問題 11
人種差別 11 法律 11
金融 10 高齢者 10
日米関係 10 E C統合 8
障害者 6 宗教 5

(その他) 経済学説史、現代における共産主義思想(マルクスから何を受け継ぐか) 経済政策、生協運動、生活様式、産業発展、日本の海外進出、地域経済、国土開発(リゾートetc)、都市経済、イデオロギー、情報化問題、ソフトウェア労働、経済発展、外国人労働者、数学、地方行財政、労働組合の自治研、教研などの自分たちの仕事のあり方についての研究運動について

8 『通信』の論文・企画でもっと増やしてほしいものは何ですか。

インタビュー 12
ルポルタージュ的記事・

論文 24

入門・解説的論文 12

分析的・理論的な論文 23

実証的な論文 22

論争的論文 19

書評 12

伝記・自伝 5

海外通信 9

対談・てい談 9

・全体的に論文執筆者が関西系に固まっているのもう少し、他の系譜の人たちとの論争を
・もっと本格的な書評を

9 『通信』の組版について

よい 53 詰まり過ぎ 7

10 『通信』のレイアウトについて

よい 52 まずい 7

まずい場合、具体的に

・ページが飛ぶ 4

・もう少し白い部分が

あってもよい 1

・もっとカットを入れて 1

・遊びがもっとあって

もよいのでは 1

11 『通信』表紙(イラスト、文字など)を刷新すべきと思いますか

思う 8 思わない 46

思う場合、具体的に

・絵は余り派手でない方がよい
タイトルが妙に古めかしく見える

・もっとスマートに

・もっと現代芸術を生かして

・漫画ではなく写真を

12 その他、『通信』のレイアウトやスタイルに何か意見をお持ちですか。

(特になし)

13 『通信』の内容について以下の質問にお答え下さい。

(1) 『通信』の論文は

- ①専門的すぎる 2
- ②やや専門的 17
 - ・「入門講座」は対象をどのレベルに置いて企画しているのか。入門ならもう少しやさしく、分かりやすく。
 - ・学者先生の論文だなと思うのが多いです。以前働いていた職場のことなどを思うと、やはり論文から現実が迫ってくるものが少ないです。
- ③適当 32
 - ・時には論争的論文や現代解説のための古典（資本論等）からの発展的理論展開等、高度でありながら平易な論文を望みたい。
- ④やや通俗的 6
 - ・冒険心あふれる論争的なものが欲しい
- ⑤通俗的過ぎる 0
 - ・専門的と通俗的の二極性（同一論文中にもしばしば）、筆者独自の用語法にはサイドメニューか何かの形で述語の概念規定を示してほしい。
 - ・誰を対象としているのか

(2) 『通信』の編集方針は

- ①一面的過ぎる 0
- ②やや一面的 8
 - ・理論の論文と現実の報告との論文が平行線をたどりながら毎号続いているということ。これは方向性とは言わないかもしれません、平行線でいいのだという姿勢が既に一つの方向だと思います。
 - ・最近は伊藤誠や奥村宏、熊沢誠らの登場でおもしろくなってきたな、という感じです。今は左翼の百家争鳴であるべきだと思います。
 - ・編集方針に批判的傾向のものも載せることが必要。
- ③適当 43
- ④やや方向性がない 4

・盛り込みすぎのようにも思います（少々物足りない論文もあります）。

- ⑤方向性がなさすぎる 0
 - (3) 『通信』の特集企画は
- ①きわめてタイムリー 13
 - ・企業社会を連続して取り上げていることには賛成です。これからも期待します。
 - ・日本のといわれる労働の状況など数号にわたって特集しており大変よい！
- ②まあタイムリー 34
 - ・タイムリーだがもう少し掘り下げてほしい。
- ③普通 9
 - ・今、庶民の関心は不況がどう現れ、どう乗り越えられるべきか、その見通しなどにある。
- ④やや情勢から外れている 1
 - (4) 『通信』は（個々の論文・記事ではなく全体として）あなたの思考になにか刺激を与えていますか。それともつまらないですか。
- 大変刺激を受ける 24
- 少し刺激を受ける 32
- どちらでもない 2
- 少しつまらない 0
- まったくつまらない 0

14 最近の『通信』でおもしろかった論文・記事をお書き下さい。

日本的経営の働きかせ方（2）、権利を創る（2）、No.69 全部、研究者群像（5）、早川群像、No.65 企業社会ニッポン（2）、「情報化論争」と『資本論』、企業社会に関する論文、川口の群像（2）、No.67角田、No.69鈴木、No.70伍賀、三洋電機の「権利」、No.65田尻、No.68熊沢（2）、No.68二神（対する議論）（2）、No.64森岡、No.66 「再考社会主義」、各種インタビュー記事、No.68の諸論文、No.67特集II（2）、No.70川人（2）、No.66大野（2）、No.56労働過程論の論文、No.68特集（2）、フォーディズム関係、宮本の群像（2）、No.65光岡、No.69福田（2）、No.65渡辺（3）、No.66森岡、閔の群像、

No.67伊藤、No.69特集、No.68奥村、No.68芳野、No.67十名、No.69特集

15 最近の『通信』でつまらなかった論文・記事をお書き下さい。
No.69特集の実証論文、「入門」論争的論文、No.69特集、No.67伊藤

16 その他、『通信』について何でもどうぞ。

- ・「入門講座」を続けて
- ・職場の同僚（大学）の勧めで半ば義務で（よって公費）で取っている。京大院生時代から存在を知っているので、「基礎研がんばっとるな」ということだけですみません。
- ・「現場からの発信」は労働者、労働現場の生の声が聞けてよい。わが職場（税金を扱う）からの発言がいつか取り上げられるよう期待する。
- ・「働きつつ権利を担う」その働く人々一人一人の思うことが知りたいです。労働組合員だけが労働者ではありません。いやストレートに言えば学者先生の論文は難しいです。私の頭がこういうのだからかもしませんが…。
- ・経済用語そのものが余りよくわからないのに、横文字用語をそのままカタカナにされて、理解困難に陥ってしまうことがあります。
- ・混乱とスピードで本質が見えにくい情勢です。総合性と本質的解明を期待します。文献・資料を系統的に紹介してほしい。自動的に学ぶことができるよう。社会保障に関する分野（特に高齢者、医療）の企画を増やしてほしい。
- ・いつもご苦労様です。ぜひ一度寄稿させて下さい。
- ・加藤周一さんに東欧情勢について一度何か書いて頂きたいと思います。
- ・教育問題の特集が欲しい。研究過程や論文執筆の方法なども紹介してほしい。

- ・地方の読者にとって会員になつても研究会など参加できる機会は少なく、メリットは余りないように思うのですが。
- ・政府の「生活大国」のスローガンのもとある程度、労働時間短縮などが進んで行くでしょう。そうした中での国民の要求や運動はどのように変化していくか、あるいは変化させていくべきか。大きく時代の流れを捉えた論文を期待します。
- ・研究者群像は統けて。(2)
- ・いつも楽しく拝読しております。
- ・さまざまな地域・職場での現状を生々しくつづった報告文章を多数掲載してほしい。
- ・労働者の状態に関する論文が多いのでわが身に引きつけて読んでいますが、中小業者の経営や労働の実態に関する論文があればより一層身近かに感じられます。『通信』の論文はかちっとした理論的なものよりも、問題意識表明型のものが多いように思います。それは親しみやすく刺激的ですが、反面、「このように考えていいっていいものだろうか」と不安を感じることもあります。それは基本的な理論の理解において根本的に間違っているのではないか、という不安によるものだと思います。自分自身が経済理論の基礎が良く理解できていないので、より一層そう思ってしまいます。ところで昨今では学会でも経済理論の基本的部分につ

いてさまざまな諸見解が入り乱れているようです。それは教条的な理論的停滞状況に比べればずっと良いことですが、従来の通説に対する十分な検討が行われて批判されているというよりも、気軽に捨てられているという気もします。究極的には理論は現実に従属すべきものですが、現実を認識（あるいは変革する）武器としての理論（人類がその歴史的実践の中から生み出してきたもの）の意義が軽視されていはいけないと思います。例えば最近のレギュランソン理論の流行に私は経済学全体に置ける理論不信の表現を見るのです。もちろん私は理論的保守主義を勧めているではありません。今日の状況は「現代の資本論」というべき新たなグランドセオリーを求めていると思いますが、その形成はまだ大分先のようです。今は確かにこの現実に深く内在して理論的には試行錯誤していくしかないのでしょう。ただそのとき理論と現状分析とのフィードバックが慎重に積み重ねられていくことが非常に大切だと思います。最初に戻って言えばさまざまな完成度のものを含め、現実に密着した論文・ルボをより充実させていくことと併せて、経済理論の精密な検討を一般理論並びに特殊理論において行っていくような内容構成を期待します。今日という時代から生まれてくる刺激的な問題意

- 識を理論的に結実させていく作業を『通信』に期待します。
- ・身近な問題と大問題とを適当に平易にしかも鋭く問題提起していってもらいたい。そのためにも多彩な論者の参加を願いたいと思う。新鋭の正統派の人たちの発展を期待したい。個人的な希望としては東農大の小松善雄の現代資本主義論、小磯彰夫や中村章などのような生き生きとした職場状況など。活発な論争の場にしてほしい。
- ・働きつつ学ぶということから少し離れているのでは？！労働者が読んでわかるものにしてほしい。
- ・マクロ経済学だけでなくもう少し細かな議論も必要だと思います。
- ・経済学以外の分野とのジョイント企画もたまにはいいのではないかでしょうか？底流を捉えた一層の発展を！
- ・使い古されていない問題意識で本質に迫ろうとする好奇心が魅力で購読を始めました。気がつかない論点を指摘して下さる雑誌であって下さい。
- ・なかなか一冊を読み終えることの困難な毎日の中で非常にコンパクトにまとまった論文が良い。
- ・論争提起的に、本音で書くような記事が欲しい。
- ・非常に刺激を受けています。
- ・年4回ぐらいの発行が良いかと思います。毎月発行だと読み切れません。

編集後記

- ▼ 今年の夏は35℃を越える日が続く記録的な猛暑で、ついこの間までそれが続いていたのに、この頃では日が落ちると涼しいというよりは寒いくらいである。9月に寒さを感じると言うのは、私がかつて住んでいた静岡、神戸では考えられないことであり、これで冬になったらしいどのくらい寒いのだろうか、今から心配してしまう。
- ▼ 京都に来て驚いたことは他にいくらもあるが、あの京都タワーはいつ見ても異様である。道路は碁の盤目になっていて分かりやすいが、自転車で走るにはたいへん狭く危ない道が多い（自分の下宿の周りだけかもしれないが）。
- ▼ 京都にきて半年になるが、この半年は基礎経済科学研究所と「走り続けた」（締切に追われた？）

半年であった。基礎研に誘われ、入所の申し込みを書いた次の日に夏の研究大会で報告をするように言われ、テーマを何にしようかと考えていたら、その二日後に電話で「いま、テーマを決めてくれ」と言われ、あまりアイデアもないうちにテーマを言ってしまった。レジュメは何とか当日の朝にできあがった。こうした報告はもちろんはじめてで、上手に報告できなかつたし、内容も今から考えれば恥ずかしいようなものであったが、他人の前で、また大学の研究者ではない人の前で報告でき、たいへんよい経験をさせてもらった。夜も自分とはまったく境遇の違う人といろいろなことを話すことができ、たいへん充実していた。

▼ それと前後して「入門講座」に書くようにということで、それ

が今号に掲載されているものだが、成功しているかどうか、はじめで活字になったものだけに皆さんのが反応が待ち遠しいところである。

▼ そして今号からこの『経済科学通信』の編集にかかわることになった。これは京都に住んでいる院生という条件から私が候補になつたようであるが、幸か不幸か下宿が事務所に一番近く、またなんでも経験することは良いことだ、と言われ、編集局員としてやっていくことになった。

▼ 来年、基礎経済科学研究所は創立25周年を迎える。私も来年25才である。基礎研の発展と自分の発達を重ね合わせながら、これから編集の仕事に努力したいと思う。

（石上）

経済科学通信 (季刊) 第71号 1992年11月10日発行

編集・発行	基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局 (〒602京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル) 振替京都 8-1972 TELおよびFAX (075)255-2450			
編集責任者 編集局	二宮 厚美 芦田 亘 江尻 彰 角田 修一 高橋 信一 西田 達昭 二宮 厚美 松野 周治 森岡 真史 石上 秀昭			
印刷所	新日本プロセス株式会社 (〒601京都市南区吉祥院石原上川原町21) TEL (075)661-5688 領価 1部1,000円 定期購買費(年間4冊分) 3,600円(郵送料を含む)			

今日の世界経済と日本 全3巻

(第1巻) 関下 稔・森岡孝二編集 ￥4120

世界秩序とグローバルエコノミー

協調と競争、統合と対抗の中の80~90年代世界政治経済と日本を多角的に追究する!

(第2巻) 奥田宏司編集

10月下旬刊

ドル体制の危機とジャパンマネー

(第3巻) 中村雅秀・林 堅太郎編集 続刊

日本経済の国際化とアジア

国際経済研究の新しいパラダイムを追究して90年代を読み解くシリーズ。刊行開始!

シリーズ 現代資本主義と世界経済

現代資本主義研究会編

[平井規之・関下稔=代表]

奥田宏司著

￥2678

日本の国際金融とドル・円

日本の対外金融の中心テーマである貿易金融と対外投資=ジャパン・マネーの実態を精細に分析する。

90年代のアメリカと日本(関下稔)/円とドル(徳永正二郎)/日本海外直接投資発達史(藤原真雄)/試練に立つGATT(西田勝臺)/今日の南北問題と日本(中村雅秀)/体制支持金融の世界(松村文武)刊/統合ヨーロッパと現代世界経済(田中素香)/戦後アメリカ経済史(平井規之)/現代世界経済と日本・東アジア(久保新一)/情報化社会と現代資本主義(河野眞治)

経済学教育学会編

[2色刷] 予￥2800

経済学ガイドブック

デモクラシーとエコロジーをキーワードに、経済学部の学生や新入生に贈るガイドブック。

第1部●経済学との出会い 経済学の考え方、勉強の仕方、論文の書き方、情報活用法などの入門的内容。 第2部●現代経済の振動 世界と日本の経済に関する情報と知識。用語解説はほとんど小辞典。 第3部●資本主義経済の歩みと経済学の流れ 経済の歴史と経済学の歴史をまとめ、経済学とは何かの理解を助ける。

平野喜一郎著

￥2266

現代社会の政治経済学

「社会主義」の崩壊と「バブル経済」の破綻を直視して、いま経済学を学び・教え・研究する意味と視点と方法を多角的に提示する。

—本書の構成

I ●現代と経済学 II ●学ぶこと 教えること III ●文化と経済(付)1979~1991日本と世界の出来事 ほか

経済理論学会編

￥2884

市場と計画 年報[第29集]

応募論文(6本)と学会1991年大会の報告・討論の記録 【市場と計画】資本主義的生産と商品流通——大谷禎之介 市場と計画・社会主義の到達点——井手啓二 市場と計画・理論と政策——伊東光晴 コメント——菊本義治・田中雄三 【論文】【論壇】ほかに、学会展望・大会分科会報告などを収録

重森 晓著

￥2575

分権社会の政治経済学

産業自治と生活者民主主義

新しい社会・政治・経済システムを模索して、自治と参加を基礎とする柔構造の分権社会を。

—主要目次— 第1章●分権社会と内発的発展 第2章●イタリア職人業と産業自治 第3章●産業構造転換とアメリカ都市 第4章●ウォーターフロントと市民自治 ほか

岩田年浩著

￥3502

経済学教育論序説

経済学教育の各国事情と歴史をふまえて、日本におけるその実態にはじめて本格的なメスを入れ、理論と実践上の課題を鮮明に提示!

—本書の構成

第I部●諸外国における経済学教育の実態
第II部●日本における経済学教育の形成
第III部●経済学教育論の課題と方法

東京都新宿区早稲田鶴巣町538 TEL:03-3202-3999[価格税込]・総合図書目録をお送りします。ご請求下さい。